

令和6年第3回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和6年	9月3日	開会
令和6年	9月12日	閉会

大 江 町 議 会

令和6年第3回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月3日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	11
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報第4号の上程、説明、質疑	17
○報第5号の上程、説明、質疑	18
○議案の審議・上程	20
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議第57号～議第74号の一括上程	27
○提案理由の説明	27
○監査委員報告	32

○一般質問	3 8
土 田 勵 一 君	3 8
藤 野 広 美 君	4 7
○散会の宣告	6 1

第 2 号（9月4日）

○議事日程	6 3
○本日の会議に付した事件	6 3
○出席議員	6 4
○欠席議員	6 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 4
○本会議に職務のため出席した者	6 4
○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○一般質問	6 5
関 野 幸 一 君	6 5
大 沼 清 人 君	7 9
伊 藤 慎一郎 君	9 2
菊 地 邦 弘 君	1 0 4
○散会の宣告	1 1 8

第 3 号（9月5日）

○議事日程	1 1 9
○本日の会議に付した事件	1 1 9
○出席議員	1 2 0
○欠席議員	1 2 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 0
○本会議に職務のため出席した者	1 2 0
○開議の宣告	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1

○一般質問	1 2 1
菊 地 英 幸 君	1 2 1
廣 野 秀 樹 君	1 2 9
○散会の宣告	1 4 0

第 4 号（9月10日）

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○本会議に職務のため出席した者	1 4 2
○開議の宣告	1 4 3
○議事日程の報告	1 4 3
○議第57号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第58号の説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議第59号の説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第60号の説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第61号の説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○議第62号の説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○議第63号の説明、質疑、討論、採決	1 7 0
○議第64号の説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○議第65号の説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○議第66号の説明、質疑、討論、採決	1 7 4
○決算特別委員会設置及び付託	1 7 6
○散会の宣告	1 7 6

第 5 号（9月12日）

○議事日程	1 7 9
○本日の会議に付した事件	1 7 9

○出席議員	180
○欠席議員	180
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	180
○本会議に職務のため出席した者	180
○発言の訂正について	181
○開議の宣告	181
○議事日程の報告	181
○決算特別委員会報告	181
○議第67号～議第74号の質疑、討論、採決	182
○閉会の宣告	183
○署名議員	185

大江町告示第45号

令和6年第3回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月29日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和6年9月3日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和6年第3回大江町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 報第 4号 専決処分の報告について
(令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更)
- 日程第 7 報第 5号 専決処分の報告について
(令和5年度道の駅おおえ再整備工事請負契約の一部変更)
- 日程第 8 議第53号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議第54号 大江町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議第55号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度大江町一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第11 議第56号 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更について
- 日程第12 議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第15 議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議第61号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第62号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第63号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第64号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第65号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 1 議第 6 6 号 令和 6 年度大江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議第 6 7 号 令和 5 年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議第 6 8 号 令和 5 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議第 6 9 号 令和 5 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議第 7 0 号 令和 5 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議第 7 1 号 令和 5 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議第 7 2 号 令和 5 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 議第 7 3 号 令和 5 年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 議第 7 4 号 令和 5 年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 0 監査委員報告
- 日程第 3 1 一般質問（2 名）

1 0 番 土田勵一

- 高校生を持つ家庭へ 1 人 3 年合計 7 2 万円給付について、及び若い子育て世代との対話について

5 番 藤野広美

- 神通峡一部開通に伴い大江町全体の俯瞰を
- テルメ 柏陵温泉東側の一体化整備構想は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君
代表監査委員	安 藤 宏 君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

8番 関 野 幸 一 君

9番 伊 藤 慎一郎 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から12日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告です。

初めに、私のほうから8月22日、23日に開催されました岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会の件について報告いたします。

8月22日から23日にかけて、岩手、秋田、山形3県合同中央研修会が東京で開催され、議長と議会事務局長が出席しました。

22日は「ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障」と題し、東京大学先端科学技術研究センターの准教授、小泉悠氏と、「女性の県外流出解消に向けた地方圏の改革について」と題した、放送大学客員教授名誉教授、千葉大学名誉教授の宮本みち子氏の講演を研修しました。

23日は朝食会を挟み、県関係国会議員の諸先生を囲む懇談会を実施した後、「政局動向、日本の政治・このあとどこへ」岸田首相の次は…と題し、政治ジャーナリスト、テレビプロデューサー、結城豊弘氏の講演を研修しました。

次に、7月2日から3日にかけて行われました西村山地方議長協議会の行政視察及び7月16日から18日までの期間で開催されました村山地方町村議会議長会の行政調査の件につきまして、副議長の報告を求めます。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） それでは、皆様おはようございます。

私のほうから２点、報告申し上げます。

１点目、西村山地方議長協議会の行政視察について報告いたします。

７月２日から３日にかけて、西村山議長協議会の行政視察が実施されました。２日には宮城県大崎市議会を訪問し、定住実現構想についてを研修し、３日には岩手県平泉町を訪問し、議会におけるオンライン会議について研修を受けてまいりました。この行政視察は２年に１回開催されるもので、大江町からは議長、副議長、議会事務局長が出席しました。

続きまして、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修について報告申し上げます。

７月１６から１８日にかけて、村山地方議長会の正副議長行政研修が実施されました。

１７日には岡山県美咲町議会を訪問し、議会改革の一環としてタブレットによる完全ペーパーレス化の取組や、非常時の議会業務継続計画策定について及び住民との対話推進について研修してまいりました。

１８日には鳥取県琴浦町議会を訪問し、議会改革の一環として、議会の監視機能、政策立案機能を高める取組や、議会改革推進の取組及びＩＣＴ化推進の取組について研修してまいりました。

以上、報告申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 次に、６月２４日から２６日にかけて行われました総務文教、産業厚生
の各常任委員会行政調査の件につきまして、最初に総務文教常任委員会行政調査の報告を求めます。

７番、安食幸治君。

○総務文教常任委員会委員長（安食幸治君） おはようございます。

それでは、私のほうから大江町議会総務文教常任委員会行政報告をいたします。

１、調査年月日、令和６年６月２４日月曜日、２５日火曜日。

２、調査場所及び調査内容。

①１日目、徳島県海部郡海陽町穴喰浦穴喰。

DMV（デュアル・モード・ビークル）を活用した地域活性化と地域公共交通の取組について。

②２日目、高知県土佐郡土佐町。

教育環境と移住・定住施策について。

３、所感。

DMVは魅力的な乗り物だが、維持費が自動車の分野と鉄道の分野の両方でかかるため、

観光の分野で利益を上げないと経費を賄っていけない。車検等の維持費が毎年かかる一方、地域公共交通の役割では地域住民の利用が少ない。南海トラフ地震を想定した場合の交通手段を想定しているそうだが、線路、トンネル等の維持費を考えると、この先続けるのは、町の税金の持ち出しも増えることが予想される。このことから、大江町独自でDMVを導入することは困難であり、導入を考える場合は広域観光資源として利用すべきで、公共交通の手段としての利用はすべきではないと思う。

2日目。土佐町は高知県の中央部に位置しており、人口約3,500人の山林、棚田、河川等がある比較的大江町に似ている町である。近隣にはベッドタウンとなる大きい市や工場等がないにもかかわらず、県内外からの移住・定住者が多く、子どもの出生率も高い。町の担当者からは、特別な施策、補助等を行っていないというが、町内には15人の地域おこし協力隊が活動しており、任期終了後の町内に定住する割合が約60%と高いのは特筆すべき点である。

町職員の説明では、町内に空き家があれば、すぐに移住・定住希望者の入居があるという。れいほく田舎暮らしネットワークと連携しており、町の職員も長年同じ担当課にすることが移住・定住者の安心につながり、SNS等で人気が出ているのだろうという説明だった。町内に早明浦ダムがあり、財政的にも恩恵があるようで、町内にも活気があった。我が大江町でも情報発信に力を入れていることは承知しているが、ますますの情報発信力で大江町の魅力を県内外に示してほしいと強く思った次第である。

以上、大江町議会議長、宇津江雅人殿。

大江町議会、総務文教常任委員会委員長、安食幸治。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 次に、産業厚生常任委員会行政調査の報告を求めます。

8番、関野幸一君。

○産業厚生常任委員会委員長（関野幸一君） おはようございます。

それでは、私のほうから大江町産業厚生常任委員会行政調査報告を行いたいと思います。

阿佐海岸鉄道のDMVに関しては、ただいま安食議員のほうからありましたとおり、若干かぶる点はあると思いますが、同日、同じ場所に両方の委員会で視察に行っておりますので、その辺のところはご了承願いたいと思います。

それでは、調査年月日、令和6年6月24、25日の両日にわたって調査を行っております。

調査及び調査内容、徳島県海部郡海陽町。

阿佐海岸鉄道株式会社、DMVを視察しております。

次の日は高知県高岡郡梶原町に行き、梶原町小水力発電及び小水力発電所ほかを視察しております。

所感です。

阿佐海岸鉄道DMVに関しては、バスモードと鉄道モードに切り替わる特殊な車両による世界初の運行形態を試乗、視察いたしました。地域の活性化を目指し、2021年に開業、地域自治体や企業との連携を図りながら、地域経済への波及効果を求めてまいりました。しかし、様々な問題も多く、運行自体にも多額の経費がかかるなど、非常に厳しい経営状態が続いております。慢性的な赤字になっており、今後も営業を続けていくには、私どもの町では大変厳しいと皆さんの意見が一致しております。

本町においても、隣接市町村で、これまでデュアル・モード・ビークルの協議会の中で、様々、意見交換なり、それぞれで現地の調査を行ってまいり、今年度の春になかなか難しいという結論も出ており、方向性を考えなければと話が出ております。我々議会としても、今回の視察で、相当に厳しく、方向性の変更を考えるべきではという意見が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、梶原町小水力発電及び発電所ほかを視察して。

梶原町は、高知県と愛媛県の県境の人口3,300人ほどの小さな自治体であります。環境、教育、健康を3本柱に、町民の暮らしと自然が共生できる循環型社会を目指しており、環境への配慮をベースに脱炭素先進地として、風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電と、自給自足が可能な取組を目指しておりました。

また、新国立競技場の設計者であります著名な建築家、隈研吾氏との縁から、地元資源を活用した景観に調和した隈研吾がデザインした6つの施設があり、交流人口の拡大にもすばらしい効果が出ているというお話でした。

教育に関しては、早くから小中一貫校に取り組み、高校では、山村の小さな町ではありますが、県外などからの多くの入学生も来ていることでもあります。

大江町でも、町特産の西山杉を利用した施設の取組、豊富な水資源を利用した再生可能エネルギーや、今後の教育課題である小中高の考え方に大いに参考になり、取り組んでいくべき事例が多くあると思われました。今後の議会活動に活用していきたいと思います。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

大江町議会産業厚生常任委員会委員長、関野幸一。

私からは以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

行政報告として、私のほうから3件、ご報告を申し上げます。

初めに、道の駅おおえの愛称とオープンについてであります。

昨年6月6日より工事を進めてきました道の駅おおえ再整備工事が、おかげさまで8月30日に工事が完了し、町に対し引き渡しを受けたところであります。工事期間中は何かとご不便をおかけしてきましたが、現在はオープンに向けて、食器や調理器具等の備品の搬入、整備を進めつつ、お客様をスムーズにお迎えできるように、レストラン等の調理部門や産直、物販部門において、従業員のトレーニングなどを行いながら準備を進めているところでございます。

道の駅おおえの愛称についてであります。議員各位もご存じのとおり、8月8日の広報「おおえ」で、道の駅おおえの愛称をコラマガセに決定したことを周知させていただきました。選考に当たっての経緯について、少しご説明をしておきたいと思っております。

最初に、5月23日のお知らせ版等により愛称募集の周知を図るとともに、全国に向けてホームページなどにより情報を発信いたしました。その結果、6月28日の締切りまでに、全国から1,604件の多数の応募がありました。これを受けまして、担当課では、全件にわたって商標登録等の有無などを確認しながら、1,047件まで絞り込みました。その後、大江町振興審議会においてご協議いただき、第1次候補として6案を選考させていただきました。その後、商工会長や区長会長、そして左沢高校の生徒さんなど、9名の委員で組織する愛称選考委員会を開催し、6案の中からコラマガセに決定したところであります。

発案者は寒河江市にお住まいの菅野美保さんで、愛称の由来について、大江町は最上川舟唄の発祥の地でもあるため、親しみと呼びやすさから思いついたということでもあります。ご

存じのとおり、コラマガセは最上川舟唄の掛け声の一節であります。コラマガセに対する選考委員会の委員の方々の発言を参考までに少しご紹介させていただきますと、発音がしやすい、ほかにはないインパクトがある、何だこりゃと思わせる、逆に興味関心を引くのではないか、そしてオリジナリティーがあり耳に残るなどの意見があったそうであります。

町といたしましても、コラマガセに対する印象といたしましては、受け止め方次第でいろんな意味に発展できる面白みがあるフレーズだと捉えています。例えば、俺に任せてけろだとか、もう一踏ん張り、よっこらしよなど、いずれも力強い言葉を伝える響きであると思っています。議員各位におかれましても、元気が湧き出てくるような印象を受けるのではないのでしょうか。

ご存じのとおり、大江町は最上川の舟運によって栄えた町であります。道の駅の建物のコンセプトイメージとして、小鵜飼舟をモチーフにしていることに加え、かつて多くの船頭が最上川を往来するときに、自らを鼓舞すべく発声した掛け声の一節であるコラマガセは、まさに新しい道の駅が再出発する船出にふさわしい愛称だと感じております。

次に、道の駅おおえのオープンについてであります。10月5日のグランドオープンにつきましては、既に町議会議員の皆様をはじめとする来賓の方々にご案内をさせていただいておりますが、予定しているセレモニー等の概要についてご報告させていただきます。

当日は、来賓祝辞やテープカットのほか、最上川舟唄保存会による舟唄と踊りの披露、そしてファーム大江さんによる餅つきイベントや、愛称が入ったどら焼きの振る舞いなどの予定をしております。また、10月5日のグランドオープンに先立ちまして、9月30日、10月2日、3日にはプレオープンとして関係者への内覧会や、地域住民の方々へのお披露目をしたと考えています。さらに、10月5日以降も数週間にわたって、毎週末ごとにバンド演奏やリンゴのプレゼントなど、様々な趣向を凝らしたイベントを開催しながら、グランドオープン後も盛り上げていきたいと考えています。詳しくは、今後、ホームページやSNSなどにおいて情報発信をまいりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

新しい道の駅おおえのオープンにより、テルメ柏陵の温泉と観光やな、そして8月にオープンした大型遊具を備えたぷくぷくパークの相乗効果により、柏陵エリア全体が幅広い年代の方々に愛され、より親しんでいただける町のゲートウェイになることを目指していきます。近隣住民の方々、議員各位並びに工事関係者の皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げ、1つ目のご報告とさせていただきます。

次に、令和5年度の健全化判断比率等の算定結果についてご報告させていただきますので、

資料1のほうをご覧ください。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、財政健全化に関する4つの指標の算定と公表が義務づけられております。このたび、地方財政状況調査により、本町における令和5年度の算定結果がまとまりましたので、概要をご報告させていただきます。

資料1の1ページが総括表であります。

総括表①、健全化判断比率の状況のところをご覧ください。

上段の部分が本町の比率であります。中段が早期に自主的な健全化が必要な段階とされる早期健全化基準、そして国による支援とともに確実な再生が必要な段階とされる財政再生基準となっています。

1つ目の指標となる実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。本町の場合、実質収支額は黒字でありましたので、赤字なしという結果になりました。

次に、2つ目の連結実質赤字比率であります。これについては本町の場合、一般会計のほか、6つの特別会計と水道事業会計が算定の対象となります。全ての実質収支支出等の合計が黒字となっており、連結実質赤字比率につきましても、赤字なしという結果になっています。

次に、実質公債比率であります。これは一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率になりますが、今回の算定では3か年平均の比率が8.6%となり、前年度の8.4%から0.2ポイントの増となっております。これの主な原因といたしましては、令和3年度以降の公債費が高止まり傾向にあることが挙げられます。

なお、早期健全化基準は25%でありますので、引き続き基準を大幅に下回ることであります。

次に、将来負担比率であります。

この指標は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率であります。早期健全化基準は350%とされておりますが、算定の結果、本町の場合は3年連続で負担なしとなっております。

なお、各比率の詳細につきましては、2ページ以降について記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、算定結果の概要についてご報告申し上げましたが、今回の算定では、いずれの比率

においても早期健全化基準を下回るという結果になっております。引き続き、財政の健全化に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

次に、3つ目になります。

山形連携中枢都市圏連携事業の令和5年度実施結果についてご報告させていただきますので、資料の2をご覧ください。

村山地域の7市7町で構成される山形連携中枢都市圏において、将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町村が連携して事業に取り組んでいるものであります。

令和5年度は、昨年度に引き続き村山地域全域の7市7町の枠組みで連携事業を実施しており、令和4年度と同じ40事業を推進いたしました。

まず、主な連携事業のうち、大江町が連携している事業についてご説明をさせていただきます。

資料1 ページ目の2、主な連携事業の成果などをご覧ください。

ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPRにつきましては、山形の広域的な特産品等を圏域全体の共通返礼品として取り扱う全体型返礼品に新たにデラウェアを品目に追加し、全10品目となりました。また、旅行ツアー商品などの体験型商品を組み合わせた体験型共通返礼品については、圏域内の広域周遊の促進を狙い、令和4年度の1品目から11品目に拡充しました。さらに、連携市町の担当者が物産市などで特産品を広報するなどの共同PRで、寄附者も増加してきております。

共通返礼品とは、山形の広域的な特産品として相当程度認識されているサクランボ、山形牛、米などについて、圏域内で生産されたものは圏域全体の共通返礼品として取り扱うものであります。町でも令和3年度から米を、令和4年度からは山形牛を共通返礼品として取扱いを行っております。

連携による広域観光の促進につきましては、7市7町で構成するDMOさくらんぼ山形において、圏域内に滞在する訪日外国人等の観光客に対して、観光素材の掘り起こしを行い、新たな着地型旅行商品を追加したことで、広域周遊の促進につながったところであります。また、連携市町の担当者が実際に足を運んで得た観光情報を盛り込んだ山形めぐり観光デジタルマップの観光スポット数を、令和4年度の258か所から475か所に大幅に拡大し、交流人口の増加を図ったところでございます。

次に、3、令和5年度新規提案事業の検討状況、これをご覧ください。

救急医療情報共有システム事業につきましては、救急事案情報や傷病者情報をリアルタイムで共有できるシステムを圏域内の各消防機関と医療機関で導入する事業であり、ワーキンググループで検討を行い、令和6年度から事業実施に至りました。7月12日から山形市消防本部でシステムの本格運用を開始し、本町を含めたその他の市町は、山形市消防本部のほうで導入したシステムを運用しながら実証実験を行い、システムの本格導入について検討をしております。

最後に、成果指標について、4、主な成果指標（K P I）の達成状況をご覧ください。

連携事業の成果指標として、裏面にあります参考1ですが、7市7町の数値を合計した各種指標を設定して、進捗状況を管理しております。参考1は、後ほどご覧いただければと思います。

表面に戻っていただいて、目標を達成している指標は、圏域に係る関係人口の数でございます。これは、ふるさと納税の寄附者数が増えたことなどにより、目標を達成したものであります。ふるさと納税を活用した圏域特産品等のP R事業で、共通返礼品を拡充したことや、共同P Rの広報などが一定の効果を発揮しているものと考えられます。

目標を達成していないが前年度より目標値に近づいた指標は、圏域の観光客数と圏域全体の公共交通利用者数の2つでございます。新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ人流は、コロナ禍以前の水準まで回復しつつあり、目標値に対する実績値は、前年度より圏域の観光客数については12.8%、圏域全体の公共交通利用者数は4.6%増加しております。

目標値を達成しておらず前年度より目標値から遠ざかった指標は、大学生の地元定着率であります。大学生が県内に定着した率は、前年度比で7.0ポイント減となっております。引き続き、若者の地元定着に関する取組を強化する必要があります。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めていくとともに、引き続き、連携事業の内容等について協議を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますことをお願いを申し上げます。

以上、私のほうからの行政報告3件でございました。

○議長（宇津江雅人君） 続いて、清野教育長。

○教育長（清野 均君） 教育委員会から、令和6年度教育委員会事務事業点検評価報告書（令和5年度分）についてご報告申し上げます。

資料4をご覧ください。

〔「資料3」「3」「 」と言う人あり〕

○教育長（清野 均君） 資料3をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めているところであり、その際には、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るものとされているところであります。

このことから、大江町教育委員会でも平成22年度から前年度の主要な事務事業の点検評価を行ってきておりますが、今年度は学識経験者等の知見を活用するために、木の沢区の富樫雅人氏、小漆川区の伊藤学氏、下モ原区の松田澄子氏のお3方に評価委員をお願いし、それぞれの意見を伺った上で、令和5年度に教育委員会が実施した主な事務事業についての点検評価報告書を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

大江町教育委員会では、今後とも議員各位をはじめ、多くの町民の皆様からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いし、ご報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

令和4年1月1日から人権擁護委員を務められています伊藤恵美氏は、来る令和6年12月31日をもって任期満了を迎えます。

この間、伊藤恵美氏は、人権擁護委員としてその使命を自覚し、常に人格識見の向上に努め、これまでの長い教員としての経験から、子どもと障害者に関する問題にも関心を寄せられてきました。子どもたちに人を思いやる心の大切さを伝えたいと、積極的に人権擁護の職務を遂行されていることから、適任と認め、再度推薦いたしたく諮問するものであります。

現在1期目であります。新たな任期は令和7年1月1日からの3年間となります。

以上、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴取の上、令和6年10月7日までに法務大臣に推薦する必要があることから、このたびの定例会に諮問したものであります。ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 諮問第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事については、8月10日にオープンしたぷくぷくパークの整備に係る工事であります

が、工事の出来高に合わせ、専決処分により契約の一部変更をさせていただいたものであります。

本工事に係る契約につきましては、昨年7月3日開催の大江町議会臨時会においてご可決をいただき、株式会社大泉組さんと2億570万円で契約を締結し、その後、アスベスト除去に係る増額や、駐車場拡張等及び天然芝舗装面積拡張などに係る増額を経て工事を進めてまいりました。完成間近となった7月、施工出来高を精査した結果、植栽したセイヨウアジサイの数量やアスファルト舗装面積、カラー舗装面積及び天然芝面積を実測の結果、減となったため、それらに要する費用を減ずる必要があったことから、請負金額を21万6,700円減額し、2億2,190万5,200円とする変更契約を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、請負代金額の1億円の100分の3の金額に1億円を超える請負代金額の100分の2の金額を加算した金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年7月19日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第4号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報第4号を終わります。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、報第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和5年度道の駅おおえ再整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事については、令和5年6月6日に開催の大江町議会においてご可決をいただき、高子・林・大泉特定建設工事共同企業体と10億4,500万円で請負契約を締結し、その後、令和6年5月8日開催の大江町議会臨時会で第1回契約変更、これをご可決いただき、工事を進

めてまいりましたが、このたび本請負契約について240万9,000円を増額し、11億311万3,000円とする第2回契約変更を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、請負代金額の1億円の100分の3の金額に1億円を超える請負代金額の100分の2の金額を加算した金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月8日付で専決処分をさせていただいたものであります。

変更の内容につきましては、建築工事における造作家具の一部の仕様変更による減額、造成工事における既存緑地部分の路盤下地が軟弱地盤であることが判明したため、土砂等運搬数量の増加、芝生エリアの盛土材が不足したことや、当初予定していない地中埋設物の撤去が発生したことなどによる増など、これらに要する費用を精査し増額としたものであります。

なお、本工事は8月30日をもって完成をしております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第5号についての質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

資料4からお伺いしたいと思います。

造成工事の中の縁石工事、境界線地先ブロックを設けたということありますけれども、ここ、今の道の駅ではどの辺なのかということ。

次の舗装工事なんですけれども、植栽帯をインターロッキング舗装に合わせたとありますけれども、今、県のトイレの前辺りでないかなというふうには思うんですけれども、詳細をお伺いします。

あと、構造物撤去工事の中のヒューム管埋設撤去とありますけれども、場所はどの辺にあったのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 3点の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、造成工事の縁石工事については、こちらの主な変更理由のとおり、上記によりとありますので、排水構造物工事に伴いまして地先ブロックを設けたところでございます。具体的には、本体の建物の外周の一部でございます。

あと、舗装工事につきましては、インターロッキング舗装に合わせ復旧としたための増額ということで、今おっしゃったとおり、今現在の24時間トイレ、今存在するトイレのところ

のインターロッキング舗装を一部舗装したところ。あと、ここに理由はございませんけれども、一部、舗装工事からインターロッキング舗装工事に逆に増やしたところもありましたので、舗装工事が増えているというような、インターロッキング舗装でなくて舗装工事にしたという部分は一部ございますので、そちらのほうの変更も入っているところでございます。

あとは、構造物撤去工事につきましては、こちらのほうは造成工事で今現在の駐車場、元の県の敷地も含めてですけれども、そちらのほうに、県のほうに詳しい図面等が残っておりませんでしたので、掘ってみたら出てきたというようなところ。あとは、配線の関係で使わなくなったヒューム管等々がございましたので、そちらのほう撤去させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 舗装工事、インターロッキングなんですけれども、多分2か所だと思います。ちょっと現場見させていただいておりましたけれども、これ最初、土が盛られているところを平らにしてということだと思うんですけれども、最初からこういうふうにするというふうには見ていなかったのかのをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今、議員おっしゃったとおり、盛土といふかな、土が盛られていたところ、昔でいうといふかだ等々があったようなあそこですけれども、あそこを舗装工事、駐車場の一部としたんですけれども、インターロッキング舗装になっておりました。そこを今の駐車場の高さに擦りつけるに当たって、若干、構成が変わってきた部分でございまして、現場で動いている中で変更が出てきたということです、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第53号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第53号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております菊地真里枝委員は、令和6年9月28日をもって任期が満了となりますが、同委員を適任と認め、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

菊地真里枝氏につきましては、大江町土地改良区の事務職員として従事された方で、土地の状況に関する知識に加え、女性ならではの視点や感覚を生かし委員を務めていただいているところであります。

なお、任期は本年9月29日から令和9年9月28日までの3年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第53号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

議第53号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第54号 大江町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第54号 大江町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、大江町教育委員としてご活躍いただいています海野晋委員が9月28日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

海野委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、教育委員の中に保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されていることから、保護者としての立場で、これまで教育委員として本町の教育行政の推進に取り組んでいただいております。このたび任期満了を迎えるに当たり、保護者としての要件を満たさなくなることから、後進に道を譲りたいとの意思表示がありましたので、後任について検討を進めてきたところであります。

ご提案申し上げます鈴木隆之さんは、昭和41年10月9日生まれで、現在、中学生の

お子さんを持つ保護者であり、左沢11区に在住されております。鈴木さんご自身は、TAKA建築設計事務所の代表を務められております。また、町の大江町振興審議会委員を担っていただいております。教育分野では、令和3年度に大江町立左沢小学校PTA会長を務め、現在も大江中学校の第3学年副委員長としてご尽力いただいている方です。これまでの豊富な経験を生かし、今後の本町教育行政の振興、発展のためにご協力をいただければと思っていますところであります。

以上のことから、鈴木隆之さんを大江町教育委員として適任と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期は本年9月29日から4年間となります。

ご審議の上、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第54号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立により行います。

議第54号 大江町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第55号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第55号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求める議案についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の施策である定額減税を補足する給付金と、令和6年度に新たに非課税などとなった世帯への給付及びその世帯に属するこども加算の給付に要する事業費を計上しておりますが、緊急性が高く、早急に予算措置を講ずる必要性が生じたため、令和6年8月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算には、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,740万円を追加し、補正後の予算総額を67億9,790万円としたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第55号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求める議案についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

3ページの下段をご覧ください。

2款総務費は3,740万円の増額です。1項12目臨時特別給付金事業費の定額減税補足給付金、均等割りのみ世帯等物価高騰重点支援金及び低所得世帯等重点支援金こども加算については、当初4月の補正予算において概算の対象者数を基に計上したところでありますが、令和6年度の課税状況により対象者を算定したところ、想定以上に対象者が増加したことから、追加が必要になったものであります。そのほか、会計年度任用職員報酬から手数料については、関連する事務経費となっております。

上段の歳入予算については、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

以上が令和6年度大江町一般会計補正予算（第3号）の内容であります。

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第55号の質疑については、歳入歳出一括して行いたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

議第55号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第55号 専決処分の承認を求めることについて、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第56号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第56号 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本工事については、本年6月6日の第2回大江町議会定例会においてご可決をいただき、高子建設株式会社と7,073万円で契約を締結し、工事を進めているところであります。

このたび、工事請負契約の変更内容につきましては、購入土の増工及び照明灯2基を増工するものであります。

請負金額を522万2,800円増額し、7,595万2,800円とする変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

なお、工期につきましては、当初契約のとおり令和6年12月20日としております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第56号の詳細についてご説明申し上げます。

町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約につきましては、当初契約の7,073万円の522万2,800円を増額し、7,595万2,800円とする変更契約を締結するものでございます。

このたびの変更契約を締結しようとする工事の内容につきましては、昨年度の工事で使用いたしました迂回路、こちらのほうに仮に設置している電力柱がございます。その移設について東北電力と調整を図ってきましたが、移設時期が今年の年末ぐらいまで時間を要することとございます。迂回路を取り壊す際に発生する良質残土を道路の盛土として利用する予定でございましたが、電力さんが電柱を外すというときに、その道路を使つての作業ということになりますので、それができなくなったというようなことで、再生改良土を購入する予定であります。

また、当初、町道との交差点に照明灯を設置する予定でございましたが、町道以外の農道との交差点が2か所ございます。切れ目なく道路を照らし、安全を確保するため、照明灯を2基増設したいと考えております。これらのことから、工事請負費を増額する請負契約の一部を変更するものでございます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第56号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第56号 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更について、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第57号～議第74号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第29、議第74号 令和5年度大江町水道事業会計決算の認定についてまでの18件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第57号から議第74号までの条例改正等が3件、補正予算7件、決算認定8件、合わせて18の議案について一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本条例で引用している条文にずれが生じたため、本条例の一部を改正する必要があることから、提案をするものでございます。

議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

健康保険の被保険者証は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日に廃止されることになっております。これに伴いまして、令和6年8月14日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令、これが公布されたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたために提案をするものであります。

議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、議第58号と同様に、被保険者証が廃止されることに伴いまして、本規約の一部を変更する必要性が生じたため、提案をするものであります。

次に、議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、本年4月の人事異動に伴う各費目間の職員人件費の調整や、去る7月25日の豪雨により被害を受けた農地や道路等の復旧工事費、物価高騰の影響を受ける町民や事業者を支援するプレミアム付き商品券事業費など、各事業費を精査しながら、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったほか、地方財政法第7条の規定による前年度繰越金の財政調整基金への積立金等を追加しております。いずれも緊急かつ重要な事務事業の早期執行を図るため、予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金のほか、歳出の特定財源である国・県補助金、特別会計の決算に伴う繰入金など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,700万円を追加し、補正後の予算総額を69億7,490万円とするものであります。

5ページの第2表、債務負担行為補正は、来年度に開催予定のJR左沢線開通記念事業及び本郷東放課後児童クラブ指定管理料、都市計画事業の3件について限度額を設定するものであります。

6ページの第3表、地方債補正は、本年度の起債同意等の予算額に基づき、限度額の変更を行うものであります。

議第61号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度の決算見込みによる前年度繰越金及び償還金の追加と、人事異動に伴う人件費などを補正するもの

であります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,146万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億8,142万1,000円とするものであります。

議第62号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度の決算見込みによる前年度繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金の追加などであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ276万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,756万1,000円とするものであります。

議第63号 介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、報酬費などを計上するほか、令和5年度の決算見込みによる国庫負担金等の返還金及び一般会計繰出金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,766万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億9,886万2,000円とするものであります。

次に、議第64号 宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、藤田地区住宅団地の測量設計費の増額のほか、国による百目木地区堤防整備に伴い、くぼ地となる部分を県道天童大江線と同じくらいの高さまで町が盛土を行いますが、その一部を代替地として整備するため、物件補償費等の増額などを計上したものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,432万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億7,242万7,000円とするものであります。

議第65号 下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入は事業費及び人件費の精査により、既定の予算総額に542万1,000円を追加して、補正後の予算総額を3億7,872万9,000円とし、収益的支出は既定の予算総額に560万1,000円を追加して、補正後の予算総額を3億1,163万3,000円とするものであります。

資本的収入は、内水対策事業に伴う企業債の減額などにより、既定の予算総額から4,382万円を減額し、7,138万7,000円とするものであります。

資本的支出は、内水対策に係る下水道管渠整備実施設計費の減額により、既定の予算総額から4,400万円を減額し、2億2,516万2,000円とするものであります。

議第66号 水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出について、人件費の精査により、既定の予算総額にそれぞれ33万円を追加し、補正後の予算総額を2億7,613万円とするものであります。

資本的収入は、消火栓更新に伴う負担金の増額などにより、既定の予算総額に10万円を追

加し、2,820万円とするものであります。

資本的支出は、町道堂屋敷塩野平線配水管布設工事費の追加のほか、百目木地区配水管設計委託料の減額により、既定の予算総額に290万円を追加し、9,540万円とするものであります。

次に、議第67号から議第74号までは、令和5年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の決算認定に係る議案であります。金額につきましては、1,000円未満を切り捨てて説明申し上げますので、あらかじめご了承くださいと思います。

初めに、議第67号 令和5年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は73億9,951万2,000円、歳出総額は71億4,787万9,000円で、差引き額は2億5,163万3,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源4,198万円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は2億965万3,000円となりました。

なお、歳入歳出ともに決算額が70億円を超えたのは初めてで、過去最高の決算額となりました。道の駅おおえ再整備事業をはじめとする投資的経費が、前年度比でほぼ倍増となったことが大きく影響をしております。

次に、議第68号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が9億1,819万1,000円、歳出総額は8億8,075万9,000円で、差引き額は3,743万1,000円であります。

議第69号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が1億1,372万1,000円、歳出総額は1億1,092万8,000円で、差引き額は279万2,000円であります。

議第70号 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が10億6,796万円、歳出総額は10億2,869万9,000円で、差引き額は2,926万円であります。

議第71号 宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が1億6,463万3,000円、歳出総額は1億4,698万6,000円で、差引き額は1,764万6,000円であります。

議第72号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が2億7,151万円、歳出総額は2億5,626万5,000円で、差引き額は1,524万5,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源881万円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は643万5,000円となりました。

議第73号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が4,799万1,000円、歳出総額は4,526万4,000円で、差引き額は272万7,000円であります。

次に、お手元に配付させていただいた資料8、令和5年度大江町一般会計及び各特別会計

決算概要をご覧いただきたいと思います。

水道事業会計を除く全ての会計の決算額合計は、歳入総額が99億8,352万円、歳出総額は96億1,678万2,000円で、差引き額は3億6,673万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額の合計は2億9,886万5,000円となりました。

2ページをご覧ください。

地方債発行額及び地方債年度末現在高の推移であります。

5年度末の一般会計及び各特別会計の地方債残高の合計は68億1,196万6,000円で、前年度より1億1,609万5,000円の増額となりました。地方債は将来に債務を残すものでもありますので、発行に当たっては適債性を十分検討し、今後の財政計画に留意しつつ、引き続き過疎債をはじめとする優良債の確保に努めてまいります。

3ページは、各種基金の現在高の推移であります。

特別会計分を含めて、町が保有している基金の令和6年3月末の合計額は31億6,089万3,000円で、前年より9,973万2,000円の増となりました。

最後に、議第74号 水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

収益的収支については、総収益2億2,917万3,000円に対し、総費用が2億2,680万円で、差引き237万3,000円が当年度純利益となりました。

資本的収支につきましては、総収入額1億1,058万円に対し、総支出額が1億9,192万9,000円で、差引き不足する8,134万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、議第57号から議第74号まで一括してご説明いたしましたが、詳細は会計管理者及び担当課長より説明をいたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎監査委員報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第30、監査委員報告です。

演壇に水差しを置くことを許可します。

決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

安藤代表監査委員。

○代表監査委員（安藤 宏君） 監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果のご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和5年度大江町一般会計決算並びに大江町国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計決算、地方公営企業法第30条第2項の規定による令和5年度大江町水道事業会計決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率について、大江町監査基準に基づき決算審査を行いました。

初めに、一般会計決算の内容について申し上げます。

お手元に配付されております令和5年度決算審査意見書の一般会計・特別会計決算審査意見書4ページをご覧ください。

金額につきましては、1,000円未満を四捨五入して報告させていただきます。

1、決算の規模につきまして、歳入総額73億9,951万2,000円、歳出総額71億4,787万9,000円で、前年度対比で歳入は7億6,708万4,000円、11.6%の増、歳出は8億6,464万2,000円、13.8%増の決算であります。

2、決算収支ですが、令和6年度に繰り越すべき財源である繰越金を除いた実質収支は、2億965万3,000円となっております。単年度収支はマイナス8,393万6,000円、財政調整基金などへの積立金や取崩し額など、収支以外の要因を加味した実質単年度収支はマイナス1億4,493万6,000円となりました。

この実質単年度収支は、令和5年度単年度の財政運営状況を示すものであり、平成30年度以降黒字を示していたが、赤字に転じました。赤字が繰り返し生じれば、財政的な行き詰まりにもつながりかねないことから、長期的な財政計画の下、適切に事業を実施し、健全で持

統的な行政運営に努められますようお願いいたします。特に、国・県からの補助のない町単独事業につきましては、十分に精査されますようお願いいたします。

5 ページをご覧ください。

3、歳入の概況ですが、歳入科目の構成比は、割合の大きい順に地方交付税36.0%、国庫支出金14.7%、町税11.2%、町債10.8%となっています。

6 ページ中段の表をご覧ください。

自主財源と依存財源の推移を見ますと、令和5年度においては前年度より自主財源の割合が減少しております。原油価格・物価高騰対策や道の駅造成工事などのため、国から財源措置がなされていることなどがその要因となっています。

7 ページをご覧ください。

町税については、収入済額は普通税、目的税合わせて8億3,163万9,000円で、前年度より886万5,000円、1.1%の増となっております。

8 ページ中段をご覧ください。

町税における令和5年度課税分の収入未済額は629万4,000円で、前年度より78万3,000円増加しています。収入未済対策は、納税意識を高め、税負担の公平の原則が損なわれないようにする上で重要であり、自主財源の確保につながることから、今後ともご努力をお願いいたします。

9 ページ中段をご覧ください。

地方交付税の収入済額は、26億6,674万9,000円で、前年度より3,544万6,000円、1.3%の減となっております。特に、特別交付税が前年度と比べ16.7%の減となっており、少雪や災害関連交付金が減ったことなどが主な要因と考えられます。

地方交付税は、本町の財政運営を左右する主要な財源であることから、日頃から基礎数値などの確認と情報分析に傾注されるようお願いいたします。

10 ページ下段をご覧ください。

投資的事業などの不足する財源に充てるため発行されている令和5年度の町債発行額は7億9,820万円でありました。内訳を発行額の多いほうから見てみると、過疎対策事業債が6億7,320万円で、町債発行額に占める割合は84.3%、次に災害復旧事業債が6,090万円で7.6%と、交付税措置のある優良債が91.9%を占めています。町債は将来に債務を残すものですので、引き続き、過疎対策事業債など有利な起債を活用し、慎重な発行に努めるようお願いいたします。

11ページをご覧ください。

4、歳出の概況ですが、予算執行率は96.3%、翌年度へ繰越明許費を考慮すると、実質的に98.1%となっております。

13ページをご覧ください。

(2) 性質別歳出の状況ですが、歳出決算額を義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つの性質別に見ますと、まず義務的経費につきましては、人件費が9億4,871万4,000円で、ほぼ前年並みでありました。扶助費は5億8,824万3,000円で、非課税世帯など価格高騰重点支援金の増などにより、前年度比3,930万1,000円、7.2%の増となりました。公債費は6億3,497万円で、平成21年度過疎債、平成14年度臨時財政対策債の元金償還が終了したことなどから、前年度比2,393万4,000円、3.6%の減となりました。これにより、義務的経費は全体で21億7,192万7,000円となり、前年度と比較しまして1,538万円、0.7%の増となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費は16億9,852万1,000円で、柏陵広場整備事業や町道改良負担金などにより、前年度比8億9,720万2,000円、112.0%の増となっております。災害復旧事業費は2億4,259万6,000円で、5,004万5,000円、26.0%の増となりました。これにより、投資的経費は前年度と比較しまして9億4,724万7,000円、95.3%の増となっております。

その他の経費としましては、物件費が8億353万7,000円で、新型コロナワクチン接種関連事業費の減などにより、前年度比2,773万4,000円、3.3%の減となっております。

維持補修費は1億603万7,000円で、降雪量が少なかったため、除排雪費が減少したことなどから、前年度比4,149万4,000円、28.1%の減となっております。

補助費などは7億8,084万7,000円で、原油価格・物価高騰対策補助金の皆減、温泉施設利用促進報償の皆減などにより、前年度比1億8,156万8,000円、18.9%の減となっております。

積立金は前年度比1億2,029万6,000円、20.4%の増、繰出金は前年度比3,398万7,000円、5.7%の増で、その他の経費全体で30億3,483万5,000円となり、前年度と比較しまして9,798万5,000円、3.1%の減となっております。

16ページをご覧ください。

財政運営の弾力性を示す経常収支比率は83.3%と、前年度より0.5ポイント改善しております。これは、元金償還終了に伴う公債費の減や、除雪費の減による維持補修費の減などが挙げられます。今後も、新たな事業の執行に当たっては、これまで以上に国・県の補助金な

どの確保に努め、できる限り起債の発行額を抑えるようご努力ください。

17ページをご覧ください。

基金につきましては、令和6年3月31日現在の金額を記載しております。

財政調整基金については、道の駅再整備事業や百目木地区治水対策事業などの大規模な事業により取り崩したことから、前年度と比較して6,100万円の減となっています。

また、ふるさとまちづくり寄附基金については、寄附金額から必要経費を除いた額を積み立てておりますが、出納整理期間中の処理となることから、令和6年3月31日現在の数字として表れているものは、令和4年度の実績を反映させた額となっております。

今後も、国・県の動向を注視しつつ、事業の必要性や重要性を十分かつ慎重に見極め、効果的な事業実施と予算の執行、効率的な行政運営と財政の健全化を確保しながら、町政発展、町民福祉の向上に向けて努力されるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

18ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は9億1,819万1,000円で、前年度比10.1%の増、歳出決算額は8億8,076万円で、前年度比8.4%の増となっております。

国民健康保険税の収入状況は、調定額が1億3,296万5,000円で、収入済額は1億2,157万7,000円、調定額に対する収入率は91.4%となっております。不納欠損額は80万9,000円、収入未済額は1,058万円で、前年度の未収状況は改善していますが、今後もさらなる収納対策に努められるようお願いいたします。

19ページをご覧ください。

歳出では、保険給付費は全体の71.5%で、前年度に比較して8,196万2,000円、15.0%の増となっております。

20ページ中段をご覧ください。

被保険者1人当たりの保険給付費は37万6,987円で、前年度に比較して6万5,278円増加しております。国民健康保険基金は、令和5年度末現在高2億2,582万1,000円で、適切に積み立てられています。今後とも安定的な事業運営をお願いします。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は1億1,372万1,000円で、前年度比5.0%の増、歳出決算額は1億1,092万9,000円で、前年度比4.5%の増となっております。

23ページ、ご覧ください。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は10億6,796万円で、前年度比2.4%の減、歳出決算額は10億2,870万円で、前年度比0.1%の増となっております。

歳入の保険料につきましては、第1号被保険者の介護保険料収入で、調定額が2億984万円、収入済額が2億887万8,000円、調定額に対する収入率は99.5%となっております。高い水準を維持しており、引き続きご努力をお願いいたします。

25ページをご覧ください。

歳出では、保険給付費が8億7,902万1,000円で、全体の85.4%を占め、前年度に比較して895万2,000円、1.0%の減となっております。これは、65歳以上の第1号被保険者数の減や、施設介護サービス費の減が主な要因となっております。

26ページ下段をご覧ください。

年度間の財政調整を行う介護給付費準備基金は、令和5年度末現在高2億2,883万1,000円で、前年度と比較して2,764万8,000円増加しています。人口減少に伴い、保険給付費は減少していますが、引き続き安定的な事業運営をお願いします。

27ページをご覧ください。

宅地造成事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億6,463万3,000円、歳出決算額は1億4,698万6,000円で、百目木地区移転団地造成事業に伴い、歳入歳出とも前年度より大幅な増となっております。

28ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は2億7,151万1,000円で、前年度比1.3%の減、歳出決算額は2億5,626万5,000円で、前年度比4.8%の減となっております。これは、令和6年度からの公営企業会計移行のため、準備業務に係る委託料などの減があったことなどが要因となっております。

30ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は4,799万2,000円で、前年度比13.8%の増、歳出決算額は4,526万4,000円で、前年度比11.4%の増となっております。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿って適切に執行され、その運用がなされております。今後も健全かつ安定的に事業運営がなされますよう、引き続きご努力をお願いいたします。

次に、水道会計について申し上げます。

ページをめくっていただいて、水色の中表紙から始まる令和5年度大江町水道事業会計決

算審査意見書の2ページをご覧ください。

令和5年度の消費税抜きの総収益は2億2,917万3,000円で、総費用2億2,680万円を差し引くと、237万3,000円の純利益を計上しております。これに前年度から繰り越された利益剰余金2,901万4,000円を加えると、令和5年度末処分利益剰余金は5,138万7,000円となりました。

また、総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金につきましては、令和5年度は1,629万円であり、前年度と比較して569万3,000円増加しました。

6ページをご覧ください。

中段の5、経営分析についてですが、令和5年度の水道料金体系における有収水量1立方メートル当たり供給単価は168円67銭、給水原価は182円29銭で、13円62銭の供給損失となりましたが、有収水量115万9,033立方メートルを乗ずれば、1,578万6,000円の損失になります。

なお、令和5年度において、損失補填のための一般会計からの補助金の増額、建設改良積立金の取崩しがなされている状況は、収支のバランスが大幅に崩れる発端になりかねません。水道事業の健全な運営のため、今後の収支の状況を経費、固定費、変動費含めての削減を念頭に、十分な検討を行い、一般会計からの補助金の限度も考慮に入れるなど、受益者負担の時期も想定した準備も必要かと思えます。また、今後の健全経営と良質な水道水の安定供給のため、水道事業の公益化なども視野に入れた検討を要するものと考えます。

なお、決算書及び財務諸表は、事業の経営成績、財政状況を適正に表示し、かつ計数に誤りなく管理運営されていると認められます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、審査意見書のとおり、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、審査に付された書類は適正であると認められます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては配付しております決算審査意見書のとおりでありますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、決算審査の結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ありがとうございます。

以上で監査委員報告を終わります。

午後1時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第31、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

高校生を持つ家庭へ1人3年合計額72万円給付についてと、若い子育て世帯との対話について提言し、町長に伺います。

初めに、高校生を持つ家庭へ1人3年間の合計額72万円給付についてであります。

コロナ禍による出生数減少は理解できますが、円安や気象変動やロシアによるウクライナ侵攻により、農産物、ガソリン、日用品など、物価高を通し生活はますます厳しくなって、出生数減少につながっている要因の一つと考えてなりません。

赤ちゃんや園児や小中学生に係る費用は、補助や給付支援があり経済的に助かっていると聞きしております。しかし、山形市内の高校に入学しますと、ＪＲ左沢駅から山形駅間、

高校生通学 6 か月定期料金だけでも 4 万 1,540 円、月額 6,923 円、年額 8 万 3,080 円かかります。さらに、ほかにもお金がかかります。経済的に大変とお聞きしております。これからもこれらも影響し、少子化の要因の一つと思えてなりません。

15 年前の 2009 年の頃は、金で赤ちゃんは生まれないと言われている時代でした。その 15 年前の 2009 年度の大江町の出生数は 68 人、次年度は 53 人、以降も徐々に減少し、令和 5 年度の出生数が 12 人、令和 6 年度の 8 月 31 日現在で 5 人、このような状況であります。

政府はこれまで、政策報告や説明の中で、金で赤ちゃんは生まれないという言葉一度も聞いたことはありませんし、テレビやマスコミなどの討論でも同様に聞いたことはありません。現実には、県内の市町村は、出生祝い金や、金額は小さいですが、補助金や支援金を給付しております。

行政として、少子化に対し予算を必要としない有効な施策をお持ちであれば、示していただいて取り組んでいただきたい。現在、大江町には、高校生を持つ家庭への経済的支援する高校生応援給付金制度があります。要項は、高校生 1 人当たり年 5 万円を 3 年間、計 15 万円給付し、高校生を持つ家庭を力強く応援するものです。その要項を改定し、高校生を持つ家庭への経済的支援、高校生応援給付金、両親の所得制限を設け、町内在住の高校生 1 人当たり月額 2 万円、年額 24 万円、3 年合計額 72 万円を給付し、高校生を持つ家庭を力強く応援しますと提言するものであります。そうしますと、第 2 子や第 3 子を産むか産まないかで迷っている方については、課題である第 3 子につながっていくのではないのでしょうか。

新たな宅地を造成し、分譲する際に、移住・定住するには大江町、子育てするには大江町と、これまでにないインパクトのある PR ができるものと思っております。担当課係にとって、自信を持って説明し、対応できるのではないのでしょうか。さらに、生徒が高校を卒業する際に、大江町から 3 年間で 72 万円を支援してくれたことを再認識し、愛町心や愛着心が芽生え、大江町に定住し、結婚し、赤ちゃんを産んでくださる一つの要因になるのではないのでしょうか。

町長は、これまで子育て支援と移住・定住施策は必要不可欠と表明しております。これ以上、赤ちゃんが少なくなりますと、近い将来、町はどうなってしまうのか、想像するだけでも恐ろしく寂しくなります。令和 5 年度大江町の出生数は 12 人です。過去最少となった現状を真摯に受け止め、お金で全て解決することはできませんが、現実には子育てするにはお金がかかるのは間違いありません。高校生応援給付金増額については、恐らく町民の方々も仕方がないものと理解してくださるものと思っております。

最後に、高校生を持つ家庭への経済的支援、高校生応援給付金、両親の所得制限を設け、町内在住の高校生1人当たり月額2万円、年額24万円、3年合計額72万円給付については、町の現状から待ったなしの状況で、早急に取り組むべきと強く望むところであります。いかがでしょうか、伺います。

次に、若い子育て世代との対話についてであります。

これまでも行政として、子を持つ親御さんの対話やアンケート調査などを実施しているものと思っておりますが、さらに若い子育て世代を重要視し、対話に力を入れていくべきであります。私は、若い子育て世代は町の宝と思っておりますし、重要視し大切にしなければなりません。したがって、若い子育て世代との対話を積極的に取り入れていただきたい。

言葉の表現が悪いですが、行政と若い子育て世代との思いが一体にならないと、子育て支援や出生数を増やし、うまくすすめることはできません。大勢の中で思っていることを話せない方もいるかもしれません。可能であれば、少人数で回数を増やし、職員と町民の子育て世代とが対話できる場を設け、恒久的に進めていただきたい。若い子育て世代同士が、子育て支援について思いを語り合うことで、新たな取組が示され、理想実現のきっかけになるのではないのでしょうか。

したがって、若い子育て世代から大江町が大好きと言ってもらえるように、行政側も汗をかき、努力しなければなりません。若い子育て世代と対話推進を積極的に進め、要望を素早く取り入れ、支援に反映することが必要不可欠であります。そうしますと、大江町はさらによい方向に進み、伸展してくのではないのでしょうか。

以上、提言するものであります。いかがでしょうか、伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、子育て支援と移住・定住の施策は必要不可欠であるというふうに言っているというふうなお話がありました。そして、今の昨年度生まれた子どもの数が12人というふうなもの、危機的な状況だという認識、この辺は土田議員がおっしゃっているとおりでありますし、私もそういう思いで努めているところであります。

今、町長と語る会という座談会を行っておりますが、その中でもこの移住・定住による子育て世代の移住策、支援策というものと、出生者が少ないというふうなことについての中身

の説明も含めて、今、町が行っていることなどなどを、座談会の冒頭、私のほうから参加者の方にお話をさせていただいております。一方で、やはり保育園の問題、そして学校の在り方の問題も、これは直前の課題として出てきますので、その部分についての説明を含めて、町民の皆様からのご意見なども伺いながら、そこは進めているという現状があります。

そういったことを含めて、ちょっと土田議員の質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、初めに、高校生を持つ家庭へ1人3年間72万円給付についてというご提案がありました。大江町のみならず、近年の全国的な人口減少、そして出生数の減少に伴う少子化の進行というふうなことでは、大江町も急激な減少をしておりますが、もう山形県全体、日本国全体、ひょっとしたら世界の先進国と言われる国々の中でもそういった課題が出てきているという、本当に大きな枠内でのことなのではないかというふうに思っております。

土田議員がおっしゃるとおり、若者が結婚や子どもを産み、育てることに希望を持ちながら、そして物価高騰をはじめとする不安定な社会情勢や所得、雇用、こういったことなどへの不安、そういうようなものの中で、将来展望を描けないことが一つの要因になっていると言われているのではないかという認識は、同感でございます。よくマスコミの報道などの中でのインタビューでも、若いご夫婦さんの中でよく出てくるのが、将来、大学進学等を考えた教育経費の負担というふうなものについて非常に不安を持っているので、なかなか子どもが設けられないというようなことも出ているようであります。

そんな中で、大江町では移住・定住に係る様々な施策と連携して、子どもを安心して産み、育てやすい環境づくりと、切れ目のない子育て支援が重要であると考えながら、令和4年度からは大江町かがやく高校生応援給付金事業、これを実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってきたとともに、未来を担う子どもたちが健やかな学校生活を送り、将来に向かって夢を実現するための勉学等に励む一助となるように、高等学校等に在籍している子どもを対象として、1人当たり1学年5万円を在籍期間中3回まで、保護者の申請に基づき給付をしているものであるのは、ご存じのとおりであります。

まさしく、高校生を持つ家庭を力強く応援する町の姿勢を明確にした政策であるというふうに思っております。町の単独事業として行っているわけですが、給付するというふうなことに限定せず、申請の際には、高校生自らが記入した町長への手紙、これを提出してもらうことにしております。高校生という若者の視点からまちづくりに対する意見をいただくことで、書いた本人はふるさとへの愛着や回帰につながるというふうな意味合いもありますし、それを受ける私としても、高校生が考えている施策なりまちづくりについて、いろい

ろと勉強をさせていただくものになってくるというふうに思っております。手紙の集約の結果についてはホームページに掲載してありますので、ぜひご覧いただければというふうに思います。

一方、国では、昨年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、これにおいて、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、急激な少子化、人口減少に歯止めをかけていかなければならない。我が国の経済及び社会システムを維持することは難しく、若年人口、15歳から24歳を指しているようではありますが、急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させていくことができるかどうか、これが重要な分岐点だというふうに位置づけているようであります。そして、2030年度までに、これがラストチャンスであり、我が国の持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならないと、具体的政策を加速化プランとして、3年間の集中取組期間にしながら、できる限り前倒しして実施していくことにするというようなことを国のほうで取り組んでいる。

そんな中で、加速化プランの1丁目、ライフステージを通した子育てに係る経済的支援の強化や、若い世代の所得向上に向けた取組を掲げ、その1番地には今年度10月分から適用する児童手当の抜本的拡充を挙げています。既に、関連する予算は大江町でも計上しておりますが、拡充の主な内容としましては、支給期間を高校生年代まで児童手当、延長するとともに、所得制限を撤廃し、第3子以降は多子加算により月額3万円とし、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援に資するものだというふうに位置づけております。こちら土田議員の思いにひとしく、高校生を持つ家庭を力強く応援するための拡充だというふうに思います。

ご提言のありました高校生応援給付金、これは両親の所得制限を設け、高校生1人当たり月額2万円、年額24万、3年間で72万円に改定をしてはどうかということに関しましては、ほかにはない思い切った施策だというふうに思います。言ってみれば、2万円でもいいのかどうかというようなこともあるかと思います。

今後、町の単独事業である高校生応援給付金に加えて、新たに高校生を持つ家庭に支援を広げ、所得制限を設けず、全ての子どもたちを対象とし、かつ多子世帯にはより手厚く支給される児童手当の制度です。先ほど申し上げたとおりであります。少子化に対する大きな効果も期待されているさなかでもあります。当面、現在の5万円の給付内容により事業の継続を図りながら、先ほどの児童手当、国の動き、こういった状況を見極めながら必要な検討

を加えてまいりたいと現時点では考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、若い子育て世代との対話というふうなお話がありました。

これまで、まちづくり座談会での子育て世代に特化した意見交換をはじめ、振興審議会や子ども・子育て会議などにおける子育て世代の参画による意見の聴取、直近では子育て世代の方に加えて、学生や独身者の若者などからの参加を得ながら、対話による当事者目線の移住・定住施策、そして子育て施策を考えるおおえぐらしコミュニティダイアログという形で対話の実施をしてきました。

実施に当たっては、対面による開催とオンラインアプリを用いた意見交換を行う、やはり子育て世代の方、そして若い方というのは、どうしても対面の部分で言えないことだったり、スケジュール的に参加ができなかったりというふうなこともあるし、自分の時間にいろんな意見を書き込めるような、そんなことであれば、いろんな意見が出てくるのではないかということなどを期待しながら、そういった形で初めて実施をさせていただきました。若者がより参加しやすいように工夫をし、様々な意見をいただけてきたところであります。

また、保育士が妊婦の方や、特に低年齢期の子どもを持つ家庭に対して、出産、育児などの見通しを立てていくための面談や、継続的な情報発信を行っています。必要な支援につながる伴走型の相談の支援、そして未就園児の家庭を対象にした保育士による子育て応援訪問の実施など、様々な場面や機会を捉えて、職員が子育て世代の声に寄り添っていけるような支援策を、現在、実施をしております。

今後とも職員と子育て世代との対話を積極的に推進し、もちろん町長との対話の機会も設けながら課題を共有することで、新たな視点、より効果的な事業展開に結びつけていくとともに、多様な対話の機会が得られるよう、広報などについて検討を重ねてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

何か、私の考えと相当一致しているというような感じに受けますんで、これはこれで結構ですが、やはり今回、東京都も大分ショックを受けているようで、やっぱり東京も教育費を無償化すると言っている、そんな感じですから、恐らく増額していくんじゃないかなと、こういうふうに私は思っているんで、国の政策として私と似たような政策を打ち出してくいてい

るんですけれども、それはそれで丁重にいただいて、恐らくやると思うんですが、町長も頑張ってそのお金を有効に使っていただければいいかなと。やっぱりここまで来て、何でそういうものを出してきたかという状況は、あと10年ぐらい前に欲しかったんですよね。今、こんな状態だからというのでどうのと言うわけじゃないんですけれども、10年前にもう少しやっていたら、もうちょっといい状態になっていたんじゃないかなと、こういうふうに私は勝手に思っているんですが、町長もどう思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町としては、これまで子育て支援のためのいろんな施策を打ちながら、段階的にではありましたが、学校給食の中学校への支援とかから始まって、一つ一つ積み上げてきたのではないかなというふうに私は思っています。土田議員から10年前からというのは、確かにそういったことが必要だったかなというふうにも思いますけれども、ただ10年前はまだ50人、60人の出生者がいたというふうなことだったと思います。言ってみれば、そこまでの危機感がないような状況ではあったのかなというふうに思います。ただ、少しずつ減ってきている中で、コロナという考えもしなかった事態があり、その中で様々な社会構造の変化だったり、社会環境の変化というものが生まれてきているというふうなことも影響をしての、ここ近年の10人台というふうな数字になっているかなというふうに思います。

私は、昨年の12人という人数を、底だというふうにしなければならないというふうに思っています。そこをこれからどうやって引き上げていくかというふうなことののために、何をすべきかというふうな対応になっているんだと、今だと思います。ようやく国のほうも、先ほど申し上げたような様々な異次元の子育て支援というふうな言葉を使いながら、今回の10月に児童手当の拡充が図られるというふうなことにはなっていますが、様々な働き方から何かというふうなことを組み合わせながらやっていかないと、お金だけの問題ではないというふうに思いますし、それがどこに完璧な答えがあるのかというのが、正直、私も国も読み切れていないという状況だというふうに思います。その答えを知っているのは、多くのお父さん、お母さん方なのかなというふうに思います。

そういった声を一つ一つお聞きをしながら、全てできるわけではありませんけれども、声を聞きながら整備をし、やれることをできるだけやっていく、財源的な部分も心配しなければなりませんけれども、そういったことではいろんな手だてを打っていかなければならないというふうに思っています。

そんな中で、もちろんご存じだとはいうふうにはと思いますが、大江町では切れ目のない、18歳の成人までの支援策というふうなことで、誕生祝すくすくベビー給付金というふうなことで、合わせて10万円、そして出産・子育て応援給付金というふうなことで、妊婦5万円、新生児の方に5万円という生まれたときからの支援、そのほかにも小中学校の学校給食無料化に加えて、保育園児の給食を無料化、そして保育園児の保育料も全て無料化というふうなことで、小中学校では給食費の無償化と、高校に行けば高校生応援給付金というふうな形で、本当に生まれてから成人するまでの間、様々な支援策をできるだけやってきております。

ただ、それでも不十分なのかもしれませんし、どこをどうつつけば赤ちゃんの数が増えるのか、またはつながりがあるというふうに私言っておりますが、若い子育て世代の方をどうやって増やしていけるのかというふうなところを、まだまだ検討しながら打っていく手は、様々、考えなければならぬんだという現状だというふうに思います。

なので、先ほどの土田議員の提案もありますけれども、そこが全てではないというふうにも思いますし、それも一つだというふうに思います。そっくりそのままできるわけではありませんけれども、いろんな角度から検討をしながら、できるだけ出生者の増加、若い世代の、子育て世代の人口の確保というふうなことで頑張っていきたいという気持ちでおります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

たしか、10年前は59人産まれていたんですよね、赤ちゃん。その後は、少しずつは減っているんですけども、ここに来て5年間でもう10台になって、19、16になって、15になって12になったのかな。こんな感じで1人、2人、1人、2人と少なくなってここに来たわけなんですけど、私もここで底だともう思っています。これ以上減らしてはいけないし、当然やらずにちゃんするのは当然なので、理屈よりやっぱりやるしかないんで、いろいろな案なんかはもう全部出し切ってやるぐらいでないと、ここまた10年後にはどうなるかというのは、大いに心配なので、もう本気出してみんなで、我々議会も本気なんでみんなやらないと、これは絶対立ち向かうことはできないんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

お金も使うのは使っているわけですけども、完全にお金だけでは解決できないというのは、もう私も分かっておりますし、やっぱり子育て世代を大切にして声を聞くと、こういうようなのがお金から一番いい方法だと私は思っております。何でもかんでも金使っているかという、それもそれなりに使わないといけませんし、やっぱり子育て世代との対話

が一番必要かなと思って、今後は今までよりぐっとねじを巻いてやっていかなきゃいけない
なと、こういうふうに私は、今の答弁の中にもありましたように、それをとにかくやってみ
ましょうという思いで、今日は一般質問をさせていただきました。町長、締めていただけま
すか、最後に。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） これまでお話をさせていただいてきたことが全てというかほとんどの
のでありますが、多分、この議場の中にいらっしゃる執行部もそうですが、議員の皆さんも、
恐らく今のやり取りの中で、やはりそれはもっともっと進めなければならないんだというふ
うに感じているのではないかというふうに思っております。

もう一つ、別な角度からお話をさせていただきますと、大江町の人口減少というふうな意
味では、大江町ばかりではないと思います。山形県内の人口が減っている、特に町村部の部
分では一緒だというふうに思うんですが、一番の大きな課題というふうなことでは、高校を
卒業して大学なり仕事に就職をして、大江町から転出された、この方が戻ってきていない、
そこのところを戻ってきてもらうことも大きな課題としてあるのではないかというふうに思
っています。せめて、山形県内に隣接市町村にというふうなことも含めて、その辺のところ、
もうこれも大江町の課題というよりは山形県の課題だというふうにも思います。その辺のと
ころ、大江町は大江町なりに知恵を絞っていかなければならないものだというふうに思っ
ています。

あとは、やはり私たちの年代の頭だけでは、いろんなアイデアが出てこないのではないか
というふうに思います。先ほどから申し上げているように、その世代の方々といろんなアイ
デアの出し合いなり、お話を聞きながら、そこの中から拾い上げて支援策を練っていくとい
うふうなことが大事なのかなというふうに思っておりますので、ぜひ様々な議員さん方々も、
いろんな機会でいろんな方のご意見をお聞きすることがあるかというふうに思います。知恵
を絞りながらこの課題に取り組んでいくべきだというふうに考えておりますので、一緒にご
協力をお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございます。

やはり働く場がないというふうなもの大きいんですが、だからといって大江町で企業を誘
致して、来るかどうか分かりません。これはやっぱり、それも大きな課題ではあるんで

すけれども、やはり何と言っても、何とっていいかな、大江町だけが減少しているんじゃないという思いを認識しているとしたら、なかなかまずいんじゃないかなと思っていますんで、やっぱり頑張って、私らは子どもいっぱいつくってもらんだという気構えが一番なので、隣の町もそうだからうちのところもそうだというようなないように、お互いに頑張らしましょう、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと今のお話を聞きながら感じたのは、私がずっと、今日、話してきたことの中で、国がそうだからとか、全体的な傾向だからというふうなことの中で、そういうところに逃げないで、きちっと大江町の課題としてやらなければならないんじゃないですかというふうにも聞こえたんです。それは、もうそれを言い訳にしていけないというふうに思いますけれども、ただ大江町だけで解決できる課題ではないよというふうなことを付け加えながら、町は一生懸命に皆さんと一緒にやっていくというふうなことでありますので、共に頑張っていきたい、そう思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございます。

そのとおりです、町長。我々も頑張りますので、汗流しましょう。

それでは、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

ここで午後2時35分まで休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

県内最古の102周年花火大会が、天候に恵まれ、無事終了したことを喜ぶたいと思います。例年より花火の打ち上げ数が少なかったように思われ、町民の方も、若干、寂しいものがあったようです。

また、8月10日にオープンした柏陵地区の公園、ぷくぷくパークは、お盆で帰省した家族や町内の子どもたちでにぎわっていたことが、とてもうれしい出来事でありました。帰省した私の孫も何回か利用させていただいて、よい思い出ができたというふうに思っております。子どもたちの楽しく遊ぶ声が聞こえるというのは、とてもうれしくほのぼのとするのを改めて感じ、これからも多くの子どもたちが利用してくれることを楽しみにしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、神通峡一部開通に伴い大江町全体の俯瞰をという質問をさせていただきます。

神通峡はここ数年、コロナ禍や神通峡遊歩道に架かる橋の崩壊、崩れた石で川がダムのようにになっていることなどから、一般の方が見学できる状況ではありませんでした。私もこれまで、神通峡へは数回行ったことがあります。夏の季節は、木々の緑に加え凜とした空気、川のせせらぎが涼しさをより一層感じさせてくれました。また、秋の季節は、紅葉した木々が目を楽しませてくれます。このように、神通峡の景色は、日常を忘れる癒やしの場としてすばらしい空間であると感じています。

本題に入ります。

令和6年度の一般会計予算の中に、神通峡の状態がどのようなになっているかの調査費用として、危険箇所調査業務委託料という項目が計上されております。担当課からは、今年は調査の上、可能な限り神通峡の一部を多くの方に見ていただきたいという説明がありました。そこで、神通峡の危険箇所調査の進捗状況をお伺いします。

関連して、七軒地区や柳川温泉周辺、神通峡入り口の滝前広場など、町場から神通峡に行くまでの町で所有している土地の一部を、行政とボランティアの町民参加型のコスモス畑とするような事業に取り組んでみてはいかがでしょうか。神通峡見学の帰りに、柳川温泉の利用拡大にもつながるものと思います。

ぷくぷくパーク柏陵地区公園、8月10日にオープンし、引き続き道の駅おおえのオープンが10月5日に予定されている中で、大江町全体を俯瞰した観光事業として、こうした企画が

大江町のPRにつながるとは思います、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

神通峡につきましては、おかげさまで今年の7月1日より田ノ沢側入り口、草木供養塔より遊歩道の間地点である不動明王までの区間、神通峡全体の下流側半分程度というふうなことでありますが、通れる状況に今なっております。

長い間、いろんな災害などにより神通峡通行制限をさせていただいておりましたが、少しこれまでの経過を振り返って、皆さんにお知らせをしながらお答えをしていきたいというふうに思いますが、平成25年の春に、雪崩によりおおくらさわ橋が落橋し、通行止めになり、その年の7月の豪雨で、同路線内の至るところに大小様々な災害が発生しました。そのため、平成25年から28年の4年を要して復旧工事を行ってまいりました。平成29年に、一度、全線開通をしております。

ただ、翌年の平成30年にも、融雪期に草木供養塔より100メートルほど上流地点で大規模な土砂災害が発生して通行止めとなり、山形森林管理署より、平成30年から令和2年の3か年で復旧工事を行っていただきました。また、記憶に新しい令和2年7月豪雨でも被災しており、災害箇所が森林管理署で工事を行っている土砂災害箇所の奥側、上流側であったため、令和3年度でも復旧工事を行っています。

令和4年の融雪期には、草木供養塔より1.3キロメートル先の上流で、遊歩道対岸の山腹崩落により川がせき止められ、天然ダムが発生し、引き続き全面通行止めの措置をせざるを得ない状況になっておりました。天然ダムの状況は随時確認をしておりましたが、土砂が堆積し水深が浅くなっている状態ですが、崩壊したとしても土石流として流れ出す水量が少なくなったことから、危険性はかなり低くなったと見て、今年の7月1日の開通の判断をさせていただいたところであります。

なお、不動明王から古寺砂防堰堤までの上流区間については、橋梁長寿命化の補修工事をみょうて橋と神通峡大橋で行っているため、引き続き通行止めの状態となっております。

今、様々ご説明したとおり、融雪期の災害発生確率が高いこと、遊歩道を歩いての目視確認だけでは把握できないのり面上部、もしくは山の上の部分の確認をするために、ドローンによる危険箇所調査を、令和3年度から、毎年、融雪直後の時期に実施しているところです。

というのは、葉っぱが生い茂ってくるとなかなか上空からの確認もできなくなってくるといふうなことで、春先の葉っぱがない状態で、山の状況、のり面の状況を確認しているといふうなことでございます。

今年度の調査は、春先の時期に終わっており、神通峡全線での確認を行いました。その結果、小規模なおり面崩落が2か所ほど確認されましたが、大規模な災害や地形の変化、こういったことがなかったといふうなことの確認をしております。

なお、来年度以降も雪解け後に利用者の安全確保の確認をするために、危険箇所調査を引き続き行っていく必要があると考えております。

もう一つ質問のありました部分について、神通峡の今後の観光面の活用といふうなことでありますが、観光に関しては、町では町の観光物産協会さんと連携して、様々取り組んできております。町観光物産協会では、7月中旬から大江町観光物産協会のホームページで、神通峡の途中まで散策できますよというPRをしております。今後、紅葉シーズンに合わせて宣伝、PRをしていきながら神通峡を自由に散策してもらう予定ではありますが、なかなか万が一に備えてといふうな対応では、自己責任の部分が大きくなるのかなといふふうに思っております。

ご質問の町場から神通峡までの町有地に、行政とボランティアの町民参加型のコスモス畑などのような取組といふうなご提案がございましたが、町場から神通峡までというどういったことをイメージされているのか、いま一つ分からない部分はあるのですが、花は人々に癒やしを与えてくれるとともに、人々を魅了し、観光の素材にもなってきます。大山自然公園のヒメサユリでも分かるように、花を求めて多くの方々が本町にお越しをいただいております。

また、花は地域づくりとしてもこれまで活用してきました。花と一緒に青少年の心を育てようという趣旨で、花いっぱい運動として、地域の公民館周辺などへの花の植栽が行われていますし、地域の方々の協力を得ながら、フラワーロードとして道路沿いの花の植栽も行わせていただきました。そのほかにも、町の観光ボランティアガイドの会員の方々による左沢駅周辺の花の植栽や、芸文協の皆さんによるふれあい会館周辺への花の植栽など、町内のいろんな場所に、様々な方々から関わりを持って花の植栽をしていただいております。観光客の方々からは、少しお世辞の部分もあるのかもしれませんが、きれいな町ですねというようなお褒めの言葉をいただいているところもございます。

藤野議員からご提案いただいた、町場から神通峡までコスモスが見られるようになれば、

とてもすばらしい景色になると思います。多くの方々から来てもらえるようになるのではないかと思います。ただ、花を植えるということは、単に種をまけば花が咲くわけではない、そして、その後の草取り等の管理をすることが必要となります。きれいな花畑にしていくには、土づくりも必要になります。それ相応の努力と行動が必要となってきます。もちろん、町だけでできるものではなく、藤野議員からもありましたとおり、ボランティア、地域の方々、そういった方の力が必要不可欠であります。

また、植える花の選定も考えなければならないと思います。その地域に合う花を選ばなければならないのではとも考えます。ちなみに、柳川温泉から神通峡滝前口まで、道路沿いに初夏の時期、ヤマアジサイ、町の花であるアジサイが華麗に咲いているのはご存じでしょうか。地域を花でいっぱいにして、花でおもてなしをしようという機運づくりが必要なのではないでしょうか。

花いっぱい運動をさらに推し進めることにより、地域の魅力が高まり、それが地域の誇りにもつながってくるのではないかと思います。地域の人々が輝き、地域から光を発すれば、その光を見るために多くの人々が来てくれます。引き続き、花を利用した観光など、町の魅力づくりに努め、そして情報発信を推し進め、人と人との交流、これを促進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

まず、先ほど町場からというふうに申し上げましたけれども、七軒地区からという思いのほうが強かったんです。ちょっとこの辺は、訂正をさせていただきたいなというふうに思います。

神通峡遊歩道の危険箇所調査については、目視ではやっぱり把握できないということもあるので、上の部分確認のためにドローンによる点検を、今年、雪解けに行っていると。その結果、大規模な災害や地形の変化がないことを確認しているということで、7月1日より不動明王までを通れる状況にあるという答弁をいただきました。現在、神通峡不動明王から先は、立入禁止という看板が入り口には立っています。

そのような中で、何年かぶりに見学ができるということで、これから多くの方が足を運んでいただいて、神通峡の秋の景色を楽しんでいただき、それに伴って温泉利用とか七軒地区に活気が戻るのではないかなというふうに期待をしているものであります。もちろん、私も

足を運んで、日常とは違う空間を満喫したいなと思っている一人であります。

以前は、全面通れるという状況のときだったというふうに把握はしておりますが、シャトルバスを運行して観光事業を行ったときもあったなというふうに記憶をしておりますが、今年は不動明王までという状態のようなので、どのような体制で行うのか、土日、役場の方が少しつくとかいう考えがあるのかというところも、併せてお伺いをしたいと思います。

七軒地区から神通峡までに行くまでの道路の一部、町で所有している土地があるならば、そこに行政とボランティア町民参加型のコスモス畑のようなものにしては、事業の提案をさせていただきました。フラワーロードというふうなものが町場のほうにあるというのは存じ上げておりますけれども、やはりコスモスというと背丈が結構高くもあり、ある程度の範囲があれば人の目につくのではないかなというふうな思いがあったので、この提案をさせていただきました。

これからこの事業をやっていくとしたら、地域の方々の協力が不可欠で、まずは地域の方の機運づくり、それが必要ではないかと。ただ植えれば育つものではないと、草取りとか土づくりも必要になってくるのではないかなという答弁をいただきました。私は、やっぱりきれいな花畑にしておもてなしの心で皆さんに来ていただく、そういう思いを行政側がまず持つことから始まるのではないかなというふうに思っています。

花を生かした観光づくり、また魅力づくり、情報発信を地区の方々から理解をしていただいた上で、種植えをし、草取り、その後もいろんな活動も町民参加型で行いたいので、協力していただきたいというようなはかりごとをしていくのも、よいのではないかなというふうに思います。町民と行政の共通のテーマが交流促進につながり、ひいては七軒地区の活気につながるのではないかなというふうに思いますが、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの私の町場から神通峡までというふうなところの、藤野議員さんのイメージは、七軒地区から神通峡の入り口ぐらいまでというふうなことだというふうなことでありますけれども、私この質問をいただいたときに、一番初めに感じたことを申し上げますと、コスモスというふうな部分を、七軒地区の神通峡の入り口まで花が咲いているという状況は、神通峡のそもそもの、何というかな、自生する植物、周辺の景観、そういったものとマッチするのだろうかどうかなというふうに、正直思いました。花が咲いているというふうなことだけを考えればそれではいいんでしょうけれども、その場所に合った花なり植物

なりがあるということが、自然を守るといいますか、自然にマッチした楽しみ方を提供できるのではないかなというふうに思ったからです。

その辺のところは、十分にいろいろと調べながら対応しなければならないのかなというふうに思いますし、また町有地があればというふうなこともお話がありましたので、その辺はどの辺ができるのかどうかも含めて、様々ちょっと検討しなければならないことがあるのではないかなというふうに思います。

それから、今年の紅葉のシーズンに向けた神通峡の活用といいますか、町観光協会なりでのどんなことを考えているのかというような質問がありましたが、通り抜けができないというふうなことがありますし、どれだけのお客様が来ていただけるのかというふうなこともまだまだ未知数であります。そんな中で、ちょっと今年は様子を見ながら対応するしかないのではないかなというふうに、私は思っています。なので、ちょっとまだ観光物産協会さんなりと話が詰まっていない現状でありますので、こうするああするというふうなことは、今、申し上げられませんが、先ほど私が申し上げたようなことで、本年度の方向性は出ていかざるを得ないのかなというふうに感じております。

ぜひ、地域の協力というふうなことを再三申し上げておりますが、恐らく七軒地区の住民の方だけではやりきれない、人手の部分でというふうに考えざるを得ないのかなというふうに思います。その辺は相談していかなければならないところであるというふうに思いますが、なかなか、先ほど申し上げたフラワーロードの各地区、区からの協力というふうなところでも、今、そのために協力を地域としてしていただけるというふうなことが難しい区も出てきております。様々な工夫をしながら、皆さんからご協力をいただいて進めているところでありますので、努力はしつつも、あまりご負担もおかけできないのかなというふうな気持ちもありますので、やはりその気持ちの醸成というふうなものが、一つポイントになるのではないかと考えております。

あとは、おもてなしの心で、行政がまずは持つことが大切なのではないかというご質問がありました。私は、担当の課も含めて、物すごくおもてなしの心を持って対応しているというふうに思っています。何をもってそういうご質問になるのか、私は分かりませんが、ぜひ一緒になって、町民みんなで、おもてなしの心で観光客の皆さんをお迎えしながら、大江町に来てよかった、人がよかった、そういうふうに言われる対応につなげていければというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

コスモスが景観にマッチしているかどうかという思いがあるということでしたけれども、秋にはコスモスって定番かなというふうな思いがあって申し上げたんですけれども、これから先、七軒地区の人手だけでは足りないということも踏まえて、町場からも協力しましょうという体制に持っていけるようであればいいのかなというふうには思います。土日の体制も今後考えてということでしたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

私は、この一般質問をするに当たり、神通峡前広場まで下見に行ってきました。行くまでの間に、数点、気になったことがありましたので申し上げます。

1つ目、道路両側の草が伸びて、車道内側に入り込んでいるところが見受けられます。2つ目、柳川温泉裏から入り口行く途中に、神通峡3キロメートルという看板がありますけれども、草で下のほうが見えなくなっております。3つ目、間もなく滝前広場というところの道路脇に、根から倒れた6メートルはあるだろうなというふうに思う木が横たわっております。この3つについては、草刈り、倒木撤去なので、行政で対応できるのではないかなというふうに思います。

おもてなしの心は十分にやっているということでしたけれども、こういうところもきれいな道路で来ていただくというの、対応をぜひお願ひしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ありがとうございます。

今、お話しいただいた3点については、現場確認の上、対応をしていくようなことを指示したいというふうには思いますけれども、藤野議員さんはいつ頃訪れられたのか、またなぜそのときすぐ町のほうに、町議会議員として連絡していただけなかったのかどうか、その辺も私なりに一緒に協力していただきたいなというふうに感じたところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 私が行かせていただいたのは1週間前の月曜日で、その旨すぐ役場担当課、建設水道課、農林課には申し上げております。それで、うちの担当ではないんでないかなというふうな周り方をさせていただいたのは、まず申し上げたいところなんですけれども、神通峡、これから先については対応したいという課長からの答弁をいただいておりますので、

まずご報告を申し上げます。

気持ちよくやっぱり通っていただくということを、まずしていただきたいということと、今後、町全体の俯瞰、できるかどうかは分かりませんが、ぜひ取組をしていただきたいという提案をさせていただいて、1つ目の質問を終わります。

次、よろしいですか。

○議長（宇津江雅人君） 2問目ですね。

○5番（藤野広美君） はい。じゃ、続けて次に、テルメ柏陵温泉東側の一体化整備構想という質問をさせていただきます。

7月12日金曜日に、JAさがえ西村山農協との意見交換会が開催されました。その中で、私は次のように申し上げました。テルメ柏陵健康温泉館の東側に、現在、果樹や野菜等を栽培している方の農地があります。この農地を町が購入し、農業団体と組んで果樹などを栽培し、ここで果樹のもぎ取り体験や、手ぶらでキャンプができる事業ができないだろうかと考えております。ぷくぷくパーク、8月10日オープンや、今年秋の10月5日オープン予定の道の駅おおえ、テルメ柏陵健康温泉館を利用してくれる方々に、新しい事業がプラスになれば、交流人口増につながる施設になるのではないかなというふうに考えております。

私は、令和4年12月議会で同じような一般質問をさせていただいておりますが、町長からは、キャンプやコロナによる屋外での活動のブームはいつまで続くか分からないという答弁がありました。私は、今でも何か仕掛けをしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

現在、国からの補助金は様々なものがあると思います。地域や民間と一緒に事業計画には、新たな補助制度もあるようです。JAと町が組んで新たな事業をしていくということを、話題にするということではできないでしょうかという内容の質問であります。

私のこの質問に対するJA関係者からは、道の駅構想が出てきたとき、道の駅おおえ周辺にラ・フランスを切り倒して荒れているところもあるようなので、観光スモモ園でも造ればよいのではないか、担当課の方にこのように提案をさせていただいておりますが、話はそこで止まっておりますという内容でありました。また、町が羅針盤を示して、話合いの機会があれば協力したいと考えておりますという回答も、JA関係者よりはありました。

このように、JAが提案している内容を、町長は今後どのように考えていくのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員の２問目のご質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、ちょっと今の質問を聞いていて、ん、と思ったことがあるので、冒頭申し上げたいと思いますが、ちょっと事前の通知の中では、何ですか、キャンプやコロナによる屋外での活動のブームはいつまで続くか分からないと前回の質問で町長が答えたというように、今の中にはちょっと抜けておった部分があるようではありますが、この事前の通告を見た折に、ちょっと誤解されているというか、解釈を間違っているのではないかというふうに思いました。

私は、そういう言葉を、いつまで続くか分からないというようなことは申し上げましたが、これは、このことについてやらないような印象を藤野さんは持ったように、この質問を聞くと思います。そうではなくて、開発が必要だという思い、そして内容は十分に検討しながら、何をすべきか進めていかなければならないので、キャンプとかというようなものは、いつまでブームが続くか分からないというふうなことがありますよねというように申し上げたつもりなので、そこのところはそのような取り方で受けていただきたいなというふうに思っています。

柏陵エリアについては、先ほどありましたように、８月10日、ぷくぷくパークがオープンをして、10月５日には道の駅おおえのリニューアルオープンを控えています。テルメ柏陵と併せて、町内外の様々な方が行き来する交流拠点として、町の看板施設となり、温泉や食といった町の名物を発信する場として、若い方からお年寄りまで、そして男性も女性も、年代に関係なく愛されるエリアとなるように事業を推進したいと思っております。

令和４年12月議会の一般質問の中でもお答えしました柏陵エリアの整備構想では、体験農園やキャンプについて、様々なアイデアの中の一つとして挙げられているものであり、土地の取得や管理運営主体の検討など、様々な課題をクリアする必要があるため、現時点では具体的な内容には至っておりません。当該エリアは、都市計画の用途地域であるというふうなこと、そういった土地利用の観点も含めながら、どのような事業が町の発展に寄与していくのかを、引き続き検討しながら事業化を進めていきたいと思っております。

県内では、近隣ですと山形市や天童市、寒河江市、上山などで、サクランボやブドウの観光果樹園があります。いずれも民間の経営であり、公設のものはないようであります。さがえ西村山農協が運営主体となっている寒河江市の周年観光農業推進協議会、ここでは、季節ごとに果物狩りができる市内の観光果樹園の案内窓口を、チェリーランド内に設置しています。

大江町においても、旅行商品の中で、個別の農家に依頼をし、もぎ取り体験を行ってきた事例もあります。しかし、1人幾ら何分間食べ放題という形式で、常にお客様を受けられる体制を取っているところはありませんので、例えば既存の園地を観光果樹園として活用する意向の農家などがあれば、道の駅を拠点として、案内や情報発信を行うといったサテライト型の運営であれば、可能なのではないかなというふうに感じます。

また、農協さんからのお話があったようですが、改めて町のほうから農協さんのほうにお聞きしたところ、農協自身が観光果樹園を開設するというふうな形では、現在のところは考えていらっしゃるようであります。果樹園事業の参入者があれば、肥料や設備など、導入すべき資材へのアドバイス、営農指導といった後方支援ならば、農協としては可能であるというようなことのお話でありました。

町といたしましても、果樹園を開設する意向の農家などがあれば、関係機関と連携しながら、国や県などの補助事業の活用を検討するなど、事業者の方の後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 以前の私の質問に対しての、私の捉え方が少し勘違いをしているのではないかなというようにありましたので、私の言葉が足りなかったのかなという思いもありますけれども、十分検討してというふうに申し上げたというふうに理解をします。キャンプは今後、ブーム的にどうなるか分からないということを上げたとしたことなので、そのように理解をしたいと思います。

この事業の提案に対して、OSINの会の関係者からも話を聞く機会がありました。JAが提案している内容の中に、農業従事者の地域を支えるリーダーや、産地を維持していくために新規就農者を養成するための施設として、トレーニングファームという考えもあります。スモモは東京市場で人気があり、高値で購入をしてもらっています。サクランボと同様に、スモモのもぎ取りも人気があるのではないかなというふうに思っておりますという話をさせていただきました。果樹のもぎ取り体験は、観光スモモ園と合わせての事業になれば、JAは町と一緒に協力していきたいと考えて提案していると思いますという内容であります。

先ほど、町長からもありましたけれども、今は農業振興地域外となっているので、補助金などを適用する場合は、農業振興地域にする必要がある、地域外を外す必要があるというふうなことも教えていただきました。これらのことは、町長や担当課の方にもお話はさせてい

ただいておりますということでありました。

先ほどの答弁で、町としては現在の園地を活用した果樹園整備の意向がある農家の方がいれば、関係機関と連携をしながら、補助事業の活用を検討していきたいというような内容だったと思います。意見交換会でのＪＡ関係者からは、町が企画、立案をして、基本姿勢をつくる、ＪＡはアドバイス、提案をする。ＪＡが決めるのではなく、町側が、大江町はスモモで売り出すんだという方向をまず持つことではないかと。それに対してＪＡは、賛同、サポートする側だというふうに考えていただければというふうなことで、補助金に関しては、町がやるんだという羅針盤をまず示すことからではないかというふうな内容の話でありました。

このような話を聞いた上で、私は、町は観光果樹園をやっていききたいのかということ、まず一番先に考えることから始まるのではないかなというふうに思っています。それに対して、やっていききたいというのであれば、農地の集約、農家のまとめ方はＪＡでやりますというような話の内容でもありました。このことについて、町長はどのように考えるかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 藤野さんのご質問の中に、ＯＳＩＮの会の方に聞きましたとか、ＪＡの方に聞きましたとかというふうな言葉がよく出てくるんですけども、それは組織としての意見なのか、その方個人の意見なのか、その辺は、いざ町が動き出すと実際中身が違ったりというふうなこともこれまでもあったので、そこは本当に町が進めるというふうな方針を出していく上では、慎重に構えていかなければならない、その組織の意向を十分に聞いた上で、打合せをした上で進めなければならないものだというふうに思います。

そして、一番は誰がやるかというふうなことではないでしょうか。なので、町が町営で観光農園をやるという選択肢は、私はないと今は考えています。例えば、農家の方が町の支援、そして農協の支援、そういったことを受けながら、ぜひやってみたいんだという農家の方なり企業の方がいらっしゃれば、それは全力で支援をしていきたいというふうに思いますし、先ほど、私、展開する中身として、あそこのエリアの中に果樹園そのものを造らなくても、情報発信の場所として、既存の園地なりそういった目的のために、観光果樹園、スモモ団地などを造りながらやっていって、お客様にそちらのほうにご案内をつないでいくというようなことが、言ってみれば、寒河江のサクランゴ狩りなどはそういったシステムで動いているいい例なのではないかというふうに思っています。ぜひ、いろんな意見を聞きながらそのところは進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

誰が言っているのかということでしたけれども、このJAの方は、この前の意見交換会の際に代表として来てくださっている方で、OSINの会の方は、この方も代表の方、OSINの会としてこういう思いがあって言っているというようなことでしたので、まずお願いいたします。

今年の1月に、輪番制により大江町が当番となって、村山地方女性議員意見交換会というのを開催しております。町長、議長からも挨拶をいただいております。この中で、受入れ体制を他町に先駆けて大江町はやっているということを知っている村山地方の議員からの要望もあって、OSINの会の関係者から話を伺ったんですけれども、このときは、これまでの受入れ体制で苦労したことや心がけていること、30組の方が就農し、会員家族が現在は六十数名に増えていますという説明をお聞きし、また参加した女性議員からは、素晴らしいと、自分の住んでいる町でも新規就農者受入れはしているんだけれども、見習うところがあるというふうに思ったので、行政に伝えていきたいというような声をいただきました。

また、新規就農者の方からは、2年間の就農研修期間中は、就農準備金として補助金をいただけるので、生活はできます。その研修が終了した後、自分で農作物を育て、収穫、販売、これをして生計を立てていかなければならない、ここでつまづかないようにしっかりと就農者を育てていかなければならないんだということ、それが大切なんだということでお話をいただいて、熱く厳しい親心かなというふうに感じたものです。

新規就農者の方の中からは、何も分からない、私の1年生……

〔「議長、通告外でない、これ」と言う人あり〕

○5番（藤野広美君） 駄目ですか。通告外ですか。いいですか、続けていいですか。

○議長（宇津江雅人君） 続けてどうぞ。

○5番（藤野広美君） 今は自分で頑張ることができています。また、私はほかの方と組んでいますとか、啓翁桜に挑戦したいと思いますなど、独立して生計を立てているということをお話していただきました。

この先、法令化もあり、農業を続けていけない方も出てくるであろうというふうに思います。温泉の東側にも、現在、放棄地になっているところもあるようだなというふうに見ております。放棄地減少や、新規就農者を養成して農業従事者を育てることが、JAが提

案していることにつながるのではないかなというふうに思います。もぎ取り体験となれば、J A、O S I Nの会の関係者が言うように、新規就農者の拡充、スモモのP R、交流人口につながるのではないかなというふうに思いますが、このようなことを踏まえて、様々な国の補助金を活用してこれから事業をやっていただくとすることを、提案をさせていただきたいのですが、どのような考えかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） いろいろ、O S I Nの会のことから、提案の内容から、先ほどの部分とかなりダブっている部分があるというふうに感じましたけれども、柏陵地区の開発については、まだまだ周辺に開発できそうな土地がありますので、その部分は、ぜひ一体的なつながりをもって、地区を周遊できるようなエリアとして捉えながら、様々なことを検討していきたいというふうなことで考えているというふうなことです。そして、若い職員による一定の構想を描いたようなものはありますが、そこにこだわることもなく、時代に合ったような形で、様々な意見をいただきながら開発をしていきたいというふうに思っています。

その中の一つとして、観光果樹園というふうなご提案もあるのかなというふうに思いますが、果樹園を管理、運営していくというのは、並大抵なことではできませんし、先ほども申し上げましたが、町が直営でやるというふうなことは、かなりハードルが高く、実現不可能なものではないかなというふうに、私は思っています。なので、繰り返しになりますが、既存の優良な農地をサテライト型の観光農園として、情報の発信の場所を道の駅なり柏陵地区というふうなことにして、そこにお客様を案内していくようなシステムが取れるのが、現段階では一番ベストな形なのではないかなというふうに思っています。

そういうふうなお話をさせてもらいながらも、先ほど言いましたように、自分がやってみたい、または会社のほうでもそういうようなことをやってみたい、そういった方が現れるとすれば、そういった方の後押しを十分にしていくというふうな思いを持って、今後を臨んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

サテライト農園、いろいろ検討、今後してやっていきたいという答弁をいただきました。テークアクションというものを望みながら、質問を終わります。

以上で私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時23分

令和6年第3回大江町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月4日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

8番 関野幸一

- 捕獲した害獣の速やかな焼却等処分および捕獲報奨金の引き上げについて
- 体育館を全館冷房に

3番 大沼清人

- 非常用サイレン運用はこのままでよいのか
- 英語圏の学生と本町学生とのITでの交流機会を

9番 伊藤慎一郎

- 独居世帯、空き家問題に関する諸課題について

4番 菊地邦弘

- 持続可能な発展のために

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 関 野 幸 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 皆さん、おはようございます。

8月まで、本当に毎日うだるような暑さでありましたが、9月に入りまして、ここ数日は過ごしやすい気温になってきたのかなと思っております。ここ2日間は夜寒いぐらいで、皆様も健康に十分気をつけながら、これから始まる芸術の秋、味覚の秋を十分楽しんでいただきたいと思います。

先月の末にはジェイコブ・コーラーさんのピアノのリサイタルがあり、今週末には工藤綾乃さんのコンサートあり、また15日には駅前で味覚まつり、秋まつりが行われます。それに、やはり皆様、元気な顔で出席できるように、健康に十分注意してください。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

捕獲した害獣の速やかな焼却等処理及び捕獲報奨金の引上げについて質問させていただきます。

ここ数年、県内をはじめ西村山地区でも熊、イノシシの目撃や捕獲が増えており、町内の果樹農家をはじめ、農林業に大きな影響を与えております。最近では、ふだんの生活にまで被害や危害が及んでいる。これまでは猟友会の方々が害獣駆除のためおなを仕掛け、捕獲した害獣をそれぞれが埋設や自家消費など処理しておりましたが、猟友会の方々の高齢化や会員数の減少で、思うようにいかなくなってきていると聞いております。今後は、クリーンセンターに持ち込み焼却することが適切と考えております。クリーンセンターの施設内に適切に焼却できる大きさにするための熊、イノシシ等を解体するための施設を造ることと、各市町村で捕獲、殺傷した対象物をクリーンセンター及び役場などで回収運搬することができないか。このように、これまで全ての対応を各地区の猟友会にお任せしてきましたが、今後、対象物の解体運搬を町や行政組合が積極的に取り組むべきと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、これまで害獣駆除に関する費用に関しては、各市町村で支払われる料金はそれぞればらばらでした。さきの新聞報道で、村山市では熊1頭に3万円、イノシシに2万円を支払うと出ておりましたが、大江町でもほかの自治体より多く支払いをしていると聞いておりますが、今後は西村山地区で一律、熊1頭3万円、イノシシ1頭2万円とし、少しでも猟友会の皆様の負担を減らすことができないか、これも町長にお聞きしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

今日も一般質問というふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいま質問のありました関野議員の質問についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

ご質問の中でもありましたが、里山や農地の管理が適切に行われなくなってきた影響とも思われますことから、近年は全国的に野生動物が市街地周辺に出没する事案が相次いでいるという状況です。大江町でも去る7月31日に左沢地区のまちなかに熊が出没したのは大きな驚きでもあり、大きな事故にならなかったことは不幸中の幸いであつたなというふうに思ひます。

一般的に、動物の生息範囲と人間の生活圏、この境がはっきりとしてこなくなった、そういったことが要因ではないかというふうに言われておりますが、もはや山間部や農地だけではなく、住宅地に近いエリアでの熊などの出没が常態化してきており、昨年度において、大江町の中では25件、本年度も8月末現在で8件の熊の目撃情報が役場のほうに寄せられています。幸いにも大江町で人身被害等は発生していないものの、冬眠に入るまでの期間、リスクが続くことから、引き続き防災行政無線やSNSなどの注意喚起を徹底していきたいと考えております。

原則として、野生動物は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、これによって守られており、捕獲することは禁じられていますが、同じ法律の中で、条件を満たす場合は捕獲が可能になることが定められております。

また、鳥獣捕獲の許可を行う際に必要な事項を定めています山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領、これの中では、捕獲した鳥獣については、放置することなく適正に処理しなければならない、こう定められていることから、捕獲許可を受けた者自身が埋設または焼却等の処理を行う必要があります。

しかしながら、現実的に個人で殺処分を行うことは難しく、そのような場合には、捕獲から処分までの作業を請け負う専門業者などもあるようでありますので、そちらのほうに処理をお願いする方法が一般的になっているのかなと感じています。

寒河江地区クリーンセンターなどで、その一連の処理をできないかといった内容のご質問かと思いますが、まずは現行の取扱いについて少し説明をさせていただきます。

クリーンセンターでは、一般廃棄物の取扱いとして、犬、猫などの愛玩動物の死骸、道路などで発見されたタヌキやイタチなどの野生動物の死骸などは、所有者や発見された施設の管理者、路上であれば道路管理者というふうなことになりますが、直接持ち込むことで処理

されています。野生動物の駆除に伴う持込みについては、熊やイノシシなどの比較的大型で体躯の屈強な動物の場合、設備の焼却能力の問題があるために、解体した上で、焼却しやすい状態で持ち込むことが受け入れる条件となっています。

熊に加えて、近年はイノシシの処分も増えてきており、対応に苦慮されている実態は、私も猟友会の方々からお聞きしており、理解しているつもりであります。町の直営で実施する方法もあるかもしれませんが、処理する場所や人員などの確保は、現実的に現状では困難であるというふうに思われますし、町で委託している例えばごみ収集運搬業者が一般廃棄物として処理することも不可能ではないでしょうか。処理施設の整備を含めて可能性があるとするれば、広域事務組合としての対応が考えられますが、大江町の一存では決められませんので、構成する団体の中で、今後、検討課題として共通認識を持ちながら、いろいろと議論をしていくことが必要だと思います。

なお、今のところ、クリーンセンターのほうでは、野生動物の持込み件数がそんなに多くはないこともあり、野生動物専用の解体や処理施設を整備する予定はないようであります。しかしながら、近隣自治体でも同様の課題を抱えている現状があると思いますので、担当者間で情報交換の場を設ける必要があるようにも思います。

また、今回このような一般質問があったことは、首長同士でも当然話題にしていかなければならないものだというふうに思いますし、広域の議会の中でも議論すべき内容であるのではとも感じるところであります。

松くい虫の対策なども同様なのでありますが、動物にとっては行政界など関係のない話でありますので、この問題は広域的に取り組むべきものの一つでありますし、むしろ県や国レベルで対策を取ってほしいという思いもあります。

繰り返しになりますが、大江町単独では解決できない問題ですので、まずは情報の共有と課題の整理を進めていきたいと考えております。

もう一つの質問にありました捕獲報奨金については、大江町では平成25年度に鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げました。そして、猟友会さんを中心とした鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣の捕獲、処分などを担っていただき、実施隊員に活動費をお支払いしてきました。

近年の捕獲の状況であります。熊については、山の木の実が豊作と言われた年には1から3頭程度、それ以外の年は20頭程度、イノシシについては20から30頭程度あるようであります。以前は、山の恵みを頂くということで自家消費しておりましたが、やはり年間20頭か

ら30頭の捕獲、解体するとなるとかなりの労力であり、そういったこともできなくなってきました。

また、実施隊員も高齢化していることや、隊員数としては30名程度おりますけれども、緊急時に出動できる隊員は限られており、農作物被害対策のほかにも実施隊への負担はますます増えていくことが予想されます。

捕獲などに対する実施隊の活動費ではありますが、捕獲活動を開始したときには活用している補助事業などが各市町とも違っており、それぞれ実施隊と協議をして活動費の金額を決めているものと思われます。1頭捕獲して幾らという成功報酬型や、わなの設置、撤去、見回り、止め刺しなどをそれぞれに単価を設定しお支払いする方法など、自治体によって様々ようであります。

大江町では、今申し上げた後者の方法に加えて、1頭当たりの捕獲の報奨を別途お支払いしておりますが、実施隊と協議の上、単価等を決めており、現状では実施隊の方々からもご理解いただいていると思っています。

他市町の例として、1頭3万円、2万円という数字だけを見れば大きいようにも見えますが、大江町の場合でも1頭当たりに換算すれば、ただいま申し上げた金額以上にお支払いをしている状況もあります。同じ捕獲活動などを行っているわけですので、県内や近隣市町村で統一されるのが理想的だというふうに思います。

ただ、それぞれの市町村でこれまでの経過や決め方もあり、また、幾らが適正かという基準を決めるのも、活動内容からして難しいのではないかと思います。

活動費については、今後も、実施隊の方の労力や負担を考慮しながら、話し合いをもって決めていきたい、そう考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 大変丁寧な説明ありがとうございました。

今、その説明の中で町長のほうから、これは本来広域のほうの議会での問題であるんじゃないかというお話がありました。実は今回のこの質問に関しては、1市3町、寒河江市、大江町、朝日町、西川町で、9月定例会で同じ内容で質問させてもらっております。というのは、やはり広域の問題ではありますけれども、各市町村からこういう問題提起を一度にすることによって、広域の議会のほうもこれを議題に上げていただき、どういうふうに対応できるかということの一つのアクションになるのではないかと思います。ということで、1市3町の議員とお

話をし質問させていただきました。町長の回答のとおり、様々難しい問題はありますけれども、やはりお互い、今1市3町の中で、やっぱり捕獲数とか殺処分数が増えていると。本来であれば、遠地で処分したものは、その遠地の中に埋設するとか、様々その埋設の仕方とか処分のルールがあるのは分かっております。ただ、それだけではもう何ともできないというところまで、ある程度今は来ているんじゃないかと。やはりしっかりとここは広域の理事であります町長からも各市町の町長たちと話をしただいて、今後、一步進んだ、そういうふうな捕獲したイノシシ、熊等の処分と、また、今度は鹿も出てきているという話でありますから、そういうものの処分をどうやったらスムーズにできるかということを検討していただきまして、10月に広域の議会があるそうなので、その辺あたりで議題に上げていただきたい。また、今回のメンバーの中にも広域の議員がおりますので、そういう形で質問が出るかと思っておりますので、本当に猟友会の方とか地域の方々に負担がかからないような、そういうことを進めていただきたいと思っております。

私が言ったのは、やはり広域のクリーンセンターの敷地内にちょっとしたプレハブでもいいですから、そんなにお金をかけなくてもいいですから、例えば、先ほど町長が言ったように、いわゆる熊とかイノシシを細かく切ったものは、多分軽トラとか乗用車に載せて、袋に入れて持っていくと思うんですけれども、あまりいいものでもないかなと。切り刻んだものを持っていくのは。そこの熊の骨を切って何を切ってカットしていくとなると、それなりの労力も要るし、それなりの機材も要ると思うんです。そういうものを、例えば広域行政事務組合のほうで、クレーン付きの小さい軽自動車などを1台購入していただき、例えば大江町で、ここのところで熊を仕留めました、朝日町で、ここで熊を仕留めました、それを例えばクリーンセンターの職員の方が引取りに行って運んでもらえる、そういうふうなシステムをつくってもらえれば、猟友会の方の負担も少なくなると思うし、解体というその作業、これ結構時間かかるそうで、熊1頭だと3時間とか4時間かかると言われております。やっぱりそういうふうになると、その方たちの手間を払うのが惜しいということじゃないんですけれども、その方たちの時間も大変本当に無駄な時間になるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところを考えていただきながら、そういうふうなことも考えていただき、できればクリーンセンターに持って行って処分できる、そういう体制の構築をなるべく急いでしていただきたいと思っております。

本来であれば、町自体ですするというのは当たり前だと思いますけれども、町のほうの町有地の中でも、もう埋設する場所がだんだんとなくなってきていると。そこの埋設する場所に

バックホウとかを置いて、深く地中へ穴を掘って埋めればいいんですけども、スコップでちょうど隠れるぐらい掘って熊とかイノシシを埋めるとなったときに、雨降ったりすると顔を出すそうです。熊とかが。だと、やっぱりそこを通った人って、なかなか通る人もいないと思うんですけども、そういうのはあまり環境的にもよくないと思われますので、その辺のところを大江町だけではなく朝日町でも話を聞くと、埋めるところないのよという話も出てきているのでありますので、その辺のところを早急に検討していただきたいと思います。

また、捕獲報奨金についても町長のほうから説明ありました。うちの町ではかなり手厚く報償金に関しては猟友会の方とかそういう方たちにはお支払いしているということがありますけれども、先ほど町長も一言あったと思いますけれども、一律にまともな程度いいのかなとありますけれども、各自治体の財布の事情とかそういう事情もありますので、なかなかこうだということは決められないと思いますが、なるべくでしたらそういうところも加味していただきたいと思います。

今、世の中、物価高騰、物価高騰であります。猟友会の方々も様々、ガソリン代にしろ何にしろ大変な中で、やはり様々なところにわなを仕掛けに行ったり捕獲に行ったり処分に行ったりとかしていると思います。聞くとところによると、ウクライナの戦争で、いわゆるライフル弾、これも相当な値段に上がっていると。そういうようなこともありますし、やっぱりこれまで、例えば100円で殺せたのが、今200円かかるんだとか300円かかるんだったら、やっぱりこれも経費の中に入ってきていると思いますので、その辺のところを考えながら、少しでも結構ですので、それも猟友会の方々とかその方々の負担がなくなるようなことを少し頑張っていただければ。大きくとは言いませんので、少し頑張っていただければなと思っています。どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 多分、今の2問目のお話を聞いている限りでは、相当いろんな確認といたしますかお調べになっているので、現状はかなり理解をいただいているのかなというふうに思っています。

そんな中で、まずはクリーンセンターで処理施設を造り、運搬あたりもやれたらいいのではないかというお話であります。その部分については、理想としてはそういう形が一番いいのではないかなというふうに感じてはいます。ただ、やっぱり各市町村で今対応している状況が違っているというふうなこともありますので、ましてや解体も含めてクリーンセンタ

一なり一部事務組合のほうでやるというふうになれば、それだけのそれぞれの町の負担が生じるというふうなこともつながります。あとは、想定される処理の頭数などはどうなのかとか、いろいろ議論をした上で決めていかなければならないものなのではないかというふうに感じております。

先ほども申し上げましたけれども、どこの町でも大小あるとは思いますが、これから解決していかなければならない課題として皆さん思っていることだというふうに思いますので、理事会なりのまないたの上に上げて、いろいろと議論をしながら進めていくというふうにしていきたいと考えております。

それから、捕獲費用の労力の話なんですけれども、この部分については、毎回、毎回、担当者のレベルも含めて、それから実施隊の会議の中でもいろいろと議論をさせていただいております。火薬の代金が上がっている話も出ておりました。そんな中で、毎年度、毎年度、単価を猟友会といいますか実施隊の方々と詰めてお話をして、これでお願いをできないかというふうな形でこれまでずっと積み上げてきました。その点では、大江町の部分については極端に高いというふうなことではありませんけれども、それなりに隣接に比べて安くなっているという現状はないものだというふうに理解をしてもらっていますし、私もそう理解をしております。これを統一していかなければならないという課題も毎回会議の中では出るのですが、やはり今安くやっている市町村にとっては、高いほうに合わせると、その分やっぱり負担も大きくなるというふうなことで、そこの調整はやっぱりこれまでの経過があつての話ですので、なかなかそこは統一的なものが、例えば法律とかでそういったものが示されてくれば、統一はその方向に向かっていくことだというふうに思いますけれども、なかなか現状ではそこの部分を調整しながら統一するという方向は難しいのかなと考えております。

クリーンセンターの話も賃金の話も、課題としては重く受け止めながら、何とかしていかなければならないという立場でしっかりと対応を議論していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ皆様からのご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

最初のほうの処理に関しては、今回、1市3町の市長、町長のほうから広域の理事会等に話題が出るとしますので、その辺を協議していただきまして、今後、いい方向に進むように頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。体育館を全館冷房にという壮大な質問でございます。よろしくお願いいたします。

今年は、早い時期から異常なくらい暑くなり、農作業も高温障害が懸念されるなど、大変な夏になりました。

子どもたちへの熱中症対策として、大江町では各学校にスポットクーラーを入れるなど対策をしてきましたが、今年の暑さではどのくらいの効果があったか心配です。

さて、大江町の体育センターでも毎週のように様々な大会などが行われておりますが、窓の開け閉めだけでは、熱中症の予防もなかなか大変です。まだ救急車を呼んだりするような事案はありませんが、体調を崩す子どもたちがいるそうです。運動するにしても、今年は本当に暑過ぎることはどうなのか。大江町の体育館では、冬は暖房の設備があるのですから、夏にも冷房の設備を設置するべきと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 近年、本当に暑くなったなと感じております。データによりますと、7月、8月は平均で平年より2度以上高かったということで、データ上からも暑さを裏づけているようであります。

関野議員の2点目の質問にお答えしたいと思います。

まず、体育センターにつきましては、町内外の各スポーツ団体、スポーツ少年団、中学校の部活動など多種多様なスポーツ活動の場所として多くの方々から利用いただいているところであります。

さて、近年の温暖化の影響により日本でも平均気温が上昇しており、気象庁からは7月の平均気温が観測史上最高を記録したと発表されました。このような記録的猛暑の中でのスポーツ活動については、活動時間の見直しや大会開催時期の変更、大会運営の見直し等を行い、熱中症対策として対応している状況でもあるようであります。

ご質問のアリーナへのエアコンの設置についてですが、まず現状の暑さ対策として、熱中症指数計によりWBGT、暑さ係数を2時間おきに測定、熱中症予防指針と併せてホワイトボードに掲示し、利用者の活動の際の注意喚起を行い、積極的に休憩や水分補給を取る目安となるよう対応を行っております。

また、アリーナ内の空気の循環のために大型ファンを適宜利用していただいたり、冷房の利用が可能な会議室を休憩室として利用いただいたり、冷水器の設置によりいつでも水分補

給が可能であるなど、熱中症予防対策として対応しているところであります。

県内のアリーナ内の冷房設備の設置状況を確認してみますと、県や市にある7施設のみとなっております。また、近隣の西村山地区の体育館では、冷房が使用可能な体育館はまだないという状況であります。

現在、体育センター全館を冷却する設備の設置が可能かどうか確認を進めているところですが、仮に冷房を設置した場合に起こり得る様々な課題について整理し、適切な設備の設置について分析、検討を進めていきたいと考えております。

差し当たり、クーリングダウンできる会議室の利用、ミストファンの活用など様々な熱中症対策を行いながら、涼める場所の拡大を含めて、夏場のスポーツ環境の改善を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、教育長のほうから、町としてもできる限りの対応をやっているということのお話がありました。熱中症の何かをはかるやつで2時間おきにとやっておりますけれども、仮に大会等のときにそれが危険な状態になったときに、町のほうの体育館にいる方が、今こういうふうな数字になっているので競技を中止してくださいとか、そういうふうなことはやっているのか。それとも、やはり大会は大会だから、伝えるだけで、そちらのほうで判断をする、そういうふうな形になっているのか。その辺のところがどうなっているか、そのところも1点お聞きしたいと思います。

というのは、私が今回この質問をするきっかけになったのは、8月後半のある大会のところに伺いました。そのとき、当然競技をしている子どもたちは汗だくだく、それを応援している保護者の方も汗だくだく、もう暑い暑いと。それを運営する側のスタッフの方も本当に汗だくだくで、そういう暑い中で、もう本当にここでやっているのは大変だよねというぐらいのところでやっぱり競技をやっております。それは、各スポーツ少年団、また学校、中学校等の日程もあります。やはり甲子園みたいに暑いから朝と夕方にプレーなんてことはないよね。今この辺でやっている大会とか何かというのは。日程というのは決まっているし、体育館も、いわゆる各団体で大江の体育センター、寒河江の体育館、いろんなところの体育館等もほとんど塞がれております。日程の調整になってくると、涼しいときにすっぺとか、何すっぺとか、なかなかこれもできない。そういう状況の中で、やはり決めたところである

程度やらなきゃならない。かなり注意はして、時間を置いて少し休憩を取ったりとか換気をしてということをやりながらやっているのは当然分かります。でも、やっぱり換気しても、体育館なんていうものは暑いよね、夏になってしまうと。その中で、ファンを回したりとかスポットクーラーをつけたとしても、うちの体育館の場合は結構高さもあり広いので、なかなかその効果も現れないというのが本来だと思います。

実は、私も数年前までは中学校のバスケの指導をしておりまして、特に寒いときなどは、寒いところであると本当に子どもがけがするねということで、暖房をお願いしたりとかそういうことをして、子どもたちがいかに運動しやすいかと、そういうふうなことをお願いしながらやっていた経過があります。やはり寒いときはそれなりに着込んでやればいいんですけども、体育館ってそうもいかないんだよね。それでも寒い、どうしようもないときにはやはり保護者の方をお願いして暖房を入れてもらってというような形をやっております。暑いときというのは、それなりにいいのかもしれませんが、ここ近年の暑さの中で、まして屋内でそういう様々な競技をすることとなると、これはやっぱりかなり子どもたちに対しては危ない、危険な状況での運動になってくるんじゃないかと思っております。やはりそれは指導者とか大会関係者の方々が注意をしながら、休憩を取ってください、何をしてくださいと言ってもなかなかうまくはいかない。まして、開催時間、決まっている時間の中で終わらせなきゃならないとなってくると、それもなかなか難しいということになってくれば、やはり何をするかと言ったら、うちの体育館は暖房があります。暖房を効率よく使うために、2階のアリーナのところで、体育館のところはシャッターがあって、いわゆるある程度の密閉した空間がつけられる体育館になっております。そういうふうなものがあるのであれば、そこに冷房の機械を入れれば、効率的に広く冷やすだけじゃなく、体育館だけをやっぱり冷やす、そういうふうなこともできるんじゃないかと思っております。それにはそれ相当のお金もかかってくると思います。しかし、やはりこれは子どもたちの安心と安全を守るためにどうしても必要な設備になるのではないかと思いますので、その辺のところを、教育長はやっぱり考えなきゃ駄目だとは言えるかもしれませんが、本当にどういうふうに考えているか、いま一度お願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 熱中症指数等の警告が出た場合ということと、それからエアコンの設置についてもということでよろしいでしょうか。

指数に警告が出た場合、県全体のほうで熱中症警戒アラートが出た場合、基本的には開催

前に主催団体と相談しながらということになると思いますけれども、当然、中止するよう指導していくのがこちらの役割になるのかなと思いますし、事前の団体、基本的に強制してできるのかどうかというのはちょっと、その権利がこちらにあるのかどうか分かりませんが、最大限の指導を行っていくということになるのかなと考えております。

ただ、何といたってもやっぱり暑い場合に、どこまで本当に主催団体が、日程もなかなかずらせないという中でということはあると思いますが、今大変問題になっているのは、主催者と相談してになりますけれども、やはり命が最優先であるということは、もうどの団体でも認識しているのではないかなと思いますし、そう指導していくべきだなと感じております。

それから、暖房のところにエアコンでもつけてということになるようでありますけれども、現在、様々な形の設置ということは、いろいろな場合を想定して、ちょっと今検討しているところでありますが、全館をまず冷やすと。効果的に快適にできるというふうな状況をしますと、今のところちょっと簡単ではないようであります。業者のほうからはそもそも見積りができないと。こういった例があるのかなのかですけれども。設計屋さんに聞いてみても、うーんということで、簡単には出せないという状況のようであります。基本的には設計段階の中でやっぱり空調全体を考えて計算して、していくべきことなのかなと。ただ、体育センターができて25年。25年前当時と、今現在の状況がどこまで予想できたかになりますけれども、かなりハードルいろいろありそうだなということとは言えております。部分的にどの程度効果があるものができるのか、今後いろいろな業者からお聞きしながら、想定しながら進めてまいりたいと感じております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

先ほど教育長のほうから、県内市町村で七つの施設に冷房が入っているとありましたけれども、これ長井の中学校は入っていますか。長井の中学校は入っているんだっただけでいいはずですよ、うちの町でも。長井の中学校は今年から多分運用していると思います。長井北、長井南中学校で体育館の冷房を入れて多分やっているはずですよ。それができるのであれば、多分可能じゃないかなと思っております。見積りができない、設計ができないと言っていますけれども、私もらっています。この質問をしたときに、知り合いの方をお願いをして、大江町で体育館にエアコンを入れたいんだけど、どうだべ。何や、こいつと。やはり言う人は言うんです。たまげておりました。関野さん、冷房入れたって簡単に言うけど、家に入れるみたいにここにして、室外機ここに入れてってできないんだよと。まずそこはよく説

明されました。じゃ、どういう形で入れるいのと言ったら、やっぱり全部設計でどうなった、こうなったという見て、空気の流れ、電気がどこにある、何がどこにある、そういうものを全部やはり見ないと駄目なんだと。やっぱりそこを建てた人とか、それを設計した人、それなりに話を聞きながらどういうふうにするかということが一番いいのかということの話も伺いました。私も結構やっぱり何も分からない、聞くほうですので、聞かれたほうもびっくりして、私も説明されてびっくりした。そんなに難しいのかと。でも、そういえば、今議員になって、何々を造るときに、設計料が何ぼ、何が何ぼとなって、あ、なるほど、そういうことかということで、そこで一つ勉強もさせていただいたんですけども、そんな中で、うちの体育館もできますと。様々な方法があります。どういう方法があるかは、それは今後、町のほうで二つ三つ出てくれば、それをどういうふうにするかと検討するということになってくるんじゃないかなというお話まで聞いております。その中で、私は多分、私がもらった見積りとかそういうものであれば、可能でないかなと思っております。後ほど教育長のほうに、こんなものだよということをお渡ししますので、それをしっかり教育長のほうから検討していただいて、町長のほうに予算をしっかりと要求していただいて、子どもたちのために、来年の夏には涼しい体育館で運動ができるように、何とか頑張っていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 最初に申し上げましたけれども、前向きに検討しております。関野議員がもうかなり調べられておりますので、改めて言う必要はありませんけれども、完全にきちんと冷やしていくという場合はかなり難しいと。いろいろな方法があるということも、こちらでも承知しておりますし、それも予算次第ではできるんだろうということがありますが、正直、どれだけ効果があるのかというところについて、業者の方も非常に首をひねられることが多いということでもあります。

ちなみに、長井の場合には、体育館のほうはありません。ただ、学校のほうでは、学校の体育館には文部科学省の補助のほうの助成があって、億単位でつけているという話は聞いております。

以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 教育長もなかなか大変な答弁になってきていると思いますけれども、今、文科省のほうからの補助金で1億とかあったと言うんですけども、こういうやつをつ

けるときに、課長もいろいろ補助金とかを探していると思うんですけども、文科省とかそういうことから探しても駄目なんだよね。これ、ちゃんと環境省のを調べると、クーリングスポットということで、上限1,000万までの補助金があるんです。今年の方は終わっていると思いますけれども。そういうようなものを使いながら、体育館だからって文科省とかそういう部分じゃなくて、ほかのところでどういうふうなものがあるか。そういうふうなものを使って、そういう補助金を探しながらしていけば、町の負担が少しでも減ってできるんじゃないかと。

どういう効果があるかと今教育長言ったんだけど、クーラーつけてどういう効果があるか。ほだらつけてみないと分からないべっさ。道の駅つくったんだけどどういうふうになるかって分からないんだから。効果が見えないと物事ができないと言うなら、教育長辞めたらいいんです。それをきちんとやってみる。やって、どういうふうにするかというのは教育長の仕事です。今回の件だって、教育長がしっかりとこれをどうするかということを決めて、課内で決めて、町長にきちんと予算を要求する。教育長はそういうふうな立場にいる人ですよ。しっかりと予算要求のできる立場にいるんですから。それは子どもたちのために。教育長は、前から言っているけれども、子どもの親分なんだからね。うちの町の子どもの。しっかりと子どもたちを守る権利があるわけですよ。それは町長も当然ですけども、その一番矢面にいるのは教育長ですから。教育長から子どもの声を聞き、保護者の声を聞き、どうやってうちの町の子どもたちに、よりすばらしい環境の授業を受けさせる、子どもたちの活動を支えるか。そこのやつはやはり教育長から頑張ってもらわないと。どうですか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 初めに申し上げましたけれども、いろいろな場合を想定して前向きに今検討している最中であります。正確に言うと、昨年度からも検討しておりました。体育センターについては、子どもたちだけでなく町民の方から本当にたくさん利用していただいている施設でもありますので、私が何もしていないように感じられるのかどうかですけども、前向きにしっかり検討させていただいております。ただ、つけるからには本当に効果が上がる施設であってほしい。そういった取付け方はどうなんだろうと。あまり前例がほとんど見られない。あまり大規模過ぎて見られないというところもありますので、なお今後、様々な施設などの情報を集めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 分かりました。

まず、本当に一生懸命やっていただきたいと思います。一生懸命私も応援しますので、よろしくをお願いします。

ただ、最後になりますけれども、多分、暖房のほうも、去年はちょっと調子が悪くて全時間稼働したのか分からないけれども、去年だかおとしはオイル漏れてきたとかどうのこうの言って、暖房も25年使っていればそれなりに古くはなっていると思います。暖房のほうのことも考えるのであれば、ここは思い切って暖房、冷房一緒に何とかすれば、まだまだ大江町の体育センターは町内の皆様だけでなく県内の皆さん、または県外の皆様からも本当に使いやすくいい体育館だと言って使ってもらえると思いますので、その辺のところを考慮していただきながら、ぜひ前向きに前向きに頑張っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで、関野幸一君の質問を終わります。

午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人でございます。

では、質問事項でございますが、今回、非常用サイレンの運用はこのままでよいのかということについて、町長のご意見をお伺いしたいと思っております。

本年5月23日未明、檜山地区の火災で4名の貴い命が犠牲になったことは、皆さんの記憶に新しいことだと思います。

当時、出火の発見者である檜山地区の消防団の方は、いち早く非常用サイレンの操作を行

おうとしたとのことです。ところが、機器は全く無反応であったということで、驚愕されておりました。また、出火当時、ちょうど12時過ぎだったんですが、深夜にかかわらず消防車が各地から、七軒あるいは左沢から出動したわけなんですけれども、県道を多数の消防車がサイレンを鳴らして通行いたしました。ところが、近隣住民は、どこが火元であるか、どのような状態であるかという情報が全く伝わっておりませんでした。ほとんどの町民は、これは私も含めてなんですけれども、翌朝のNHKのニュースで、檜山で火災があったという事実を知らされることになりました。また、驚愕すべきは、当の檜山の地区に住んでいる方すらも、いや、全然知らなかったんですよということで本当にびっくりされておりました。

そもそも防火サイレンというのは、吹鳴、鳴らすことを吹鳴といいますけれども、この役割は、火災発生時に付近住民への注意の喚起、また火災の延焼を最小限に抑える、これが目的でございます。ところが、本郷の葛沢を境にサイレンの運用が異なっていたということで、よって現地でのサイレン吹鳴の手動操作が不能になっておりました。結果として、檜山地区の近隣地区民への緊急火災情報の伝達が行えなかったということです。

もし、出火に対していち早くサイレン吹鳴によって早期に近隣住民の助けがあれば、今回の被害の結果は、もしかしたら違っていただかもしれません。それらを踏まえてご質問いたします。

地区ごとに火災発生時の地区民への注意喚起方法が異なるのは、これは問題ではないのか。その理由と執行部の現状の認識をお伺いいたします。

次に、現状と同様のサイレン吹鳴の運用を今後も続けるのかどうか。もし続けるとしたら、その理由は。改善するならば、いつまでにどのように改善するのか。そちらをお答えください。

最後に、どちらにしても基本的な決め事である災害時の住民への通報、運用体制の地域ごとの違いを消防団全員にあらかじめ周知徹底が必要ではなかったのか。

以上3点について、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

壇上からは、これで失礼いたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 大沼議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、5月に発生した悲惨な住宅火災により亡くなられた方4名の方々に対しましては、改めて哀悼の意を表するものであります。残されたご家族、ご親族のみならず、檜山区の皆

様、そして町民の皆様のショックは非常に大きなものがあったと感じており、二度とこのような事故が起こらないようにしていかなければならないんだと、一層気を引き締めて対応に当たっていくことを決意したところであります。

ご質問をいただいた何点かの部分について、先に結論といいますか、今の町の対応を先に申し上げたいというふうに思います。その後、ちょっと説明を加えさせていただきたいと思っています。

町内で火災発生があった場合は、今後は広域消防からの通報により自動的に町内全部の防災無線のスピーカーからサイレンが吹鳴されるようにシステムを改修していきたい、そう考えており、このたびの補正予算の中にそういった経費を計上させていただいているという現状でございます。

それでは、ご質問いただいた内容につきまして、順次、経過も含めて説明をしていきたいというふうに思いますが、このような件に関しましては町民の関心も高く、各地で今開催しておりますまちづくり座談会においても何回か話題になっているところです。その中でいろいろとお話を聞いておりますと、少し誤解を生じている部分もありますので、現状の火災時のサイレン吹鳴の運用と、それに至った経緯などを含めて説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、かつては各集落に警鐘台があり、火事が発生した際には消防団員が警鐘台に登って半鐘をたたき、住民に知らせていました。時代の移り変わりもあり、危険も伴いましたので、警鐘台を使用しなくなって久しく経過しました。老朽化も進んでいるため、町では区の意向も確認の上、順次、警鐘台につきましては解体撤去の工事を進めさせていただいているところです。

その後、サイレンが設置され、ポンプ庫内部にあるスイッチを押して鳴らすことが可能となりましたが、そもそも火災が発生したことを知り得る手段は、広域消防の大江分署と役場庁舎からのサイレンでありました。当然ながら、遠く離れた本郷・七軒地区では聞こえませんし、左沢地内でも場所によっては聞こえないという場合もありました。それが聞こえなければ、ポンプ庫の手動のサイレンも鳴らすことができませんでした。

サイレンを鳴らす目的は、火事が発生したことを住民に知らせることももちろんですが、消防団員に大至急参集を呼びかける目的もあります。聞こえたときだけ、聞こえた団員だけ参集するようでは困りますので、携帯電話の普及とともに、メール機能を活用して、全ての消防団員に速やかに火事が発生した場所を知らせるシステムが今は稼働しております。また、消防団の部長職以上の幹部団員には、広域消防本部から直接メールでの通知と電話が入るこ

とになっています。

サイレンが鳴らなかったために消防団員の参集が遅れ、あのような大惨事になってしまったかのような話もありますが、少し事実は違っているというふうなことでご説明をさせていただいているところです。

なお、平成29年から稼働している防災行政無線を導入する際に、サイレンの使用方法について検討を行いました。昔と違いまして、消防団員も勤め人の方が大多数となり、平日の日中に町内にいらっしゃる団員は限られることから、手動スイッチを押せないことがあるのは問題ではないかという意見もありました。したがって、火災発生を知らせるサイレンは、防災行政無線により自動で鳴らすことに改め、手動スイッチは使わないこととして7年前から運用しています。サイレンが鳴る範囲についても、特に支障は生じていなかったため、従来どおり分署または役場のほうから聞こえるエリアとすることが妥当との判断に至りました。

なお、春と秋の火災予防運動の際には、午前7時と午後8時にサイレンを鳴らしておりますが、こちらも防災行政無線のほうから自動式に流れるようなことに切替えをしている現状であります。

これらの変更は、当然ながら消防団内部でも確認をしており、平成29年、当時の区長さん方に説明はしておりますが、区長さんは毎年、約半数の人が入れ替わったりしていますので、その後、きちっと伝わっていたのかどうか、その辺のところはさらに確認をしなければならないものだったと思います。消防団員についても、毎年入れ替わりもあります。こちらは伝達がなされているものだというふうに思っていますが、そうでないとすれば非常に大きな問題でありますので、今後、徹底をしていきたいと思っております。

以上が、これまでの経過と現状の説明になります。このたびの惨事をきっかけに、今後の防災行政無線のサイレンの在り方について内部で検討を進めた結果、議員も指摘されているように、地域によって運用の仕方が異なっている点は改めるべきとの結論に至りました。冒頭申し上げましたとおり、このたびの一般会計補正予算に、町内全域でサイレンが鳴るようシステムを改修する費用を計上させていただいたところであり、早急に対応を図っていきたいと考えております。

なお、広域消防本部からの火災通報を受けて自動的に防災行政無線を通じてサイレンを全町内に流すこととなりますが、火災の種類や程度によって、鳴らす、鳴らさないというふうなことは選別することができないこととなります。春に発生しがちな果樹の剪定枝の焼却や野焼きに伴う火災であっても、町内全域で昼夜を問わずサイレンが鳴ることとなります。例

えば、三郷地区で発生した今言ったような火災についても、七軒地区の住民は知る必要がないのではないかというような意見もあるかもしれません。その点は、町内で起きた火災については町民皆さんに周知をするというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、火災の場所等についてのお話も先ほど質問の中にありましたが、場所等まで防災行政無線で伝えることは、現時点のシステムでは難しいというふうなこともあり、広域消防本部のテレホンサービスなどをこれまでも利用していただきましたので、その部分についてはお問合せをいただくようなことでお願いをしたいというふうに思います。

こうした点は、補正予算の審議の中でもご審議いただくことになるかと思いますが、ぜひご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

1点質問させてください。今回は第一発見者の消防団が現地でスイッチを押したけれども、鳴らなかった。ということは、新しいシステムに改編した場合はどうなるのか教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 各防災行政無線のスピーカーのほうでの消防団の操作は不要です。というのは、広域消防のほうから通知が入った段階、つまり分署に連絡が入った段階で一斉にサイレンが町内全部のスピーカーから流れるというようなシステムになります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ということは、第一発見者が分署ないし役場に報告して、こういうことだよと言わない限りサイレンは鳴らないということなんですね。要は、きちんと消防団ないしが、これはすぐ消せるなとか、現地の判断云々とは関係なく、通報して、それで鳴るということですね。ちょっとお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 消防署に、119番に通報すれば、自動的にサイレンが鳴るということです。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ちょっと最後でございますけれども、今回、補正予算上程、800万ほどさせていただいた。こちらのほうは、もちろん議会の承認等々、プロセスを踏んでなんですけれども、順調にいけばいつぐらいまでに工事完了。年度内の工事完了というのは可能なんでしょうか。それをお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） もちろん9月の補正予算として組む予算でありますので、年度内の改良済みにしていくことで進めていくというふうなことは当然であります。できるだけ早くというふうなことは我々も思っておりますので、これから設計なりをしながら発注するに当たって、その工期なりを決めながら、できるだけ早く運用できるようなことを考えたいと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。町民の安心安全というのは最重要課題だと思いますので、町民の皆さんが枕を高くして寝られる、そういうシステムないしルールというのをぜひ今後とも維持していただければと思います。第1問の質問は以上で終わります。

次に、第2問に移ってよろしいでしょうか。これは教育長にお尋ねしたいと思っております。英語圏の学生と本町学生とのITでの交流機会をとということでご質問いたします。

本町では英語教育に非常に特化されており、幼児期から中学校まで切れ目のない段階的な教育プログラムを実施されております。私は、英検などの資格取得支援、ブリティッシュヒルズでの実習も含め、非常に積極的な取組と評価しております。ただ、これらの施策は、既存の学習カリキュラムの延長線であり、言わば畳の上の水練ではと感じております。ですので、これのみでは、いわゆるグローバル人材を何とか早く育てていきたいという教育委員会さんのコメントにもありましたけれども、非常にもったいないのではないかと感じております。

本来、外国語というのは、相手を理解する、自己及び自己の思考を知っていただくためのツールでしかございません。道具というのは、使わなければ意味をなしません。端的に言えば、英語のスキルはグローバル人材の最低条件でございますけれども、十分条件ではございません。確かに本町は、外国人と接する機会がほぼゼロであり、英語を実生活で活用する機会も少ないことは存じております。

そこで提案でございますが、私は、本町の学生には、海外の同世代の学生とIT技術を使って交流する機会を与えるべきだと考えております。これを例えば中学、高校時代に体験す

るということは、様々な経験を通じて自分を一回り大きく成長させるチャンスでもあります。また、広い視野の醸成も当然ながら期待できますし、いかに自分が自国のこと、日本のことを例えば外国人から質問された場合、自分の文化とか歴史、時事、教養の理解が浅いかということを身にしみて感じるものでございます。この交流から必然的に、彼ら彼女らから英語の学習意欲をもたらし効果が出ると確信しております。

具体的に申し上げますと、趣旨としては英語圏、あるいは公用語が英語の同世代の学生とウェブ会議システムを用いてグループでの異業種コミュニケーション。対象地域としては、やはりアメリカとかヨーロッパですと時差が非常にございますので、なかなか厳しいものがあります。東南アジアとか大洋州、あとはニュージーランド等々の南半球圏、こちらが非常に適切だと考えております。内容としては、自主性を尊重しつつ、日本、山形、大江の紹介と、海外の彼らを理解する。特に日本ではもちろんぴんときませんが、人種、宗教、地理、歴史、これをバックグラウンドとして理解する。例えば自分たちが、大江の学生がプレゼンするとしたら、最上川舟唄というのはこういうものだ。この歌詞の意味というのは英語で言うところのことになるとか、最上川舟運での本町の歴史、役割などを英語で発表する機会。

ここで問題になるのが、相手先をどうやって見つけて、どうするのということだと思います。それについては、文部科学省よりも外務省のほうが適任でございます。大使館とか領事館、各国にございますので、そこから、大江と同規模がよろしいかと思うんですけれども、自治体を紹介していただく。その間にはやはりコーディネーターの存在が必要だと思っています。それについては、独立行政法人なんですけれども JICA 国際協力機構、こちらが一番適任でございます。回数と対象学生は、もちろん相手との相談でございますけれども、月 1 回程度、1 時間。課外講座として、対象は中学生。例えば 2 年生とか 3 年生ぐらいが適正だと思っています。

グローバル人材育成の前段の交流活動として、現状の英語教育、これをさらに活性化する取組としてぜひご検討いただきたいと思います。これについての教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 大沼議員からの異文化理解交流について、おっしゃるとおり大変重要なことであると私も認識しております。その上で答弁させていただきたいと思います。

まず、本町の国際理解教育における取組は、幼児期から中学校まで切れ目のないように取

り組んでおり、県内他の市町村ではなかなか見られないものでもあります。特に中学校2年生は、ご存じのとおりではありますが、どっぷりと英語好きになるような1泊2日のブリティッシュヒルズ研修を行っております。ブリティッシュヒルズは、パスポートの要らない英国というコンセプトの下に運営されており、中世のまちを再現したイギリス文化をそのまま体感できる施設となっております。中学生は、そのような環境の中で、外国人スタッフと英語でコミュニケーションを取りつつ、異文化を五感で体験しています。

大沼議員から提言のありました異国の同世代との交流については、異国を知ることで自国を知る機会になることや、他の国や地域の人と直接知り合い意見を交わす経験を積む大切な機会になることは疑いようがなく、第3次大江町教育振興計画の中でも共生教育の理念を体现するものとして大切であるとされています。

英語は、異文化理解にも重要なツールであり、現代のグローバル社会において重要な要素であると考えています。そこで、中学生が実際に生の英語や異文化に触れ、興味関心が高まる時期に、さらにもう一步踏み込んだ取組を行いたいとの思いから、実は昨年度、外国人トレーナーとオンラインにより発音、英会話学習を行うことができる民間のオンラインレッスン、スパトレを中学校1年生に試験的に導入してみました。このスパトレは、1人1台端末を利用し、1人の生徒に1人の講師がつくような仕組みのレッスンであり、教科書に準じた内容ではありますが、自分の都合に合わせた時間に自分のペースで学習を進めることができます。また、個人のレベルや実力に応じた対応ができ、学校だけでなく自宅での学習でも利用しました。ネット環境さえあれば、50人いれば50人が世界中の外国の方と、100人いれば100人の世界中の外国の方とマン・ツー・マンで生の会話がいつでもどこでも進められるシステムです。

この取組を昨年度行った中学生は、今年度のブリティッシュヒルズ研修を体験しており、一人一人がより積極的に外国人のスタッフとコミュニケーションが図られていたと感じております。これらのことから、今後、中学校ではオンラインレッスン、スパトレの利用をさらに拡充していきたいと考えております。

スパトレは、英会話のレッスンだけではなく、自習を重視し、外国人トレーナーによる継続的なサポートによるトレーニングを目指したプログラムであり、教科書にも準じた内容であるため、学校教育との相乗効果を大いに期待できるものでもあります。本格的に事業化できれば、県内では初、東北でも数少ない取組となりそうであります。こうした活動の延長上に、大沼議員のご提案のような取組が進められれば、段階を踏んだ形が出来上がるのではな

いかなと考えております。

これまで行ってきた英語学習をはじめとする国際理解教育に関する取組は、共生教育を柱とする本町の大きな財産であります。しかし、本物の異文化理解を深めていくためには、単なる語学学習にとどまらず、交流していくことが重要でありますので、今後どのように充実、活性化させていくのかを考えて、本町の将来を担う人づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 教育長、ありがとうございます。

私もスパトレというのを拝見させていただきました。事例として、大江町の事例ということで、早々とウェブにも載っておりました。私の申し上げるウェブ教育での外国人とのコミュニケーションというのは、スパトレの場合と私が申し上げているのは似て非なるものです。ご存じのように。スパトレというのは、あるいはブリティッシュヒルズ、これは大人が与えるというものです。大人が与える。それも相手は大人。私も実は海外生活、ベトナムでいろいろ、英語をもうちょっとブラッシュアップしないとということ、実はフィリピンの学生とオンラインで。そういうビジネスがあります。申し込みました。五、六回、コミュニケーション、日常会話。ただ、私は50、60の人間と、相手は若い20代の女性。ちょっと会話が、今日は何を食べましたか、いつ起きましたか、どんなことをしていますかぐらいなんです。つまり、コミュニケーションとしてはマッチしない。同じように中学1年生が、幾ら海外の外国人ですよと言っても、若い人じゃないですよ。自動では。あるいは、20代、30代、40代かもしれません。そういう人と何の話をするのか。これは単に発音、イントネーション、文法で終わると思います。ということは、基本的に児童が、面白いな、もっと知りたいなということは、これは相当の熱意がないと僕は続かないと思います。

私も、実を申しますとドイツ人と6年、ベトナム人と3年、いろいろ仕事をしましたけれども、やはり言葉ではないんですよ。昔の人は情報というのは情けと訳しました。よくあるのは、言葉は分かっても、相手の真意が分からないというのはたくさんあります。反対に、言葉は分からなくても意思は通じると、こういうこともあります。ですから、本町の学生さんには、本当の人間はどうかとか、相手のいる環境、バックグラウンドはどうか、歴史、背景とか宗教とか考え方、それを知る。そのためには英語が必要だねというふうに持ってきてもらいたい。あくまでも与え過ぎると、子どもというのは辟易します。それよりも、もっと知りたい、コミュニケーションを取るためにはこういうことが必要なのねとか、大江

町というのはどういうところなの、どういうふうに説明するの、山形県というのは東北ってどういうところなのとか、四季が全く違うというのはどういうことなのか。そういうことを分かってもらいたい。ですので、もちろんそれにはやっぱり英語の基礎的な素養というのは当然ながら必要です。それは分かります。ただ、それだけで今は終わっていませんか。もう一步踏み込んでください。トライしてください。もちろんこれには相手先の下承だけですので、何かを建てるとか造るとかということはないですから。せいぜいコーディネーターに謝礼、相手に対してちょっと謝礼ということですので、金銭的なことはほとんどないと思います。負担は。その意味で、ぜひ教育長にはもう一步踏み込んでトライしていただきたい。もちろん業務は非常に多忙でというのは存じております。そこを押して、大江町の子どもたちのために、一つの大きなきっかけ。日本というのはこういうところなんだ、大江町ってこういうところなんだ、最上川ってこれだけの長さなのねという。それが、中学の英語で大丈夫ですので。ぜひトライしていただきたいと思っております。教育長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 大沼議員の異文化交流の大切さということだと思えますけれども、全くそのとおり、異文化理解、交流の大切さというのは、初めに申し上げたとおりかなと思っています。

今はブリティッシュヒルズになっていますけれども、当初、TOKYO GLOBAL GATEWAYというところに行きました。そこにはアフリカ系の外国人からイギリス系からヨーロッパ系から東南アジア系から様々な方たちがいて、英語の学習なわけですが、そこにはいろいろな匂いや文化の違いというものを感じることが、疑似体験することができたなど。この体験をするに当たって、やっぱり一番の狙いは、これで外国の方と異文化も理解してすぐぺらぺらとできるようになるということ、そもそも狙いとしているものではありません。あくまでもこれから彼らが生きていくときの、何か人生の分かれ目に来たときのきっかけになればいいのではないかと。話すことが少しおっくうにならなければいいのではないかと、そういう思いで取組を始めたなというふうに記憶しております。

大沼議員の、もう既に内々分かっているかと思うんですけれども、語学学習を今一生懸命やっているわけですね。それを一步踏み込んでという気持ちはよく分かります。ですが、大沼議員も分かるように、そもそもの質問事項の中に、英語圏の学生と本町の学生のと。学生というのは、ご存じのように、これは法的な言葉で言えば大学生、高等教育を受け

た者ということになります。中高生は生徒、小学生は児童ということの表現になります。中学生あたりでどうかということなんですけれども、段階というのがあるのではないかなと。例えば、小学校段階でいろいろ先生方が教えるときには、まずは現物、実体験、これを大変重要視します。1リットルというのはどのぐらいの量なんだ。1メートルというのはどのぐらいの長さなんだということを常にそこに持って授業を行います。だんだんいろいろな概念が出てくるのが、少しずつ中学生になって出てきて、この交流によっていろいろな価値観を知っていく、広げていくというのが、ようやく中学校2、3年頃から始まるのだろうと。大沼議員がおっしゃっているようなこういった交流というと、やはり基本的には高校生から大学生のレベル。そこから自分で学んでいくというスタイルになっていくのではないかと。これから私たちがしていくとき、ましてやテレビ画面を通してどこまで。テレビ画面を通すというのもまた言葉や知識だけの交換になりますので、大変難しいものもあるかと思います。現段階では今できるものを最大限ということで語学学習を進めていきたいというのが教育委員会のスタンスであります。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 教育長、ありがとうございます。

まさに、どの段階の生徒、児童、学生に対してどの段階のコミュニケーションを取らせるのかということの一つあると思います。おっしゃるとおり。ただ、私が申し上げるのは、バーバルコミュニケーション、ノンバーバルコミュニケーションというのがあります。バーバルコミュニケーションというのは言葉、文字。ノンバーバルというのは、例えば雰囲気、態度、笑顔というのがあります。ですので、一番彼らが気にする、もちろんやはり笑顔で、ムードとか、温かい交流とか。例えば言葉で足りなかったら絵でもいいですし、歌でもいいですし、踊りでもいいです。こうでないと、こうでなくちゃいけないんだというのは、それは分からなくてもいいんですよ。現実には、それでもいいんです。自分の英語というのはこの程度なんだと。それでも十分なんです。ですので、もちろんどの段階でどうするかというのは非常に教育者としては大事なことというのは分かりますけれども、そこは一度トライする価値は僕は十分にあるのでは。だったら、次の上の段階の生徒さん同士ではどうなのかとか、そういった広がりを持っていただきたい。やっぱり外に対しての大きい広がり。今ブリティッシュヒルズ云々といういろいろおっしゃっていましたが。ですけれども、やはり子どもたちが自分でもうちょっと勉強して、英語必要なんだとか、こういったコミュニケーションスキルが必要なんだということは、中学生ぐらいのときから与えるというのは非常にい

いかかもしれません。ですので、もちろんいろいろな事務を抱えられて大変だと思うんです。現場の方は。交渉をどうするのかと。相手とのあれはどうするのかとか。ただ、それはそれとして、一度トライする価値は僕は十分にあると個人的には思っております。もしそれについてコメントおありでしたらおっしゃっていただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 議員がおっしゃるとおり、国際交流の価値というのは、これは私だけでなくいろんな人が、先生方も大変よく認識している部分ではないかなと。私も現役時代に実際に子どもたちに何か伝えたい、いろんな価値観を伝えていきたい、日本人だけの同じ学級だけの考えの中でいじめであったりとか何かというのではなく、もっと広い目で見てほしい、そんな意味を込めて、ご存じかどうかですけれども、中学校の中では、やっぱりもっと目を広げてほしいという意味から地球町立大江中学校という理念を掲げて進めてまいりました。トライする価値は当然あるかなと思いますが、仮に大沼議員が柳川地区の文化の代表として柳川地区をまとめる。私が本郷地区の代表でまとめるとして、テレビ画面を通して交流しましょうと。異文化交流をしましょうと。皆さん集まってくれますかね。興味を持っていたかでしょうかというところがあります。そこで興味を持たせるようにするのが、いわゆる教材、何をどう伝えるかという中身であります。それが教材研究というものであります。以前、担任レベルで私がやっていたのは、比較的多かったのが、当時 I V Y さんになるわけですが、ボランティアという、カンボジアとの交流などを仕掛けている団体さんとの連携を取りながらやった覚えがあります。当時はまだスカイプが出たか出ない頃のことですので、なかなかそれがうまくいきませんでしたけれども、現地の様子や考え方については十分子どもたちに伝わったのかなと。当然、大江中学校でもかつてはいろいろな国際交流を生徒会として手紙のやり取りなどしながら、空き缶とか何かのキャップなど、エコ活動などもそこからして、そのお礼の手紙など、その奨学金で学校に行きましたとかという国際交流等は当然進めております。ですが、一つの授業をつくるのに、50分間をするのにどれだけ教材研究というのが必要なかと担任レベルで考えますと、どんなに簡単な授業でも、50分間の組立てというのは最低1時間。それ以上、大体長いものでは1週間くらい構想を練りながら授業に臨むのが教員としての普通です。

ちょっと話が広がって申し訳ない、教員の成り手が今不足している。働き方改革をするというときに一番問題は教材研究の時間がほとんど先生方は取れない状況になってきていると。そこが一番やっぱり大変なのかなと。1日5時間をこなしていくときに、それだけのゆとり

があるのかどうか。当たり前のことをもう一度言いますが、学校というのは、国が法律で定めているものであります。設置者は市町村でありますけれども、国が定めているものでありますので、教育内容は基本的には国が定めています。ですので、教育課程をどう組むかというのは学校長に全ての権限があります。教育委員会というのは、それを管理監督、後方支援していく役割の機関であります。学校の中で、やはり自由にそういったものに取り組める雰囲気、または仕組みをつくっていくのが教育委員会の役割ということにもなろうかなというふうに思っております。

いろいろな話をしましたけれども、以上のように考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 教育長、ありがとうございます。

ちょっと私の意図と擦れ違いがあると思うんですけども、5番目の回数と対象学生というところで、私としては課外授業。別に何か教材をつくれとか云々、正規の入れ込み等々は考えていません。月に1回程度。それも例えばゲームをやったり歌を歌ったり、それでもいいと思うんですよ。そういうことから、英語は必要だね、もっと勉強したいと醸成させてくるものです。ですので、私としてはぜひトライしていただきたい。可能性をなしでは、せつかなのにもったいないなというのが私の意見ということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） どうもありがとうございます。

課外授業としてということで、実はいろいろ、学校でということとはなかなか難しいということもあって、教育委員会では昨年度からスマイル英会話講座、英語の好きな子どもたちを小学校から集めて、いろいろ英会話学習していきましょうよということを始めますので、この子たちが育ってきたら、今度いろいろな交流とか、今度、ロータリークラブの海外留学生の説明会があって、大江中の子どもも希望しているようでありました。結果どうなるかはまだ分かっていませんけれども、将来そういった子が海外に行った場合、そういったことをきっかけにしながら、海外の子どもたちと交流ができるのではないかな。そんな種をまいていきたいなということで、今ロータリークラブと連携を深めているところであります。いろいろご理解の上、ご支援いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） これで、大沼清人君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） 9 番、伊藤慎一郎です。

今年は、生きているのも大変な暑さで、農作物がどうなることかと思いました。何とか秋の収穫を迎えることができました。私が前に申し上げましたが、去年の米の事情がようやく分かってきたのか、今頃になって米騒動が起きております。主食である米を市場主義に任せている結果だと思えます。自給率38%の中で、食料、農業を真剣に考えてほしいものです。

それでは、通告している質問に入りたいと思います。

独居世帯、空き家問題に関する諸課題についてでございます。

現在、大江町に独り暮らししている方が何人いるのかなど。不在が何人いるのか。遺産相続は順当にいくのか。個人財産の問題ですから、私たちは関係ない話かもしれませんが、いろいろな問題が起きておりますので、町としてどのように考えているか伺います。

親は家に残っているものの、子どもさんたちは町外、県外に行っており、実家に帰ってくるかどうか分かりません。固定資産税、税金などの滞納になっていないかどうか。水田を持っている場合は、土地改良区費も払わなければなりません。実際に滞納になっている方もいると聞いております。まず、農地を貸し借りしていて、持ち主が他界された場合、誰に払えばいいのか。いろいろな問題が起きていると聞いています。

空き家問題もその中の一つではないかと思えます。相続関係が順調にいかなくなり、手のつけられない事案などがあるのではないかと。関係者が管理してくれればいいのですが、お金がかかる場合は特に問題があるかと思えます。

空き家問題は、国で法の改正が必要だと言っておるようですが、現在どのように進んでいるか伺います。

相続を放棄するなどと言っている方もおるようですが、簡単に放棄できるのでしょうか、伺います。

国民には、果たさなければならない三大義務があります。教育の義務、勤労の義務、そして納税の義務です。集落の管理している共有林の税金を納めるのに大変な苦勞話が出ておりましたが、これからますます人口減少、核家族化などでいろいろな問題が起きてくるかと思えます。このような問題をどのように捉えているか伺います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 伊藤議員のご質問にお答えをしていきたいと思えます。

まず、このたびのご質問は、大江町の行政課題などに関するものとは少し意味合いが違っており、法律上の問題や個人の困り事のような側面、そして問題についてはケース・バイ・ケースによる対応が必要なものがあるように思えます。行政としてどう関わることができるのか、できないのか、そういった部分もありますので、原則論でお話を申し上げていきたいというふうに思えますので、ご了承賜りたいと思えます。

初めに、独り暮らしをしている65歳以上の高齢者の人数というふうなことで問いがありましたが、今年4月1日時点では394人、独り暮らしですので394世帯というふうなことになります。独り暮らしでありますので、配偶者は既に亡くなられているか独身の場合が多いかというふうに思えます。相続手続に関しましては、民法の規定により、子や孫、兄弟などの法定相続人によって進められることになります。町としては、その部分については関与しない、関与できないというのが基本的なスタンスになります。

ただ、様々なお悩みのご相談を受けた場合には、現状をお聞きしながら、町として対応できかねる場合は、町の行政の担当部局や社会福祉協議会の無料法律相談、こういったことをご紹介しますというようなことで進めているのが現状です。

税金のことや土地改良区の賦課金の滞納があるかないかというような内容もありましたが、納税義務者が独り暮らしであるか高齢者であるかによって特に整理をしているわけではございませんので、状況の確認には少し困難なところがありますので、ご理解いただきたいと思います。

納税義務者が亡くなり滞納がある場合には、相続人に求償し、相続が完了していない場合

であっても相続人代表の方に求償することになります。求償というのは言い換えれば請求するというふうなことになるかと思いますが、農地の貸し借りも同様で、持ち主が亡くなられた場合には、農地の賃借権も相続の対象となりますので、基本的には相続人に支払ってもらうことになります。

空き家問題につきましては、大江町に限らず全国的な社会問題となっていますが、これまで相続登記が任意であったことも、管理がおろそかになっている要因でもあると思います。いわゆる危険空き家につながっている例も多いように感じます。また、たとえ住んでいなくても、老朽化が激しくてとても住めるような状態でないとしても、建物として存続している限り、住宅敷地に係る固定資産税の特例措置があるために、意図的に解体しないで放置されている建物も一部あるようにも感じます。特に近年は産業廃棄物の基準が厳しくなったことで、建物解体費用も驚くほど高騰しており、管理不十分な空き家が増える傾向に拍車がかかっているようにも思います。

こうした問題の解消を図るため法律の改正が行われ、今年の4月1日からは、土地や建物など不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務づけられるという法律に変わりました。正当な理由なく相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があるということでもあります。

また、著しく危険で、著しく衛生上の問題があつて、著しく景観を損ねており、そのことで周辺の生活環境保全のため放置することが不適切な建物は特定空家として位置づけられ、行政代執行による解体処分の対象にもなってきます。そのような状態にならないよう、行政では指導、勧告するよう権限が与えられましたが、勧告を受けた管理不十分な空き家に対しては、住宅敷地に係る固定資産税の特例措置を解除できるようにするように法律が改正されました。

相続放棄については、簡単に認められるものではなく、プラスの財産もマイナスの財産も一切相続しないことが条件となります。遺産に手をつけていない状態で、相続人であることを知った日から3か月以内に、被相続人の最後の住所地にある家庭裁判所での手続が必要になります。しかしながら、相続放棄をしたからといって、財産の管理責任が全くなくなるわけではありません。なお、この点は、個別の状況により解釈や対応が異なってくるようなので、弁護士など専門家への相談が必要になると思います。

以上、法律の改正なども含めて、様々な角度から対策が取られておりますが、前段で申し上げましたとおり、本質的には個人や家族間、親族同士で解決すべき問題であり、行政が特

に關与できない部分がほとんどになります。

昔は、土地や住宅に対して愛着を持つ人がほとんどで、資産としての価値観も今とは違っていたことから、このような問題はあまり発生していなかったんだと思いますが、急激に進んだ核家族化と少子・高齢化、人口減少が、行政課題のみならず家庭内でさえも様々な問題を生み出してきています。非常に困難な時代に突入していますが、様々な知恵と努力を積み重ねながら、前向きに考えて行政運営を担っていきたいと思います。

町としては、様々なご相談や対応をしていきながら、よりよい方向の解決ができるようサポートしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 答弁ありがとうございました。

昨日、箇条書の答弁書をもらいまして、そこには、本質的には個人や家族問題、親族同士で解決すべき問題であると今町長言ったとおりでありまして、私も全然知らないわけではありません。私も思います。ただ、私これを一般質問に選んだ理由の一つとして、このたびの能登半島の地震、それに戸沢村の水害、そこで一番困った問題は、家主の分からない建物がいっぱいあると。あと、どこに誰が住んでいるのか分からないところがあると。そういう問題があつて、災害復旧活動がなかなかできないと。そういう問題を眺めて、そんな感じで、果たしてそういった災害やいろんな場合が起きた場合に、あそこに誰が住んでいるのか、恐らく把握していると思いますけれども、やっぱりそういう問題は、あそこにたしかいるはずだとか、あと、孤独死しているとかいろんな問題があるので、やっぱりそういう問題を、行政でできることがあれば、やっぱりやっていただきたいと。そういう関係で、このたびの質問に立っているわけです。

私の隣組にも、今までは10軒ほどあったんですよ。それで、今現在3軒は空き家です。だから、3割空き家かな。うちの隣組を見た感じでは。その中でも、やっぱり昔からの家ですから、かやぶき屋根にトタンをかけたような大きい家なものですから、そこで一人が孤独死したわけです。親戚の方が、俺は放棄するんだと。うちでは要らないからなんて言っただけでも、それがなかなかできなくて、時々見に来ているようだけれども、やっぱりあれを解体したら何百万とかかるようないろんな問題が起きてくると。町としてはやっぱり町民の財産や人命を守る立場から、例えば独り住まいとか、あの建物は誰だとか、やっぱりある程度把握していく必要はあるのではないかなと思うわけです。だから、今はパソコンだっていい

やつがあるわけですから、こう、すぐ調べれば、どこの家主だとか、連絡先だとか、恐らく町でやっているかと思えますけれどもね。だから、そういうことをやっぱり確かめたい意味で、このたびの質問に立っているわけです。

実例を申し上げますと、例えばやっぱり大江町に住んでいないんですよ。北海道の子どもさんのところに行ったりして。だから、この前区長さんから言われましてね。あそこの建物は誰と連絡すつといいのかとか、誰か親戚いたんだと聞かれたんですよ。やっぱり今、先ほど町長が言っていましたように、今の自治会長は単年度で、もう1年で交代したり、あとはだんだん若くなったりして、集落の仕組みが分からなくなって、区長さんも私に聞くわけなんです。あそこの家に連絡するには誰に聞くといいのとか。例えば年功だから、まだ分かるほうだから、あそこはあそこの親戚だからと言うけれども、やっぱりさっきも言ったように災害が起きたりするとめちゃくちゃになって、例えば土石流で埋まったとか、あれを眺めているとやっぱりある程度の建屋、あとそれから人、それはもうやっぱりある程度町で把握する必要があるかなと思います。例えば道路を造るにしても、調べてみたら登記がかかっていないとか、あと、相続になっていなくて、そこの元をただすには、じいちゃんが相続してから、じいちゃんの親戚の方に全部取ってもらわなきゃ土地を買収できない。そういうのの土地も結構あるんですよ。だから、これはやっぱりさっき言ったように行政の責任じゃないと思いますけれども、こういうのを解決しないと、例えばこれから農家の後継者としても、例えば作ってくれと言われても、やっぱり誰さ持っていけばいいか、例えばチンギンでもシャクチチョウでも、誰にすつというのが分からなくなるような今現実味かなと思いますので、今現在質問に立っているわけです。

あと、それから、このたびきらやか銀行の隣の、町で寄附を受けて今やっていますけれども、やっぱりただでもらったみたいな感じがしますけれども、固定資産税が町に入ってこなくて、その管理するための経費がかかれば、果たして町民に対していいのかなと。そんなところもやっぱり聞いたかったわけなんですよ。だから、町で皆ホキユウするから引き受けてくれと。これもやっぱり少し考えてもらわないと、その後の管理で、ただより高いものはないなんて言えますけれども、かえって金がかかるのではないかなと。だから、放棄すると町で引き受けてくれるみたい。それはできないんですけれども、そういうこともありますので、ちょっとこの辺で確認したいと思いますので、町長お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 質問にありました後ろのほうからお話を進めていきたいと思えますけ

れども、建物や土地の寄附というふうなことで、管理をする人がいないので、もしくは自分はこれからここを管理しないので、もしよかったら町で受けてもらえませんかという話は時々ある話です。ただ、町としても、そこの部分については、今言われたように、その後の維持管理のことや何やらというふうなことで、それを抱え込むというふうなことは一般的にはできないと判断しておりますが、ただ、特別なことがあるとすれば、それは町としての利用する方向性が見いだせるとすれば、そういったことを受けて行っているというのが現状です。先ほどありましたA T E R Aの隣の建物も寄附をいただきましたが、それは文化的景観の重要な構成要素の中の建物として、今後、町家づくりの家として保存をしながら、町の一つのPRに役立っていく、観光にもつながっていくかもしれない、活性化の一助になるかもしれないという活用方法を見いだした中でこれを受けてきたというふうなことです。もちろん今、保存のための改修工事をやっておりますし、先ほどありました固定資産税が入ってこなくなるよというふうなことも兼ね合わせた上ではありますが、今後の活用方法というふうな部分で見いだせるものについては、そういった活用もいいのではないかとというふうなことで、全てを受けるというふうなことはできないというふうに考えております。

それから、災害などでというふうなお話がありましたが、町のほうでは、相続がなっていない固定資産等についても、必ず納税をしていただくための納税代理人といいますか、言葉としては納税義務者というのか、相続をしたと同じようにその税金の部分について面倒見ていただける部分の人を選定していただいた上で、その方に納税通知を発送させていただいているというふうになっています。それをしていくためには、お亡くなりになって、相続人がスムーズに登記簿が直っていないというふうなところについては、お亡くなりになった時点でこちらのほうから相続の代理人というふうな形で立てていただくような通知をしながら、それ以降の納税義務者というふうなものを立てていただいて、連絡を取り合っていくというふうなことにしております。ただ、それが、よくある話なのですが、税上の管理されている情報でありますので、それを一般の人に開示するというふうなことは、基本的にはできないというふうに理解していただきたいと思います。それは町の行政の中で、その情報も含めてトータル的に判断して、活用が必要だ、もしくは臨時的に緊急な対応が必要だという場合は、それは対応していかなければならない事項だというふうに思いますが、そんな取扱いの中でやっておりますので、100%とは言いませんけれども、ほぼそういった形で連絡先といいますか、納税義務者の方との連絡先の共有はほぼできているというふうに思っています。

そんなことで、災害時、大江町では、恐らく町内では、お住まいの小見地区もそうと思

いますが、隣の人は誰が住んでいたか分からないというふうなことは、あまりないのではないかなと。そのために、区の組織、隣組の組織、そして消防団の組織、自主防災の組織、そういうもので活動していただいている中で、消防団でも何かの際に行けば、あそこの家には何人住んでいるとか、どういった方が住んでいると、ある程度詳細を把握できるような現状が大江町規模の町ではないかなというふうに思っています。ただ、基本は、やはり登記簿を、きちっと相続をしていただくというふうなことは必要でありますので、その部分は今回の法改正で、3年縛りでそういったことが義務化されているというふうなことでありますので、その部分は、今もそうですが、こういう法律ができましたと。なので、未相続の部分の相続登記についてお願いしますというふうな通知は、固定資産税の納付通知と一緒に発送させていただいて理解を求めているという現状でございます。

町が積極的にその登記の中に入り込むというのは、先ほど申し上げたようになかなかできないことでありますけれども、相談いただければ、先ほどの法律相談なりそういったところでかなりの部分を解決できるような方向に導いていくというふうなことの段取りで進められればというふうに現段階では考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

先ほど平成5年度の決算書を見たんですが、固定資産税未収金が1,154万ほどかかっていましたけれども、これもいろいろあるから一概には言えないと思うんですが、これはやっぱり、最初申し上げたように個人の私有財産でありますので、あまり関知できないんですけれども、やっぱりごみ屋敷とか、農地が荒れてくるのを見て、どこの農地だと考えると、やっぱり町ではそのまま構わないで、公有財産だからいいのかなと心配があるわけなんです。例えば、今現在も小見で初めて済みましたが、地元のことで申し訳ないですが、初めて小見のど真ん中に田んぼをつくらぬ畑が出てきたんですよ。その地主は町外の人なんですけれどもね。そういった問題がいろいろ起きているものですから、やっぱり相続なったかな、どうなったのかなって町で関知する、これは筋合いじゃねえからと私も思います。でも、やっぱり、例えば災害が起きたときに、建屋の持ち主が分からないがために災害活動に大変苦勞している話が先ほど出ていましたのでね。その意味で、やっぱりこれからは、例えば建物にしろ、例えば人にしろ、ある程度やっぱり知っておく必要があるのかなと思います。

先ほど、今町長言いましたように、今区長さんというか自治会長さんというのは、今まで会社に勤めていて、今度お前辞めたからやれみたいな形に聞こえるんですよ。私は今まで小見にいないから分からないと、こうなるんです。やっぱり分からない。俺は浦島太郎ですからなんて言うんだ、実際。今まで働いていたから。だから、例えばあそこの家がどこの親戚があるとか、あの建物は誰が建てたかって恐らく会長さんも把握するの大変なんじゃないかな。でも、町のほうから調べてくれと恐らく時々来るんだと思うんですよ。一番年取ったみたいな人に聞きながらやっているようなんですけれども、そういう意味で、やっぱりちょっと町としても把握して、言っておきたいなと思います。

あと先ほど、やっぱり今は核家族もあるし、例えば独り家庭、先ほど数字がありましたけれども、そういう方が増えられているとますますやっぱりその後の例えば建物とか土地とか、そういういろんな問題が出てくるのかなと思いました。

あと、最後のほうに申し上げたんですが、山林。大江町には集落ごとに共有林があるんですね。税金を納めないといけないものだから、共同名義になってるから、その回収が大変だと。みんなからもらうのに。それが大江町に居ればいいんですけれども、寒河江に行ったり山形に行ったりしていると、それを回収して、いささかな金額でも面積が大きいからね。何十坪と持っているから。共有林というのは。その税金を払うのに大変だという話を聞いておりました。だから、そういう関係で、ますますこういう問題をどう解決したらいいのかなと思います。

あと、それから最後に、例えば災害に遭った農地、要するにこの度も大江町はそんな台風も来なくて済んだから災害も起きないようなんですけれども、能登半島を見ても、例えば戸沢村の様子を見ても、あれを今度復旧しなきゃならないと。復旧するときに、やっぱりつくっている方は地元にいるんですけれども、地主がもう町内にいない。近くにいないとなってくると、全部ただで国が復旧してくれればいいんですけれども、例えば受益者負担だって生まれてくる場合だと、やっぱり大変なのかなと思うわけです。だから、さっきも言ったように、例えば災害が起きて、例えば今1人で何町歩とほかの田んぼもつくっているわけなんですけれども、やっぱりこう見回りするのに大変なわけですよ。だから、大雨なんか降った場合、やっぱり水管理が大変で、やっぱり災害が起きる可能性だってある。現に起きている場合もあるしね。だから、そういうのを、やっぱりそういった場合、公的機関で全部直すわけにはいかないんですけれども、そういう意味からしても、やっぱり農業委員会でやっていると思うんですけれども、やっぱりこれから耕作できる人が負担がかからないような指導というか

手伝いをお願いしたいと思うわけなんですよ。

先ほどちょっと挨拶の中で申し上げたけれども、今年、米騒動で言っていますけれども、来年も、水害は起きている、地震は起きているで、恐らく米も少なくなると思います。それで、ぜひ災害復旧に関しては町からの公的な資金で頑張っておをお願いしたいと思います。

今、質問の中でありましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 相続とか所有者を確定していくというふうな意味合いでは、これは年数がたてばたつほど大変になるという。先ほど例のありました共有林などに関しては、3代ぐらい上まで遡らないと今の処理ができないというふうなことが現実起きてくるというふうに思います。なので、宅地建物、住宅ですね、そういったものについては、できるだけ早い時期に、法律が3年以内というふうになっておりますので、3年以内にそういった相続の手続をスムーズに進めていただけるように周知を図っていくと。先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、一応過料は10万円だそうでありますので、それが適用になるから、ならないからという話ではなくて、自分の財産として将来的につないでいくというふうな意味合いからも、それをきちっとやってほしいんだというふうなことを周知していくことだというふうに思います。

そして、どうしても登記ができないというふうなこと、もしくはその建物の管理ができなくなって空き家という問題になってきますが、数年前から空き家の解体補助というふうなことでやっております。これは、普通に考えれば、解体をするという負の財産の片づけ方に対して補助するというのは制度的にどうなのかというような解釈もあるというふうに思いますけれども、しかし、将来にこういった危険空き家なり周辺に迷惑をかけるような空き家がそこに存在しないようにしていくための手段としては、そういった呼び水が必要なのではないかと。つまり、年数がたてばたつほど大変になるというふうなことでは、できるだけ早い時期にその空き家の対策について真剣に考えていただいて、財政的にも余裕、もしくは体力的にも余裕があるうちにそういったことにつなげていただくことが、将来に向けての必要な事項だという意味合いでありますので、こういったことも活用していただきながら、空き家、危険な空き家、そして相続の問題、そういったことがなくなるような形で努めていっていただきたいというふうに思っています。

それから、区長さん、集落内のコミュニティーの問題などの話もありましたが、やはり区長さんも先ほど言われたように短く、極端に言えば1年交代でされているという実態もあり

ます。なので、それを区長さん一人で担っていくというふうなことは、昔のような形ではないような時代になってきたというふうなことだと思います。私たちも、先ほどありました道路の整備事業で買収をする際に、相続のなっていない土地についていろいろと調査をしながら、たどり着くところにたどり着いて、何とか町の所有というふうなことで所有権移転まで進めていくというようなことを何度も経験しております。そういうときに、所有者の分からない土地に関しての情報というのは、やっぱりその近くに住んでいる方の情報が一番であります。そのことを全て区長さんがというふうなことは難しいと思いますので、ぜひ集落の中でもそういった話題の中で今後のことをお話をさせていただくというふうなこと、もしくは、少しプライバシー的なところもありますので、情報の共有とまではいかないかと思いますが、そういったことを若い方にも伝えていくようなことが必要な時代なのかもしれないというふうに思っております。

私どもの町で、さっき大規模災害のような話もありましたけれども、そういったときに、どうしてもやっぱり境界の復元とかそういった問題が能登辺りでも出てきますし、場合によっては所有者が分からないというところもあるようですけれども、幸いにして私どものところでは町内全域、本当に一部を除いて地籍調査が全て終わっております。そういう点では、境界を復元したり所有者というふうなものを割り出していったりというふうな部分では、一定程度、地籍調査をやっていない町に比べれば、容易にそのところはやっていけるのかなというふうなことで、時間とお金をかけて進めてきたところがその辺にも生かされてくるのではないかというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

今、もう一回質問しようかなと思って考えていたんだけど、やっぱり大江町で地籍調査をやったから、今でもレベルで測れば土地の境くらいまで分かるんですね。おかげさまで。けれども、やっぱり持ち主が、この辺だよってくらいしか分からない世代が変わると。自分の山すらどこにあるか分からない。ある方なんか、いっぱい山を持っている人がいるんですけど、分からないというからね、聞いてみたら。どこの山なのか。やっぱり番地と地名は出てくるけれども。だから、そんな関係で、やっぱり山も土地もそういう形にこれからますますなってくるのではないかなと思って。田んぼも、俺の田んぼなのか分からないから要らないなんて言われても、自分で何人分作っているかな、田んぼ。その中で、今農地という

のは負の遺産だって言われているのよ、逆に。本当に笑い事じゃなくて、農地要らないからなど。じいちゃんのうち処分してってくれって。田んぼなんかは、年貢もらったって、かかる経費のほうが多いんだから。恐らく知っていると思いますけれども。今、年貢、課長、1万円だとだね、一反歩。それで土地改良区費と、それからさっき言ったように固定資産税払ったら、全くつくってもらった人が赤字なんです。そんな関係で、今農地なのは負の遺産だと言っている方が大分いるので、何とか処分していってくれ、死ぬ前にという方は、冗談で、冗談じゃないけれども、実際あります。だから、そんな形で、さっきも申し上げたように、例えば災害が起きたとき、あそこに例えば人がいるのかいないのか。独り暮らしだ、二人暮らしでも、何歳ぐらいの、そういうのはある程度これからはデータを取れると思うんです。パソコンがあるから。あと、建物もちょっと押せば誰の持ち主かくらいは。そういうのを進めてもらいたいと思いますけれども、最後に、それは可能ですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、IT化、IT化というふうなことで、いろんなところがそういうデジタル化をされているというふうなことで、そういったこともできるような時代にはなっているのかなと。農地の管理等については、ほぼ農業委員会なり農林課のほうでデジタル化されているデータがありますので、そういったことで、今、地域計画ですか、個別計画をつくっておりますけれども、そんな中でもそういった地図を作成するためにデータを利用してというふうなことがやられていますので、今後ますますそういったことは進んでいくのかなというふうに思います。

一つご紹介したいなと思って先ほどから聞いておったんですが、地籍測量が全て完了しているという中で、今皆さん持っているスマホの中で自由に使えるページなのかアプリなのかがありまして、町の地籍調査が終わっているところがパソコンで見られます。特に山間部の利用というふうなことで、GPSとつながっている中で、GPSと筆界を現場のほうでこうやって読ませていくと、誤差はあるんだというふうに思いますが、恐らく山の境界なんていうと、ほとんどが分からない方が多い。代替わりしていれば分からないんでしょうけれども、そういったものを山に持ち込んでGPSで検索をしていくと、大体この辺が境界なんだなというふうなものを、それぞれのスマホでできるようなページがあります。昔ですと、この松の木立てたところが境界なんだとか、石を置いたところが境界なんだというふうな話はよくあるんですが、現場に行かないとそれは分からないんでしょうけれども、そのところが本当に境界なのかどうかという確認する意味、もしくは全然分からない土地に行ったときでも、

地図と地番が書いてあるものを重ねればそういったことができるというふうなところまで来ておりますので、ぜひいろんな意味でＩＴ化、デジタル化というふうなものを使いながら、今いろいろと、先ほどまで議論されていた部分について、解決できるもの、利用できるものは利用していくというふうなことで行っていけたらいいのかなというふうに感じてお話をお聞きしておりました。

今後ともいろいろとアイデアを出しながら進めていきますので、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱりこれからすばらしいＩＴの時代でございますので、そういうのはやっぱり登録して、恐らく大江町にはそんな大きい災害は来ないと私は信じますけれども、でも、前に荻野地震って大江町にありましたので、ないとは言わないんですけれども、例えば災害時にすぐ対応できる。例えば、あそこには何人ぐらい住んでいる、あそこの建物はどこかの建物だぐらいいは、今スマホで見ると分かるみたいですが、所有者までは分からないんでしょうね、恐らく。恐らく法務局に行かないと所有者は分からないと思うけれども、地図は見るることができるということなので、これからもお願いしたいと思います。

やっぱり最初申し上げたように、これは私的な財産ですから、やっぱり町で、行政でできる範囲というのは、分かります、私も。でも、やっぱり原則的には町民の生命、財産を守るという立場から、町としてできることは何でもやると。そういう構えでおってお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで、伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

午後１時５５分まで休憩します。

休憩 午後 １時４２分

再開 午後 １時５５分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） 皆様、こんにちは。4 番、菊地邦弘です。よろしくお願い申し上げます。

皆様ご存じのように、パリオリンピック・パラリンピックが今開催されております。そして、多くのメダリストが誕生しております。先月のことで、まだ記憶に新しいかと存じ上げます。また、テレビやマスコミ等でご承知のとおり、日本が強豪国となった背景としては、欧米と異なる競技環境や、日本人が世界に誇る独特の勤勉さ、国内競技団体の密な活動が指摘されております。また、メダリストたちが口をそろえて言うところには、これから自分が追いかけられる存在として頑張っていきたい。これまで厳しい練習をやってきた。周りの人に感謝し、恩返しをしたいとの姿勢に感動いたしました。やはり心に秘めた芯の強い選手は、勝っても負けても相手を敬い、多くを語れないようであります。選手の皆様、感動をありがとうございました。そして、これからのますますのご活躍にご期待申し上げたいところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

持続可能な発展のために。

新型コロナウイルスが5類に移行し、1年以上経過しました。社会経済活動の回復と正常化が進み、日常ににぎわいが戻って、国内外との交流も活発化しています。一方で、物価やエネルギーコストの高騰、自然災害の激甚化と頻発化が懸念されております。他方、あらゆる産業での人手不足が経済活動に大きな影響を与えております。変化をチャンスと捉え、本町の持続可能な発展のためには、多様な考えを取り入れて変化に柔軟に対応することが肝要であるとも思います。

町民が希望を持てるまちづくりを創造するために、共に考えて実践していくのが協働の力となると考えております。

2期目の松田町政がスタートして、早いもので半年が過ぎ去ろうとしております。令和6年度当初予算は骨格予算とし、その後、政策予算を加え、一般会計の予算総額は67億円を超え、順調な船出となったと考えております。大型のプロジェクトである道の駅の改修工事、ぷくぷく公園の完成、町道藤田堂屋敷線の整備、最上川河畔の整備と新たな住宅環境の整備、

介護保険料の減額など、おおむね順調に推移しているのではないかと考えております。

一方、極端に減少している出生数、若者の流出、税収の伸び悩み、団塊の世代が後期高齢に突入するなど、課題が山積みとも考えざるを得ない状況にあると思います。

ちょうどいい幸せを感じる町を標榜し、まちづくりに懸命に取り組んでいる町政を鑑み、喫緊の課題を整理し、現状をどのように捉え、持続可能な発展のために、今何をすべきなのか。前文を踏まえながら、町長と教育長に一般質問をさせていただきます。

1 番目、物価高騰、地元産業の支援策についてであります。

新型コロナウイルスの感染者数が全国で急増し、流行第11波との見方が強まっており、8月、9月は要注意と報じられています。はやりのピークは冬と夏、2回あるとの専門家の見解であります。また、物価高騰による様々な商品の値上げなど、高値推移の傾向は収まらないようであります。

町内の商工業、飲食業においても、いまだに疲弊していると感じざるを得ないところがあります。これまでも、商品券の配布等手厚い補助を実施してきたが、現状を鑑みて、今後の支援策についてどのように対応していくのか、町長の所見を伺います。

2 番目、工業団地と企業誘致への対応についてであります。

就労の場の確保や税収の確保など、町を支える企業が欲しいのは、町民誰しも感じるところであります。用途変更や用地の確保など様々な課題がある中で、若者に夢を与える就労の場、工業団地の見直しを含め、今後の取組についてどう考えていらっしゃるのか、町長の考えを伺います。

3 番目、消防団の充実強化策について。

このたびの能登半島地震、また、7月末の庄内、最上地方を中心とする記録的大雨による甚大な被害、いつ起きるか分からない災害等に消防団の支援、協力が欠かせないことが痛感させられた今日であります。

さて、今年度より機能別消防団が発足しましたが、状況と課題をお聞きしたいと思います。また、消防団の魅力を向上させるためにも、業務範囲の見直しや、女性が参加しやすい仕組みづくりなど、広く消防団活動内容を町民に知ってもらうためにも、消防団広報部を創設してみてもどうか、町長に伺います。

4 番目、火災報知器についてであります。

住宅用火災警報器の設置を義務づける消防法の改正が平成16年に行われました。本町では、平成21年に周知。取付けなど、各団体の協力の下に実施しております。設置から10年以上経

過している場合、電子部品等の劣化が考えられるため、本体を交換することが望ましいと指摘されております。火災への備えを総点検して、地域、町民を守り抜く姿勢の整備が急務でないかと考えます。超高齢化社会の中でも、高齢者世帯及び独り暮らし世帯等を点検対象とした防火対策を実施すべきではないか。また、周知徹底など、どのように対応していくのか、そして実施していくのか、町長に伺います。

5 番目であります。三十路会補助の拡大について。

ここ数年間、コロナで同窓会なるものを実施できなかった年代が多くあると思っております。都会で就職した若者も、リモートで仕事を可能とする時代。そして、ふるさと愛を醸成している方々。二十歳のつどいから10年、20年経過し、集いの名称はどうあれ、地元を集い、そして語り合う。役場職員も事務局を担うなど、積極的な対応を求めたいと思います。本年の30歳のつどいの実施状況を踏まえての考え方、反省点など、町長の所見を伺います。

6 番目であります。大江中学校創立50周年に向けた対応についてであります。

昭和51年4月開校の大江中学校は、令和7年に創立50周年を迎えます。この際、制服、運動着の在り方などを時代に相応したものに変更するのも一考察と思います。目まぐるしく変化する教育行政、施設の在り方、教職員の労働環境の改善、保護者と共生する教育現場の在り方など、極めて難しい判断を余儀なくされている現在、時代の流れだろうか、とにもかくにも今は多様性が求められております。伝統もよろしいですが、新しいことにも変化にも目を向け、質の高い教育の推進を目指し、生徒、保護者の意見を求めていく考えはないのか、教育長に伺います。

以上、壇上からとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員の質問、多数に及んでおりますが、私のほうからは問いの1から問いの5について、順を追ってお答えさせていただきます。問いの6については、教育長のほうから答弁をさせていただきますので、ご了承ください。

最初に、物価高騰、地元産業の支援策についてであります。ご質問の中で触れていただいたとおり、新型コロナウイルス等の影響への対策として、昨年度まで、令和2年度の大江を応援商品券、これに始まり、令和5年度の大江パワーアップ4商品券まで、9回にわたり商品券事業を実施しており、事業費として総額2億6,000万円を投じてきております。コロナ禍で落ち込んだ消費喚起や地域経済の活性化を図るとともに、ロシアによるウクライナ侵

攻後の物価高騰への対応を行ってきたところであります。

今年度も4月の臨時会においてご可決いただいた商品券配布事業にて、町民1人当たり5,000円の商品券を配布し、7月1日から8月31日までの使用期間で実施をしてきました。町民の方々からは、生活費の助けになる、店の売上げがアップしたなどの声をいただいております。物価高騰が続いている中で、町民生活への支援と地域経済の活性化につながったものと考えております。

また、追加の支援策として、今9月定例会に新たなプレミアム付商品券事業の補正予算を提案させていただいております。内容については、今年12月から来年2月までの使用期間で、プレミアム率30%の6,500円分の商品券を5,000円で5,000冊を販売していきたいと考えております。

町としては、物価高騰の影響がなかなか収まらない中、町民生活への支援と町内経済の活性化につながるよう、今後とも、商工会など関係団体とも連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に、工業団地と企業誘致の対応というご質問がありましたが、これまで町では、藤田工業団地を平成4年に当初分譲を開始し、平成29年度に追加分譲を行い、現在、製造業6社の方から操業していただいております。

今後の工業団地の造成と企業の誘致については、課題として、現在の藤田工業団地内に一定規模以上になってくると、工業用地の確保が困難であること、既存の町内企業でも製造業等では慢性的な人手不足があり、新たな企業の誘致が人手不足に拍車をかける危惧があることなどがあり、特に人材の不足は進出を検討される企業にとってもよく課題と言われる大きな問題であると考えております。

また、質問にありました若者に夢を与える就労の場の確保というふうな方向からは、新たな企業の誘致も有効だというふうに思いますが、既に大江町で操業されている企業も紹介しながら進めていきたいと考えております。現在、町にも冷凍食品大手の工場や自動車等のエンジンのピストン製造、全国でも有数の品質であるベントナイト採掘と加工など、そのほかにも独自の技術や高い品質を誇り、よそではできない製品をつくられている企業がたくさんあります。町では、賛同される企業を掲載した企業ガイドブックを作成し、就職を前にした町内外の高校生に配布をさせていただいております。優れた町内企業をさらに深く知っていただくことで、若者の町内の就労に夢を持っていただくこともできるのではないかと考えております。

これまでの議会の中でも答弁をさせていただきましたが、工業団地の造成については、工業用地の問題、人材不足の問題から慎重に進めていきたいと考えておりますが、県との連携を強化し、情報収集と研究に努めてまいります。

私といたしましては、藤田工業団地の規模等に見合った企業様のお話があるとすれば、いつでも早急に整備を図っていきたいと考えております。

三つ目の消防団の充実強化策については、ご承知のとおり、近年、消防団員の成り手不足が深刻で、減り続けていたことから、それを解消する目的もあり、本年度から機能別団員制度を設けたところであります。残念ながら、公募により応じていただいた方はいませんでしたが、消防団長をはじめ幹部団員の尽力により、6人の方から加入していただき、おかげさまで団員総数も前年から8人増えて、224人の体制とすることができました。

機能別消防団員についての活動の内容は、火災発生時における後方支援が主なもので、各分団で実施している毎月の点検作業や春季消防演習への参加、豪雨の際の警戒活動などは求めていることにしております。

実際に、8月の檜山での火災のときも出動していただき、このときは非常線の対応をしていただきましたが、これまで幹部団員として現場の最前線で活躍してこられた方々ばかりですので、少し歯がゆさを感じていた方もいらっしゃるかもしれません。一方、一般団員の方から見れば、指揮命令系統が乱れてしまう可能性もあるので、その点は課題ではないかと思っております。

まだ試行段階であり、改善すべき点もありますから、どのような運用にしていけるかは、消防団内部で様々検討いただき決定すべきものですので、それぞれの立場の意見を吸い上げた上で、よりよい活動の在り方を確立できますよう、町としても誘導していきたいと考えています。

消防団広報部を創設してはどうかというアイデアの提案がありましたが、全国的には独自のポスターを作成したり勧誘のビデオを作成したりしている例もあるようですが、なかなか思うように成果は上がっていないのが実態ではないかと見ております。広報活動は、イメージアップを図り、団員を確保するのが主な目的でありますので、必要性は十分に認識はしているものの、現在の大江町消防団の体制では、人員的にも新たな任務を求めることもなかなか負担となり、難しいようにも感じます。

なお、昨年度から、消防団長と総務課長が団員数の少ない区の区長さんを訪問し、入団勧誘の協力をお願いしております。その際に、よく相手方から言われることは、協力はしなけ

ればならないと思っているが、どこの家で消防団に入っているのか、どこの家に入っていないのか、部長や班長はどなたが行っているのか、情報が全くないので動きようがないといった意見をいただいております。まさにおっしゃるとおりでありますので、まずはこのようなすぐできることから対処していくことが先決ではないかと考えております。

次に、火災報知器の件についてであります。火災報知器の設置義務が課せられてからかなりの年数が経過しております。独り暮らし高齢者世帯であっても、本人や家族の責任において、既に交換している場合もありますので、その辺の部分の確認作業がこれから必要なかなと思っております。

なお、平成21年のときには火災報知器を役場で準備し、設置作業は消防団員の全面的な協力をいただきました。報知器がきちっと設置されているか、交換の必要性はないのかななどの点検作業は、火災予防啓発活動としても非常に意義深い取組になってくると思います。高齢者世帯等を対象として再度実施できないものかと考えています。

ちなみに、現在でも、健康福祉課福祉係の職員が民生委員さんに同行させていただいて、消防署員の立会いの下、高齢者宅の火災報知器等の点検作業を行っています。この取組は、希望する方のみであります。本来は、いわゆる消防団のかまど検査のような形で、全ての高齢者のお宅を点検するのが理想だというふうに思います。

ただ、家の中に入られるのを嫌がる方もおり、消防団にとっても労苦を伴いますが、実施できるよう、消防団と検討していきたいと思っております。

また、火災予防運動期間中に合わせた注意喚起チラシの全戸配布などは引き続き実施をしてまいります。

次に、30歳のつどい補助の拡大についてであります。昨年、令和5年度から、30歳を迎える方を対象に、大江町30歳のつどい奨励金の交付を開始いたしました。1名当たり3,000円、10万円を上限に奨励金を交付するもので、令和5年度の参加者は22名、令和6年度は32名の方が集まったようであります。

30歳は、仕事に慣れ、結婚する方が多くなり、これからの住まいを考え始める年齢です。未婚の方にとっては、気心の知れた仲間と旧交を温め、先に結婚した同級生から結婚を身近な例として聞けば、結婚に対する刺激にもなるでしょう。この事業が、大江町へのUターンや結婚のきっかけになることを期待して実施をしているところです。

開催に当たっては、先ほど役場職員のというお話もありましたが、この2年間見てみると、実質、同級会の中で、役場の職員が、それは個人的にでしょうけれども、事務局を担

って動いているというのが実態のようであります。もう皆さん大人でありますので、段取りなど慣れたものです。打合せや出欠の確認などもSNSのグループでやり取りしているようで、我々の時代とは違うんだなというふうなことを感じています。自主的な次回の開催にもそのグループLINEなどはつながってくるものだというふうに思います。

大江町では、一つの学年に絞り補助の対象とすることによって、次は自分たちの学年が対象なんだなという意識づけになって、開催してもらいやすいのではないかと思います。30歳のつどい奨励金が定着しつつあり、これから30歳を迎える学年が期待していると思いますので、引き続きその部分を実施しながら頑張っていきたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 次に、教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 六つ目、大江中学校創立50年に向けた対応について答弁させていただきます。

大江中学校創立50年の対応につきましては、中学校では令和7年度、来年度に記念事業を行うことを想定しており、その内容については、今年度内に父母と教師の会で実行委員会を立ち上げて検討していく予定となっております。

大江中学校の制服等につきましては、令和3年より女子スラックスの導入をするなど、気候変動や社会における多様性に合わせた対応をこれまでも行ってきました。

創立50年という喜ばしく、そして大きな節目を迎えることにはなりますが、町では現在、町内学校の将来的な在り方に関する検討を行っており、制服等についても、その方向性が定まった後の段階になると考えております。

なお、その際には、保護者の負担もあることですので、生徒や保護者の意見も踏まえながら議論をしたいと考えております。

こういった様々な意見等については、中学校では学校評価アンケートのほか心のアンケートなど様々な内容で、年四、五回程度、保護者からも学校生活についての意見等を伺っており、学校運営協議会、父母と教師の会など幅広く地域の方々よりの意見を踏まえながら学校運営を行っております。

学校の在り方検討会の中でも、たくさんのアイデアが上げられておりますので、今後とも地域と共にある学校として、生徒や保護者に寄り添いながら、子どもたちが自他を認め合い、互いに高め合う共生教育を推し進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 町長、教育長、ありがとうございました。

ちょっと質問事項が長いので、いっぱいありますので、全部お聞きしました。

問い1番の物価高騰の商品券についてですけれども、このたびまたやっていただくということで、プレミアムなので、買いたい人が買うと。必要でない方は要りませんというスタイルになると思いますけれども、このプレミアム事業を展開していただくということで、大変ありがたいと思っておるところでございまして、商工業がこのコロナ禍によって疲弊している。これはやはり行政が援護射撃をしなければならない、取り組んでいかなければならないと私は思っておりますので、そのとおり町長はいろいろ今までやってきていただいておりますので、感謝申し上げますところであります。

また、これとは別に、やはり商工業も商工業でどっぷりとあぐらをかいていくことではないと思うんですけれども、やはり物価高騰によって、町長はどれぐらい町民の方から聞いていらっしゃるかわからないですけれども、とにかく大変だと。この時代が。俺たち、年金暮らし、商品券、年2回あってとは言わないけれども、やっぱり手元に来るやつは非常にありがたく思っていますというふうな声を少しいただきます。というところも鑑みていただいて、これからもこのいうふうな事業を進めていっていただきたいと思います。

2番目の工業誘致に関しては、これはもうあそこの部分がどうなのかということもいろいろあると思いますけれども、用途変更。非常に難しいことなのか分らないですけれども、答弁書にあったように、これは県との連携を強化し、情報収集と研究を努めますと答弁要旨に書いていますので、このような形で少しでも企業さんに誘致できるような、町長も一肌脱いで、私も頑張っているんな企業あるかないか模索していきたいと思っておりますので、町長も頑張ってお取り組みでいただきたいと思います。

3番目の消防団の活動内容ということで、充実強化策。まずこれは、私何を言いたいかといえ、今、町長も答弁で、団長と総務課長が勧誘に行っていらっしゃるとおっしゃってましたよね。私も、去年、おとしあたりまでは消防団の幹部と地元の区長と一緒に回ってました。なかなかやっぱり大変なんですね。そういう中で、消防は何しているんだと。消防団なんだと、火を消すんだということを伝えたりしているんですけれども、内容が分からないと。さっきの町長の答弁の中でも、どんな内容で、部長がどうだのこうだのという形があったと思うんですけれども、やはり大江町消防団というのはこういうふうな人が団長にいて、

こういうふうな分団、自動車分団から第1分団からずっとありますよと。総勢何名ですと。先ほど伊藤議員もありましたけれども、町民の財産と生命を守るという位置づけで、準公務員として活動していますというようなものを、毎月お知らせ版のA5の中でもいいでしょうから出すべきじゃないのかなというのがこの広報紙なんです。これは簡単だと思いますよ。と言えないですけどもね。業務いっぱいあると思いますので。誰が作るんだ、何だというのは検討していただきたいと思いますが、実際にあって、我々が事実、消防活動していた時代の潤沢な時代ではないんですよ、やっぱり。そういうことを鑑みれば、今、広報、町民の方に教えていただかないと。こういう組織があって、人数も少ないんです、誰かいませんかみたいな形もないですけども、今年から消防団のパレードもあったし、こういう活動しておりますというようなお知らせをすべきなのではないかなと思っていますところでした。それと、B2ぐらいのポスターでも作ったらいいんじゃないですか。どう思いますか。自動車分団、えってそこら辺に貼ってみたり、分団区域の管轄するところに、1分団、2分団、3分団。消防団の本団というのはこういう人たちが担っていますよと。A2に、町のお知らせ版を貼るようなところがあるじゃないですか、各区で。そういうところにばんと時折貼ったりとかして、広報活動。入ってください、入ってくださいと言ってもなかなか難しいところもありますし、このダブルで進んでいったらいかがでしょうかと思いますけれども、いかが思いますか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 以前、菊地議員のほうからも、区長さんと一緒に消防団員の勧誘回っているのよというようなお話を聞いておりますが、その中でもやっぱり返ってくる答えとしては、なかなか本人とすら会えないという状況。お父さん、お母さん方から、うちの子ども帰ってくるのが遅くてよとかというふうなお話があるというようなことをよくお聞きします。そんな中で活動を周知していくというふうなことは物すごく必要なことだというふうに思いますが、ポスターという話がありましたが、ポスターは全国の消防団、同じ傾向の中で、全国の消防協会さんか、そちらのほうで作ったポスターなどは町のほうに掲示をさせていただいておりますが、その辺をさらに充実していくというか、公民館とかそういったところには配布できるような部数を準備していくというようなことは必要かなと、できるのかなというふうに思います。でも、紙ベースでお配りしても、ポスターを貼らせていただいても、それが当事者、該当者の方にどう響くかというふうなことでは、なかなか現実には難しいのかなというふうに思いませんか。なので、やはり、その地区の消防団の仲間の方からお誘いいただ

くというようなことが一番有効なものではないかというふうに思います。

あともう一つ、消防団を勧誘する中で、やはりこれまでネックとなってきたのが、何年かに1回当番で回ってくる郡操法大会のことです。やっぱり消防団の負担が非常に大きいというふうなことで、そのことをよく言われます。そういったこともあり、コロナのこともあり、西村山郡の大会は、今、廃止されてなくなりました。ただ一方で、消防団員の技術というふうなものを維持発展させていくことがどうなっていくのかという心配もありますけれども、そこは町の消防団活動の中でカバーしていくしかないというふうに考えておりますので、消防団のここの負担の部分はそういう形で減らしながら、地域で参加しやすい消防団というふうなことで進めていくべきかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

各消防団において、自動車分団からずっと各団について、人が欲しいのは、のどから手が出るぐらいだと思うんですけども、それでは、今回、自動車分団がA4に書いてける、2か月後に1分団お願いする、あなた方の活動内容をたまに載せたらいかがですかと。やる気を、各分団にいかがですかと。面白おかしく書いて、飲んでいるところばかりでは駄目でしょうけれども、各分団に任せて全戸配布したりとか、そういうことも非常に大事なのかなと思いますので、ぜひやるべきだと思います。検討していただきたいと思います。

次、4番目の火災警報器なんですけれども、先ほど健康福祉課さんといろいろ行っていってしゃるということで、私、政治というのは生活だと教えられたんですよ。生活。今、アメリカの大統領候補者のハリスでしたっけ、面白いこと言っていますよね。私は米国民の大統領になると。そんな今まで言ったような大統領はいなかったような気がしますけれども、これが人の心に刺さっていると思います。というようなことから、やはり私も大江町の議員でありますし、町長は町民の生命と財産を守る立場にもあると思います。そういう中から、火災は3分の初期が限度ですよ。もう限度。3分、どれぐらい早く見つけて消すか。それよりも、火災を出さない前段が一番大事なんじゃないかと思います。先ほど大沼議員も午前中にいろいろありましたけれども、そういうハードを設置していくのはそれなりに必要かと思います。ただ、各家庭から火災を起こさないようにするにはどうしたらいいか。そしたら今の時代、この警報器、報知器でしょうけれども、それが非常に有効活用できるんじゃないかなということもあると分署のほうでは言っていました。

そういうことから、通告書に書かせていただいたようなことの中で、分かりますよ、いろいろ。おうちに入っていただきたくないとか。私も実際、報知器は取付けに行きました。9区のある方の家庭に。その時代と違って、入ってきたくないという人もいらっしゃるかもしれないんですけども、いろんな団体、消防団とか協力していただいて、何が一番大事かという本丸が、火災を出さないように。もし出したら出したで、初期に勘づく。これはもう警報器、報知器しかないのではないかなというところで、先ほど400人ぐらい近い、61、高齢者とおっしゃっていましたよね。三百九十何人。独り暮らし。そういう家庭とか、75歳以上の後期高齢の家庭とかあたりからも順番にいろんな方法で周知させていただいて、あと、取付けするなり何なりしていただいて、それ以下の若い家庭には少し補助を出すか出さないかを。補助を出したら出したで、書くのが面倒くさいとかいろいろあるかもしれないんですけども、この事業は、春先に大惨事があったようなことを踏まえて、すぐ町の方針として、生命、財産を守るということで町長は取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 通告書の中でもそういった意味合いのことは書いていなかったのかなというふうに思いますし、今のご質問の中でもはっきりと明言されていないので、私が推測してお答えになりますが、火災報知器を再度高齢者の方に町が配布してはどうかという意味合いなのではないかというふうに思いましたけれども、その辺、ご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、ただ、先ほども言いましたけれども、もう一度言います。火災報知器がきちんと設置されているか、交換の必要性はないのかなど、点検作業は火災予防啓発活動として非常に意義深い取組ですので、高齢者世帯を対象とし、再度、調査を実施できないものかというふうに考えているというふうなことを申し上げました。なので、その部分は消防団と相談しながら点検をして、今後の対応策も練っていききたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） そのとおりでございましたね。高齢者宅だけではなくて、各家庭に今、新築する家庭はもう義務づけになっていますので、これから年度が過ぎたような機器を持っているような方々に周知させていただくようなお知らせの仕方とか、あとは、少しでも支援等ができるようであれば、こういうところに力を入れて進んでいますというようなことでやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。配ったらよくではなくて、そう

というようなことで進めていったらいいんじゃないですかということでもいいんです。

○議長（宇津江雅人君） 答弁必要なんですか。

○4番（菊地邦弘君） 次にいきます。時間が来ますので。

そういうことで、まず、万が一火災が出たようであればすぐ知らせられる機械が一番、火事を出さないということが念頭にあるんじゃないかなと思います。そのものとして有効にこういうものをいろんな考えの下で全戸頑張って普及させていただければいいかなと思いますので、よろしく検討してください。

5番目の集いなんですけれども、このたび、去年、22名、32名。こういうものに対して、アンケートとか取ったりはしていच्छやるのかなと思ったんです。せっかく支援していただいて、もうば一っと20人でも30人でも来て、東京辺りから来る人もいますけれども、10年後に来てみて、あなたはというふうにこの町を見ましたかとか、そういういろんな意見、アンケートも同時に取っていただきたいなと思ったりもしているんですけれども、実際、今年、町長も行かれたと思うんですけれども、どのような感じでしたか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今年も昨年も、私と、あとは移住定住推進室の職員が一緒に行って、懇親会には入りませんが、事前の町のPRも含めて、今回の開催の意義なども含めて説明をし、PRをさせてもらっています。私は挨拶の中で、今日はどちらのほうから参加されていますかというふうなことを、アンケートじゃないんですけれども、ちょっと確認をさせてもらっています。ちょっと昨年の状況は忘れちゃったけれども、今年度の状況は、半分以上は町内の方でした。県外から参加されているのが四、五人ぐらいだったかなという感じでございます。なので、まだまだ、なかなか、先ほど申し上げましたが、こういった案内を出すとき、私たちの年代では、同級会の案内のはがき、通知を出して、出欠のはがきを頂いて、そして開催していくというのが私たちの年代のやり方なんですけど、今の方々はグループLINEをつくって、その中でそれぞれが案内文を出していくような形で取りまとめをやっていくというような形で、今年はそういった形で進めておりました。なので、ちょっとそのところを聞いてみますと、成人式のときの名簿はあるんですけれども、住所というのは全然載っていない名簿しか彼らは持っていない。というのは、成人式の案内は全て中央公民館の事務局のほうで住所等を管理しながら案内文を出し、出欠をやっているというふうなことなので、情報管理の分も含めて、そういった時代なのかなというふうに思います。なので、なかなか全体に行き渡るという格好は、現時点ではなっていないのかなというふうには思います。

が、ただ目的は、30歳のつどいで友好を温めていただきながら、もう一度大江町のことに
いて興味を持っていただくというふうなことが目的でありますので、それはそれで、まずは
現段階ではほぼ目的は達成されているのかなというふうに感じているところです。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） やっぱり今町長おっしゃっているように、そういう時代なんですよ。
SNSで商売もできるような時代です。うちなんかもそうですよ。電話なんか、代表電
話はかかってきません、そんなに。皆、もうSNSで、LINE、フェイスブックなりのも
ので、ツイッターとかで来るんですけれども、せっかくこういうふうな支援をしていただい
ているのであれば、来た人たちに、書かない人はいいいんでしょうけれども、地元の人もいれ
ばいるで、客観的にこの町どういうふうに思いますかとか、どういうふうにあれですかとか
というのは聞くことも大事だろうと思いますし、それと、成人式のときも、10年後もこうい
うようなのをやっていますからということで、来年からばんばん伝えていったらいいんじや
ないかなと思いますので、いろいろと検討してみてください。

それでは、最後に中学校の制服についてですけれども、先ほどいろいろ教育長のほうから
答弁いただきまして、逆に、制服等を新しくすることになれば、どのような道筋が立ってく
るのかなとお伺いしたいんですけれども。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 制服等についての新しくすることになるのかなと思うんです
けれども、議員がおっしゃるように、これからの時代にふさわしいということを考えていく
と、まず一番初めにすることになるのは、制服が必要なのかどうかという議論から、全国的
にはまずそこからスタートするのだろうというふうに思います。これまでも様々な議論があ
って、ただ、私が聞いている部分については様々な意図があるなというふうに聞いています。
例えば、普通、途中で制服を変えるというのは大体、私立高校などはこういった例があるん
ですけれども、公立の学校で途中で変えるというのは、ちょっとあまり聞いたことがありま
せん。あるのが、東京都の例で聞いたことがあるんですけれども、ここは制服はブランド品
のすばらしい高級な服に変えた。ところが、それでもって、いろんな意図があるんでしょ
うけれども、基本的には学校としては、東京の場合には学校選択制ですので、いわゆる富裕
層を囲い込みしようとしたという狙いがあるわけなんですけれども、保護者、地域から非常に
いろんな意見があって、大混乱を起こしているという例は聞いたことはあります。手順として、
いろいろな意見がまとまってくれば、その段階で学校としても検討していくことになるのか

なというふうにと思いますが、大江中学校のほうとしては、制服については、先ほどありましたが、令和3年に女子スラックスのほうを導入したということと、それから、いろいろな声もあって、学校内のこともあって、これまでジャージは、今現在ある運動着等は3代目に当たるんですかね。その都度、時代に合わせているのかなというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

教育長、私は地元で商売もしていますし、様々なことをやっていますけれども、非常に多いんですよ。いつまでこの制服でいいんですかと。古くないですかとよく言われるんです。制服でもって勉強なんかするものじゃないというのは私分かりますけれども、校舎が古いからといって勉強ができないということもないということも教育長は前おっしゃっていましたが、今の段階の制服で、古いとか古くないとか、それよりも、そういう声があるんですけれども、そういう声に教育長はどういうふうに。教育長はいろいろ聞いたことないですか、そういうふうなこと。あと、そういう声にどういうふうに思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 大変申し訳ありません。私、4年間校長を務めさせていただいて、アンケートもたくさんいろいろ頂く、あれから今までいっぱいあるんですけれども、そして現在の校長までいろいろお聞きしていますが、制服についての問合せというのは一度も聞いたことがありません。それから、いろいろな会議等もありますけれども、会議等でも話題に上ったことがないので、正直検討したことがない。ただ、運動着については、できるだけ洗濯しやすく乾きやすいものということで、いろいろその都度検討はさせていただいたという経緯はあります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） じゃ、なぜ私の耳にいろいろ刺さってくるのかなと思いますと、やっぱり冠が創立50年とかということがささやかれてきていますので、この際、どうなんだろうかねということが多ただけにあるところだと思うんです。実際、教育長、今の制服、古いとか古くないとかというふうな観点から見たことはないと思いますけれども、我々、誰が言っているのかなと今ずっと頭をよぎらせて見ていると、いろんな人がやっぱり言っているんですけれども、制服だけに、アンケートにもないとか、そういうふうなことをアンケートを取っているかの問題もあると思いますけれども、一番言ってくるのは、もうちょっと今風

の制服にしてもらって、楽しそうに学校に送り出したいという思いの親御さんが結構いらっしゃるようなところもありますので、そこら辺を十分考察していただいて、これから様々、小学校の統合問題とか、中学校の何がなるとかいろいろ出てくるかと思いますので、その折にいろいろと覚えていていただいて、町民のほうにも、どういうふうに思いますかとかというふうなことも聞いてみていただいたらいいと思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。

それで、今日、いろいろ、6項目も町長から教育長まで質問させていただきまして、4月から6月、今回ということですと流れでやってきたつもりです。一旦ここで私なりにまとめ終わったなというふうに考えを持っていますので、また新たに12月、いろいろさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

令和6年第3回大江町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月5日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問（2名）

1 番 菊地英幸

○ 新道の駅おおえの発展を目指して

2 番 廣野秀樹

○ 子どもから大人まで読書活動を推進するためには

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 菊 地 英 幸 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 1番、菊地英幸です。よろしくお願いします。

今日9月5日は、大江中学1年生53名が食育授業として田植をし、今日が稲刈りのスタートを迎える日となっております。食育授業は、米不足ということもあり、大変重要な教育だと私は思っており、また継続させていただきたいと思っております。

それから、新しく道の駅の新駅舎の中での説明会なども今日から行われ、いよいよ本格的に道の駅がスタートすると思います。

それでは、通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

新道の駅おおえの発展を目指して。

町民が大いに期待している新道の駅おおえが、10月5日にオープンする予定です。左沢高等学校と連携して、日替わり定食のメニューやこれから新しく考えているイベント等など、大江町の特産品を取り入れた新しい商品開発もいろいろ考えておられるようです。

そこで、ウェブデザインやSNSの情報発信に詳しい地域おこし協力隊を道の駅に配属して、情報発信に力を入れていくべきだと私は思っております。町内はもちろん、町内外にも情報発信はすると思います。そこで、地域おこし協力隊独自のSNSの情報発信を生かしていくべきだと思います。

県内には、地域おこし協力隊を道の駅に配属されているところは少ないようです。そのところも大変、大いにアピールになるかと思えます。また、これまで以上に道の駅おおえで青果物等を取扱いされと思いますが、そこでも地域おこし協力隊のSNSの情報発信はとても重要な役割を果たすと思われます。

最近、地球温暖化が進み、青果物等の収穫時期が1週間から10日早くなっているのが現状です。そのため、細やかな情報発信はとても重要であると考えます。青果物等の種類、収穫時期、数量、価格、新鮮さなどを求め、買い求められる方は道の駅に来られると思います。生産者の方や、町民の方々から情報を得て常に新しい情報を道の駅から発信し、大江町全体を盛り上げ、発展を目指していくためにも、私は地域おこし協力隊が必要だと思っております。

町長に伺いたいと思えます。よろしくお願いします。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

そして、今日は傍聴席が満席になるほどの傍聴の参加というふうなことで、お忙しい中、関心を持っていただきありがとうございます。久しぶりにこれだけの大勢の傍聴人さんの前でお話できること、嬉しくも思いながら緊張していきたいというふうに思います。そしてまた、オンラインで、ウェブ上でご覧になっている方も多数いらっしゃるというふうに思います。こうした議会の傍聴などを通して大江町のまちづくり、政治、議会に関心を持っていただくことは大変いいことだというふうに思いますし、これからどうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

さて、菊地議員のご質問にお答えをしていきたいと思いますが、地域おこし協力隊、これについては平成21年度から総務省が創設した制度であります。人口減少や高齢化が進んでいる地方部において、地域外の人材を積極的に受け入れて地域活動の活性化、そして地域力の維持、強化を目指す取組というふうなことでこれまで進めてきたと認識をしております。大江町におきましては、人口減少が進む中において、これまでも有効に活用すべき制度だというふうな立ち位置で取組を進めさせていただいてきました。

大江町では、現在5名の方の地域おこし協力隊を任命させていただいて、活動させていただいております。山里交流館や左沢高校などを拠点に、地域おこしの支援を目的に従事をしていただいているところであります。そして、今年の9月から新たに左沢線の利用促進に、これに関する地域おこし協力隊の方を任用をさせていただいております。また、現在、空き家の対応について担当していただく地域おこし協力隊の任用についても、手続を進めている現状であります。これが決まれば、今年度は7名の地域おこし協力隊の体制で進んでいくというふうな現状でございます。

菊地議員さんよりご提案のありました、ウェブデザインやSNSの情報発信に詳しい地域おこし協力隊の配属も、時代に即して必要な活動であるとも思います。現在の道の駅おおえの情報発信に関しましては、指定管理者である株式会社大江町産業振興公社が、オープン前ではありますが、インスタグラムなどのSNSの情報発信を利用した活動を今、取り組んでおります。あわせて、町のSNSの担当のほうでも進捗に合わせて情報発信を続けているところであります。

グランドオープンを来月に控えて、準備を早急に進めている現在の状況を踏まえますと、まずは運営の管理者であります産業振興公社が、旬の果物やお勧め商品のPRを日々情報発信をしていくことで、道の駅おおえ自体の認知度も増加していくのではないかと思います。また、道の駅おおえによる発信だけではなく、発信力や影響力のあると言われるインフル

エンサーなどの活用も重要ではないと思います。

道の駅おおえでの地域おこし協力隊の活用を考えた場合、情報発信はもとより、左沢高校生との商品開発、販売や地域内外へのPRなど、道の駅と地域をつなげてさらに外に情報発信を行うなどの分野でトータル的に取組をしていかなければならない、そう思いますし、そう期待していきたいと思っております。

一方で、4年以上続いたコロナ禍においては、町を訪れての体験交流などの企画も多く中止せざるを得ない状況でありました。残念なところでありましたが、コロナの5類移行後の現在では、体験交流や体験型の企画も積極的に仕掛けていくのが町の魅力の情報発信につながっていくものではないか、そして道の駅おおえを起点として体験型の仕掛けもどんどんと進めていく必要があると思っております。

SNSの情報発信というふうなことでは、今後もホームページやSNSの立ち上げなど様々なことを取り組んでいかなければならないというふうに思いますが、当然、先ほど申し上げましたように、産業振興公社さんのほうが積極的に中心になって行っていく、それと併せて町のSNS、ホームページのほうでもこの道の駅のPR活動を一緒になってやっていく、そういったことが必要だというふうに思いますし、SNSの情報発信で私が思うのは、公式のSNSの情報発信も大事なのでありますが、それに伴うロコミ、そういったものが非常に、来場者もそうですが、SNS上の盛り上がりにも欠かせないのではないかとというふうに思います。SNSのフォロワーをどう増やしていくか、そして投稿に対するコメント、返信などこういった反応でその方の書き込みを見ながら人は判断し、動いていくのではないかも思います。ぜひ、町が、道の駅がというふうなことだけではなくて、議員の方々も含め、町民の方々、そして利用されるお客様、みんなでもってこのSNSも盛り上げ、道の駅の現場のほうも盛り上げていく、そんな取組も必要なのではないかとというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

町といたしましては、道の駅のオープンを契機に、さらなる人口の拡大と町内経済の活性化へとつなげていきたいと考えておりますので、地域おこし協力隊の活用も含め、道の駅おおえのみならず町全体の魅力を上げていく、そして情報発信をしていく、こうしたことにつながっていききたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

以上答弁いたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 町長、大変答弁ありがとうございました。

やはり、情報力は、SNSはすごい、とても重要だなと思っていらっしゃるのかなと思います。やはり、そこで今はもう考えもつかないようなバーチャルの三次元のような何かの発信なども必要なのかなと思いますし、青果物等となればやっぱり糖度が幾らあってとか、具体的にですけれども、例に挙げますと、リンゴでいうとふじあたりは13度で、ラ・フランスなんかは18度から20度、成熟したもの、食べ頃ですね。あとはシャインマスカットについても18度から20度などのやっぱりその辺の糖度、食べておいしい、甘いというところの見せ方、PRの仕方、そこら辺が大事なんじゃないかなと私は思っております。

あと、普通の人間、一般の人なんですけれども、果実を食べて甘いと思うのが、人によってもちょっと違うと思うんですけれども、14度から15度というふうに聞いております。その辺も踏まえてやっぱり甘くておいしいんだ、みずみずしいみたいな、ちょうどPRの発信とか、SNSの見せ方とか、その辺をできる地域おこし協力隊の人材を派遣していただきたいと私は考えておりますので、町長、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今言われた町の情報発信については、何も道の駅だけの話ではないというふうに思います。今回は、道の駅を中心とした情報発信、PR、今回新たにオープンするというふうな意味でそこには力を当然入れて、初期の対応をしっかりとやっていくというふうなことが必要だというふうに思いますが、それと町全体のPRというふうなものも考えなければならないというふうに思います。

なので、これからいろいろ議論をしていきたいというふうには思いますが、道の駅専属の地域おこし協力隊、情報発信担当というふうな形がいいのか、もう少し幅を広げたような形で町全体をPRをしながら、道の駅を今は中心にやっていただくというふうなことがいいのか、そういったことも検討しながら人の配置については考えていきたいなというふうに思っています。

そして、バーチャルとか三次元というようなお話がありました。一つのアイデアだと思いますけれども、単に道の駅で、例えばリンゴを1個売るというふうなことだとしても、そのことに興味を持っていただくというふうなことにつなげていくというふうなことが必要なのではないかと。ある方は、自分のリンゴを売るために、リンゴの春先の作業からずっと定期的に情報を発信していきながら、最終的にはリンゴの販売につなげていくというふうなことをやっている方もいらっしゃいます。そんな形で道の駅の作物について、特に売りにしている果物などについては、そういったPRの方法も利用の仕方としてはあるのかなと。

今は動画によるSNSの発信もできるようになっておりますので、そうしたこともアイデアの一つとして、公社さんと一緒になって考えながら進めていくというようなことも必要だと思いますし、今、糖度の話がありました。やっぱりこれは食べてみないと分からない、見かけだけでは分からない話だというふうに思います。それもやっぱりSNSの動画で実際に食べている方の、少し膨らませてもいいでしょうけれども、動画を、おいしいという、甘いという感覚を伝えるというふうなことのPRの仕方もあるのかなというふうなことを、今のご質問をいただきながら考えたところであります。

ぜひ、どんな方法がいいのか、あとは先ほど申し上げましたように、やはり見ていただくためには、再生回数を増やしていくというふうなことでは、何かインフルエンサーの方からの協力などもいただくことも必要だと思いますし、先ほど言いましたように、何よりもやっぱりここに住んでいる人たちの力、情報発信力、それも活用させていただきながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

町全体と。私も大江町全体を盛り上げるためにはやっぱり必要だなと思っております。やはり、一番最初は大江町全体のこともそうなんですけれども、一番の売りは道の駅が10月5日にオープンするということであって、それに通じてやっぱりそこを一番のPRして広げるのが私は一番いいんじゃないかなと考えておりますが、その辺は町長どうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 道の駅の計画、構想の段階から道の駅を起点とした大江町全体への波及効果というふうなものを狙っていきたい、言葉としては大江町のゲートウェイとする機能を持った道の駅にしていきたいというふうに申し上げてきました。このことは、道の駅を中心とした柏陵地区全体のこともそうです。ただ、道の駅は情報発信の拠点でありますので、さらに柳川のほう、神通峡のほうに向けていろんな場所があるんだよと、こういう魅力があるんだよというふうなことを伝える場所でもあるというふうに思います。

自分が、旅行といいますか、他の町の道の駅を訪ねたときに、そういったパンフレットや案内や情報を見聞きしながら、何か新しいものがないのかというような興味を持ちながら、道の駅を訪ねるというふうなことはよくあることだというふうに思います。ぜひ、そういう情報の展開を図っていけるよう、運営を考えていくというふうなことも公社のほうに伝えてありますので、道の駅、柏陵地区だけではなく、そこからいかに、特に西側のほうに向かっ

ていろんなPRをやっていくべきだというふうに思いますし、そのことによって全体が、大江町が元気を取り戻す、こういったことになるのではないかと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

では、すみませんけれども、道の駅のほうで、産業公社さんのほうでしょうけれども、SNSの発信担当は何人ぐらいで今はやっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今の時点では、まだオープン前のいろんな入り口の部分のPRだというふうなこともあり、今2名程度の担当でもって回しているというふうなことを聞いております。まだまだ発信の回数は多くしなければならぬのかなという印象も持っておりますので、その辺頑張ってもらえるよう、そして先ほども言いましたように、町の担当のSNSのほうでも十分連携をし、積極的に情報を流していくことでそちらの道の駅のフォロワーのほうも増えていくのかなというふうに思いますので、ぜひ道の駅さんを担当する公社のほうにはその旨伝えながらやっていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

やはり2名体制では、全然、不十分なのかなと私は考えております。

大江町全体のフォロワー数も考えてということなんでしょうけれども、やはり起爆材として、道の駅おおえから発信することが私は重要だと考えておりますので、ぜひとも地域協力隊を入れて情報発信を頑張っていっていただきたいと思いますと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 町長、質問ですか。

じゃ、松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと2名体制で不十分だというふうに言われてしまうと、私は不十分ではないというふうに理解をしております。

というのは、先ほども言いましたように、情報発信する人がいて受け手がいるというふうなのがSNSの世界といえますか、ものでありますので、やはり情報発信をしたことによってフォロワーさんなりコメントなりがどんどん増えていくような情報の発信の仕方が大切なんだなというふうに思います。もちろん今やっている方は、言ってみれば一般の、SNSに関しては通常やり取りしている程度の知識の中でやられているというふうなことでありますので、もう少し専門的な知識なりコツを覚えながらやっていくというふうなことが必要だと

いうふうには思います。

また、公社自体といいますか、健康温泉館のほうでもフェイスブックによる情報発信をしております。それと併せたような形で、どんどん投稿を増やしていくというふうなことが大事だというふうに思いますので、ぜひ菊地議員におかれましてはフォローをいただき、どんどんコメントを書き加えていただければ、さらに盛り上がってくるかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） すみません。

不十分だということを言ってしまいましたけれども、やっぱり不十分というか、見せ方ですよね、やっぱり。不十分だと言うわけではないんですけれども、すみません、見せ方をやっぱりいろいろ、こう上手に活用して、来られる方が情報をまず目で見て楽しいんだなと思えるような、やはりそういう発信、PRの仕方をこれからもっと学んで情報発信をしていくべきだなと私も思っていますので、町長、その辺は頑張ってもらいたいと思いますけれども、町長、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 頑張る中の一つに、今回、立ち上げの時点から左沢高校生の参加というふうな部分で、高校生の方からいろんなアイデアを出していただく、そしてPRにも一役買っていていただくというふうな意味合いでは、高校生の若い力、発信力というのにも期待したいなというふうに思います。

せっかくの機会ですので、高校さんのほうではいろんなメニューの開発に関わっていただいている、特にベーカリーの、パンの開発に当たってはいろんなアイデアを出しながら、これまでも試食会も何度となく繰り返しながら、業者さんと一緒になって活動していただいております。

これは、道の駅のPR、町おこしというふうなことも一つなんですが、やっぱり左沢高校さんの生徒数の減少なり規模の縮小というふうなことがありますので、その辺も含めて高校生さんの活躍の場を皆さんから知っていただく、そういったものにもしていきたいというふうに思いますし、また、話題提供というふうな意味では、そういうことをどんどん進めていくことによって、学校さんもそうですし、道の駅もプラスになるのではないかというふうに考えております。どんどんと参加をしていただくような、そんな仕掛けをやっていくべきかなと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

私も左沢高校生の、このすばらしい若い人のアイデアというのは、我々が思いつかないようなすばらしいアイデアが出ることを期待しますし、我々まだ40代ですけども、20代の方の考え、10代の考え方、全然違う。捉え方とか、世界感の見方あたりが全然違って、若い力はすごい、いいなと思っていますので、ぜひとも新しい力を取り入れて、大江町全体を盛り上げるように頑張っていたきたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで、以上で終了させていただきたいと思います。

これからも道の駅発展のために、私も生産者の一人として頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地英幸君の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野秀樹です。

今回、一般質問8人目ということで、最終の質問ということになります。時間の許す限りよろしくお願いします。

それでは、今回一般質問に当たりまして選んだ一つの理由は、令和6年6月に大江町議会産業厚生常任委員会の方々は高知県高岡郡梶原町に、環境、教育、健康の3本柱に町民の暮らしと自然が共生できる、環境型社会を目指している人口3,300人の自治体に視察に行かれ

ました。隈研吾氏がデザインした6つの施設があり、その一つに雲の上の図書館というものがあります。資料を見せていただきました。大江町の新道の駅に少し似ているような地元資源を生かした、ぜひ行ってみたいなというようなすばらしい交流館であります。

我々、総務文教常任委員会の行政視察といたしまして、移住者と出生者の多さに着目し、人口3,500人、山岳地形で地形が大江町に共通している環境で、さらに全国田舎暮らし上位でもあります高知県土佐郡土佐町に行きました。

中学校まで給食無償化や、18歳まで医療無料、保育料無償化、未就学児の子育て支援センターの居場所の提供、統合いたしました土佐町小中学校から放課後の学びの場として、学校応援団によります宿題などの支援、長期休暇中も開設して多様な体験教室も実施しているようでありました。さらに平成23年に「読書のまち」を宣言し、庁舎前に看板が掛けてありました。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ町を目指し、保育園や学校、地域での読書活動に推進をしておりました。今や子育て世代、移住者が増えて毎年人口増の現状です。担当してくださった町職員様の資料の成果説明や、町の活気が感じ取られて、我が町に生かしていきたいなということで感銘を受けてまいりました。

幸いに、大江町にも他市町村に誇れる地元資源を使用したすばらしい図書館があり、児童から高校生、町民全体がもっと利活用していきたいなという施設があります。さらに、新道の駅、東地区公民館、駅交流館、公園など読書を楽しむ場所もたくさんあります。現在、町の中学校の図書館管理システム導入をPRし、図書館流通センターが実施しております。

児童生徒が利用しているタブレット端末を活用し、自校の図書室の蔵書検索、興味あるワードで本を選定したり、読書の履歴、観覧をできるようになります。

町としても、取組としまして読書週間などに各年代に合わせたイベント、図書館まつりなどを実施し、多くの方に本と出会う機会を創出していると承知しております。

それらを勘案して、舟運で栄えました文化的景観の町、歴史と伝統のある大江町に暮らすこと、その環境で豊かな人生形成に役立つ町民主体の読書活動の推進をさらに実施していくことを思案いたしました。

それでは、通告に従いまして、子どもから大人まで読書活動を推進するためということ、質疑を行いたいと思います。よろしくお願いします。

近年、インターネット、SNSの情報メディアの発達普及により、趣味や娯楽の選択肢が多様化しております。急激に変化する時代において、必要とされる資格、能力を育む上で、読解力、想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であります。特に子どもの

時期は大人になるまでの様々な発達の過程において、大きなプラスの影響を与えていると思います。

読書は、子どもの旺盛な好奇心に応え、郷土の文化や先人の知恵と勇気、人間の優しさなどに触れることができます。そして、子どもに関わる全ての大人たちが本を好きになり、読書を楽しみながら豊かな人間性を培うとともに、読書する姿を子どもたちに示し、読書の大切さを伝えていくことはとても重要なことと思います。読書を通して、子どもは感動する心を培い、創造する力を育むとともに、多くの知恵を得たり、多様な文化を理解したりしながらコミュニケーション能力を身につけることができます。また、大人もそれらを含め、自らを高める力を養い、より豊かな人生を送る一つの術、手だてとすることができます。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の形成、個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとしては子どもから大人までが生きる力を養い、地域社会のつながりづくり、人づくりにとっても重要な要素であると考えます。

国の第5次子ども読書活動推進に関する基本計画、第4次山形県子ども読書活動推進計画などを基本として、子どもから大人まで読書活動を推進する大江町として、さらなる図書館の利活用を含めまして取り組んでいくべきと提案をいたします。

教育長にお伺いしたいと思います。

壇上からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 子どもから大人まで読書活動を推進するためということで、ちょうどいただきましたけれども、私もちょうど危機感を持ってこのことについては取り組んでいきたいと考えていたところでしたので、大変タイムリーなものをいただいたなと思っています。

廣野議員からあったとおり、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。しかし、近年はデジタルコンテンツの普及などにより、読書人口や読書時間が減少しております。そこで大事になるのが、本との出会いであり、本を読むことの楽しさを知るための環境整備や取組の実施であります。

まず、町の読書環境等の現状を申し上げますと、蔵書数は大江町立図書館が約3万2,000冊、左沢小学校が1万冊、本郷東小学校が7,000冊、大江中学校が1万6,000冊であります。

町立図書館の令和6年4月1日現在の利用者カード登録者数は2,295名で、令和5年度の貸出し数は1万4,813冊でありました。今年度、小中学校の図書室では蔵書管理システムを導入し、本の貸出しや返却の管理の簡素化を進めており、間もなくバーコードでの貸出しや、児童生徒が利用しているタブレット端末を活用し、自校の図書室の蔵書検索や読書履歴を閲覧できるようになります。将来的には学校間や町立図書館とのネットワーク構築を図り、施設間での貸借等ができるように事業を展開する予定であり、よりたくさんの本に出会う機会を提供し、従来の図書館の役割である借りる、読む、調べるにとどまらず、本を読むことの楽しさを子どもたちに感じてもらいたいと思っています。また、令和3年度から学校図書支援員1名を配置し、各小学校へ週2回、中学校へ週1回、町立図書館と学校図書館の連携強化を図っております。

次に、町で実施している取組についてですが、3、4か月児健診時のブックスタートを皮切りに、小学校1年生への絵本のプレゼントや読み聞かせ、小中学校での読み聞かせや朝読書、親子読書推進などがあります。町立図書館では、4月から5月にかけてこども読書週間にあわせたイベントや、毎年秋に開催している図書館まつりでスタンプラリーや本と関連のある映画の上映会などを実施し、多くの方に本に出会う機会を創出しております。今後は、さらに図書館以外の場所でも本を手にとったり本に触れ合えたりすることができるような教育環境づくりを進めていければと考えております。

ほかにも、県立図書館をはじめ各公立図書館との間で本を貸し借りする相互貸借ネットワークを生かし、町立図書館にはない本でも気軽に借りることができるサービスを広く周知し、さらなる図書館の利用拡大と、子どもから大人までの読書活動を推進してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 町として、読書活動推進に、今現在もたくさんのイベントなり図書館の行事として、していただいていることは確かにありがたいと思っておりますし、これは図書の町にふさわしい、いろんな行事をなさっているなというふうに感心しております。そして、先ほどありましたけれども、やはり子どものうちに美しい日本語といいますか、正しい日本語を知る上で読書が一番いいというふうに言われておりまして、実は私の地区に今、東京に住んでいる息子さん夫婦が3歳くらいの子どものがいるんですけれども、小学校に入るときに大江町で暮らしたいという方がいらっしやいまして、その奥様がアメリカ人でありまし

て、うちに来て、アメリカ人の方と3人で話をしたときに、そのアメリカ人のきれいな日本語、正しい日本語を使っているのすごびっくりしたことがありました。そして、息子さんなんですけれども、どちらの言葉で話をするんですかと聞いたところ、常には日本語で話をしているのなんですけれども、叱るときはやはり日本語らしいです。英語で叱ると英語が嫌いになってしまわないように、英語は使わないということでした。ということで、私、60年以上生きておりますけれども、私よりもすばらしい日本語を使うということで、私も大変反省したところあるのなんですけれども、やはりもっと読書、日本語、母国語をしっかりマスターしていかないと駄目かなと反省をしているところであります。

それでは、次の質問ですけれども、第4次山形子ども読書活動推進計画の地域における子ども読書活動の推進として、公立図書館や公民館、コミセンを利用いたしまして読書のきっかけともなり得る読み聞かせ、読書関連イベント実施について、地域住民等の参加を得て、地域社会と協働して推進を図ることが有効ですということが計画に書いてあります。先ほどの答弁に、各小中高で読み聞かせをしているというふうにありましたけれども、当町としましてボランティアで小中学校と読み聞かせをしていると承知しておりますけれども、分かる範囲でお伺いしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 今、子どもたちの読書活動の入り口として、やはり読み聞かせ、本を楽しく語って物語を聞かせるというのは、非常に入り口として大変有効な機会であるというふうに感じておまして、実は各小学校のほうでボランティアの方から、大分前から読み聞かせ活動を定期的に行っていたいております。実際にここに櫻井議員もいらっしゃいますので、ずっと何年ぐらい前からと言われるとあれなんですけれども、20年以上やっているのではないかなというふうに感じております。

左沢小学校のほうでは、ボランティアグループクスノキさん、登録者としては17名と聞いておりますが、月1回、朝の時間に読み聞かせしていただいておりますし、それから、本郷東小さんのほうでもキラリノ会、およそ登録者としては20名、各クラス朝読書のときに月1回程度やっていたらいます。そのほか、県内でも非常に珍しい取組になるのですが、中学校のほうでも読み聞かせのほうのグループから、また小学校に引き続き中学校でもしていただくと。大変こう、中学校に来ると何読んだらいいかと構えられるようなんですけれども、何のことはない、十分分かりやすい物語でも子どもたちは本当に楽しそうに聞いてくれます。そんな活動もありますし、中学校の場合、朝は全て読書というふうに全部なっておりますの

で、かなり力を入れて頑張っているなというふうに感じております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

実は、昨日の朝に、今回の一般質問に関係を有するものではということで、左沢小学校での読み聞かせを見学に誘われて行ってきました。やはり、17名ぐらいの方でその日の都合に合わせて、月1回のペースで学年やクラスに分かれて実施していただいております。

私が拝聴したのは、落語のちょっと一文を読んでいただいているところで、やはり最後の落ちも聞きたかったものですから、途中で出ようかなと思ったところ、最後までやはりいて落ちを聞いて、大変、大人の私も感心したわけですが、クラスの全員が真剣な表情で貴重な体験を味わっていたなというふうに思いまして、これは続けていくべきと思って感心してまいりました。

子どもの読書活動は、先ほども伝えましたが、正しい日本語を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性と思考力を育て、思いやりや人間性を培うことにつながるものとされております。さらに家庭は教育の原点でありまして、全ての教育の出発点と言われております。家庭における読書は、子どもの心の健全な成長とともに親子の触れ合いや心のつながりを育む上で大切です。子どもの発達段階に応じて読み聞かせを行い、読書の大切さについて取り組むことが大事とされております。

読書を好きにさせるよりも、本を好きにさせることが大切であるとも言われております。ゆえに、質の高い本を与えることができれば、本に興味を持つきっかけづくりにつながると思っております。親子読書の薦めとして、子どもが親と一緒に読みたい一冊、親が子どもに伝えたい一冊、親子で読みたい一冊、親から子へ伝えたい童話などを募集したり、推薦したり、読書への関心を高めて併せて親子のコミュニケーションの活性化になり、親子の絆が一層強まることを願い、町の取組の実施にすることも重要と考えております。

例えば、毎月第3日曜日は家庭の日となっておりますけれども、その日を利用して、その日を親子読書の日、または家庭読書の日とするような提案をしたいなというふうに思っておりますけれども、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 最後の読書の日の設定ということかなと思いますけれども、ちょっとその前に、少し最初に私危機感を今持ちながら取り組みたいというふうに申し上げたこと、

2点申し上げたいと思います。ちょっとお時間いただければと思います。

私も退職してからもう4年目に入んですけども、現場を離れて、それでも少しちょっと変わってきたなと感じ、ここ最近本当に変わってきたなと、子どもたちの様子もちょっと変わってきてるんじゃないかというふうに感じるがあります。

どういうことかという、私たちの時代の子育てというのは、思い浮かべると子育てして子どもたちがおもちゃで遊んで、部屋の中で遊んでですね、そして本とか何かがいっぱいこうあって、それがぐちゃぐちゃに破られたり何かしているんですが、毎日それを夜一生懸命片づけて収めて、掃除して寝ると。これが大体昔そうだったんじゃないかと。ところが、最近、子育てそのものの周りに本が本当にあるんだろうかと。今の親御さんの方、これかなり使われている、子育てアプリというんですか。いろいろ全国的にも言われているのは、2歳児で、いわゆるネットの利用率60%近いそうです、おとしの時点で。

つまり、こうやって刺激的に楽しい、興味を引くもの、2歳児から使っているわけですので、いわゆる高齢者よりもずっと利用率がほぼ近い状況になってきていますから、それが読書となってくると非常に地味な文字が並ぶことにだんだんなってくるわけです。そこで興味を引くというのが非常に難しくなっている。数値的にも、これまで読書好きですかというパーセンテージがどんどん下がってきている現況があります。これはもちろん大江町だけでなく、全国的な傾向なわけですけども、ここに対してやっぱりもう少し何か考えなくちゃいけない。そういう意味では、先ほど言いましたけれども、読み聞かせ、子どもたちが目を輝かせて物語に入ってきているという、これはとても大事な状況で、本当にボランティアの方に感謝申し上げたいと思っています。

それともう一点が、昨年度まで全国調査の中で、「本が好きですか」という項目があったんですけども、今年からちょっと項目が変わりまして、「あなたの家にはおよそどのくらいの本がありますか、雑誌、新聞、教科書等は除きます」ということで、今年こういう項目が変わりました。これで見えていきますと、子ども、小学校6年生と中学校3年生がちょうど調査を受けたんですけども、小学校6年生は、あなたの家に、つまりおうちの中全体で本どのくらいあるかって言ったときに、1冊から10冊と回答したのが大江町は44%でありました。全国平均では、ゼロから10冊というのは15%です。200冊から500冊以上、この辺はパーセントを含めまして見ても、大江町は3.5%、全国平均は15%。つまり、これをもう少し数字で分かりやすく言いますと、全国平均で家の周り、代表値を概算でしますと、家の中に大体121冊ぐらいあるということになりますが、大江町では54冊しかない。つまり、うちの

中に本があまりないという数値が、これははっきりと大きく、非常にこう出てくるんですね。

大江町の方はきれい好きで本全部処分したんだと言えばそれまでなんですけれども、またデジタル化が進んで町からいっぱい本を借りる環境があるからという見方もできますが、単純に子どもの周りに本はちょっと少ないのかなということは数字上出てきます。ですから、何とか少し読書活動を具体的に進めていかなくちゃいけないんじゃないかなということを感じていました。

読書の日ということの設定でありますけれども、学校のほうではかなりいろんな取組を、先ほど申しましたけれども、親子読書をはじめ読書週間していますけれども、大人の私たちはそもそも読書週間って何月何日から何月何日までだと分かっているのかどうかという、10月27からということ、2週間あるということをどれだけ意識しているのか。それから、子ども読書週間が4月23からあるんですけれども、こういったことも大人の私たちがどれだけ知っているのか。それから、先ほど第3日曜日、家庭の日、これも非常に私たち現場からするとぜひ進めていきたいし、こういったことを呼びかけて、県でも条例化して進めているんですけれども、ちょうど第3日曜日、私、中学校の立場からいうと中体連があったり、いろんな行事がずっとあったりしながら頑張ろうと言っているときに親子読書の日です、家庭の日ですというのなかなか意識してもらえないという部分があります。

ですので、大変有効な手段だとは思いますが、こういった本を読みましようと言え、子どもも大人も、大人もそうなんですけれども、読めと言われると何か読みたくなる、やっぱり自然とおもしろいからどんどん読んでいくというボトムアップというのが基本ではないかなというふうに思うんですね。だから、読書の日ということをおぼわっとするより、こんなの必要なんじゃないかという気運の醸成というのがまず第一ではないかなと。読書推進委員会というのが町でありますので、そういった委員の意見も聞きながら、今後の推進策についてはそういった意見も取り入れながら考えていきたいというふうに感じております。

長くなりました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 教育長がおっしゃるとおりでありまして、私の資料にも、読書が好きな保護者に期待するものとか、読書があまり好きでない保護者に期待するものとか、先ほどありました図書館の利用件数、本の購入をよくするとか、幼少時期における読書習慣の有無

とか、保護者に対して子どもにいろいろありましたけれども、そのとおりだと思っております。ですから、やはり読書週間を言葉にし、町民にそれを知らせることで気がついていただくと。ああ、この頃、本読んでいないなとか、昔読んだなというふうな思い出させていただくということも必要かなというふうな施策の一つに、そう思っております。

そして、先ほど子どものうちでの環境で本がないということがありました。やはり、うちという環境は、ゲームがすぐできる、両親のスマホがある、いろいろやはり趣味的なものの方に走る傾向がありまして、ゆっくり読書というふうなところは非常につらいところの時間帯だと思っております。宿題等でもう十分かなと、本を見るのは。そんな自宅の環境というのはそういうところかなということを聞きますと、やはり図書館なり公共施設で本を親しみさせるという、家庭から少し離れたところで本に親しむ行事というのも必要かなというふうに思っていたところであります。

小学校、中学校、高校と読書に関するいろんな行事等を町としてやっていらっしゃるということは、素晴らしいことで、今後も続けていただきたいと思っておりますけれども、やはりこれからは人生100年時代を迎えまして、心も体も健康に生きる力を養うことが大切で、そういう要素の一つとなります読書というのは、大変大事なかなというふうに思っております。

やはり、子育て環境を整備することは大切でありますけれども、大江町は承知のとおり、少子化、高齢化が進み、全国的にも高齢化率が非常に高く、先進地域とされております。我々が安全で安心して暮らすことが行政に求められているわけですが、医療福祉、子育て環境など、公共施設の新設、維持、管理など多面にわたりまして、伴走型など切れ目のない施策というか、求められていると思っております。

公共施設を利用した各種イベントを開催し、健康促進を町のほうで進めておりますけれども、内容的には舟唄マラソン、町民ゴルフ大会、グランドゴルフ大会、ゲートボール大会、バレーボール大会、綱引き大会、ソフトボール大会ほか、O－STEPなどたくさんのスポーツ大会の参加が求められております。これからさらに高齢化が進む中、町民の何割の方が参加していただくことができるかが重要だと思っております。

心と体の健康は同じように重要です。しかし、心の健康を保つために施設として健康セミナーなど実施をされていると思いますが、まだまだ少ないと思っております。スポーツに比べましてまだまだ少ないのではないかなというふうに思っております。やはり人生100年を大江町で生き抜くために、心の健康増進につながる行事などもさらに進めていくべきと考えております。

実は私も子どもの頃絵本と出会い、漫画と出会い、あまり好きでない教科書とも出会いまして、思春期に興味ある本に出会い、趣味の本を集めたり薦められた本に没頭したり、心が悩んだときに本に助けられたり、人生の指南役として心のビタミン薬として、友達として相談相手として活用してきました。例えば、図書館行事の中に、私の人生の指南役となった一冊……

○議長（宇津江雅人君） 廣野議員に申し上げます。質問の通告に従いまして、簡潔に、何を質問されるのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○2番（廣野秀樹君） 分かりました。大変すみません。

簡潔に質問させていただきたいと思います。

それで、やっぱり生き抜くためには、本が大切と思っております。読書の楽しみなど、自分のプラスになるような行事をこれから町で一層進めていっていただきたいと思いますけれども、その辺、スポーツの大会に比べて心のプラスになる行事等少ないと思っておりますけれども、その辺を増やしていかなきゃならないという点では教育長、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 先ほども申しましたが、様々なご意見を聞きながらたくさんのイベントも今までもやっているつもりではありますけれども、さらに工夫して進めたい。開館してちょうど8年目を迎えているんですけれども、いろいろちょっと調べてみますと、公民館と複合型の図書館で、来館者数としては、ついでに図書館のほうに寄っていたのか、他市町から比べて圧倒的に来館者数は多いのであります。ですから、そのあたりをもう少し活用して貸出し冊数であるとかそういったものを増やせないかなとか、今いろいろアイデアを考えようとしているところであります。

子どももそうですけれども、大人の方の読書もどういうふうに仕掛けていけば皆さん興味を引いていただけるのか、単に蔵書数が増えれば、確かに蔵書数はもっともっと増やしていかなくてはいけないんですけれども、いろいろな施設がありますから、今ネットでも見られる時代ですので、このあたりをどういうふうに読書層を広げていけばいいのか、いろんなご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

ただ、先ほどちょっと言った課題については、私たちが今すぐできる、この場でできる、皆さんに訴えたいということであれば、子どもの周りに今、あまり本がないという数字が出ていますので、ぜひ町議の皆さん、または観客の方もたくさんいらっしゃる、傍聴の方もい

らっしゃるので、ぜひお孫さんに何かプレゼントする際には、ゲームとかそういう駄賃ではなくて、本を10冊とか100冊とか、どんと、おじいちゃん、おばあちゃんプレゼントしていただければ、ぐんと変わるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） それでは、簡潔に総括というふうなことで。山形県教育委員会では、今年の3月に第4次山形県子ども読書活動推進計画を選定しております。これを受けまして、県内の市町村は選定に向けて努力をしているところがありまして、まず鶴岡市、中山町、遊佐町など選定しております。大江町として、いろいろな小中学校の蔵書システム購入、たくさん本を買う、本と親しむことの行事、あと3、4か月児からブックスタートを皮切りに、小学校1年生のブックプレゼント、小中学校での読み聞かせなどを今、実施しておる現状であります。地域住民の参加を得まして、共生ということでも進めている我が町でありますので、これからも新たな活動を含めて実施していくことも含め、他町村に誇れるすばらしい図書館もありますので、子どもから大人まで読書活動を推進するためにはということで、大江町として選定に向けてぜひお願いしたいと思いますけれども、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） ちょっと廣野議員に確認します。

「選定」ではなくて、「制定」です、定める。分かりました。

〔「制定をお願いします」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 読書推進についての制定というのは、条例か何かということ、推進計画ということなんでしょうか。

〔「そうは……」と言う人あり〕

○教育長（清野 均君） 推進について、とにかく頑張っているということをやっぱり示していただくということだと思うので、先ほどから申し上げますけれども、もう少し危機感を持っていろいろな、まずは具体的に何ができるのか、できるところをどんどんしながらやはり読書については非常に難しいのが極めて家庭に関わってくる部分があって、ボトムアップ、雰囲気はどう醸成するかというのが難しいところであります。

以前ですと、子どももたくさんいて、数軒に1軒には必ず子どもがいる、学校で言ったことが大体地域の中で伝わっていくんですけども、今、何十軒に1軒ぐらいしかなくて、

子どもがどこにいるか分からない、つまり保護者もどこにいるか、だんだん学校で取り組んでいることがちょっと伝わっていくのが難しい時代に入ってきましたので、教育委員会としてもいろいろなボランティアの方などを通していろいろな機会でもPRしながら頑張っていきたいなと。そういった後に、いろいろな選定されるような活発な読書活動をしている町だと言われるような町にしていきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） やはり今回、町の読書に関するいろいろな施策や実行、今なさっていることをお聞きしますと、他町村に誇れる図書館、当然すばらしい施設がありますけれども、その利用している方々もさらに増えていっていただいて、入り口の看板に「読書を推進する町、大江町」と掲げられるような、今現在そういう状態になっているのかなというふうに私は感じ取ったわけでございますので、これからも読書の町大江に邁進するように、私も努力をしてまいりますけれども、教育長とともに、ひとつその辺を頑張っていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの9日月曜日まで、議案調査のため本会議は休会とします。

9月10日火曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分

令和6年第3回大江町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月10日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 4 議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議第61号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議第62号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第63号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第64号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第65号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第66号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 決算特別委員会設置及び付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長 代 理	高 瀬 こずえ 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、本日より、本定例会には、金子教育文化課長に代わり、高瀬教育文化課長補佐が出席となりますので、よろしくお願いします。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎議第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おはようございます。

議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の改正により、本条例で引用していた条文に条ずれが起きたために、条文の並びを整理するものであります。

資料4の新旧対照表をご覧ください。

具体的には、本条例第4条で引用している地方自治法第243条の2の2第3項の職員の損害賠償について定める条文が、地方自治法の改正により条が送られ、第243条の2の8第3項となったものであります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第57号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第57号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

それでは、議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細をご説明申し上げます。

このたびの大江町国民健康保険条例の改正は、令和6年12月2日の国民健康保険証の廃止に伴い、被保険者証について記載されている条文を改める改正が主なものになります。

資料6の新旧対照表をご覧ください。

第5条の改正は、国が示す診療報酬が改定されたことに伴う引用箇所の項ずれを改めるも

のです。

中段の第8条の改正は、文言の整理になっております。

1ページの最後の行から2ページにかけての第14条が被保険者証に関する改正になります。
被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に関する文言を削る改正を行っております。

最後に、2ページの附則につきましては、文言の整理になっております。

以上ご説明申し上げましたが、法律等の公布に伴い、本条例の改正については令和6年12月2日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第58号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第58号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、詳細についてご説明いたします。

山形県後期高齢者医療広域連合規約につきましては、地方自治法の規定に基づき広域連合の組織及び運営等の基本事項を定めるものであり、規約の変更にあたっては、全市町村議会の議決のほか、県知事の許可または県知事への届出を要するものとされております。

今回の広域連合規約の一部変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正等により、被保険者証が廃止されるに伴うものであります。

令和6年12月2日以降、被保険者証及び長期にわたる保険料の滞納者に対して交付される資格証明書は交付しないこととなり、マイナンバーカードによる保険資格の確認、いわゆるマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただくことが基本となります。ただし、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方などについては、資格確認書を交付することとなります。また、資格証明書の交付に代えて特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付することとなります。

こうした法改正に伴う事務内容の変更に対応するため、規約の一部変更を行うものであります。

それでは、お手元の資料7、新旧対照表をご覧ください。

別表第1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第59号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第60号から議第66号までの一般会計、各特別会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。
なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

◎議第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第4、議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正のうち、本郷東放課後児童クラブ指定管理料は、令和7年度からの指定管理の更新に向け、本年度中に指定管理者を決定する必要があることから、公募を開始するに当たって債務負担の限度額を設定するものです。また、J R左沢線開通記念事業は、令和7年4月のイベント開催に当たり、その準備に着手するための手続であり、都市計画事業は、本年度と来年度の2か年をかけて都市計画用途区域の見直し作業を行うため、限度額を設定するものになります。

6 ページをお開きください。

第3表地方債補正のうち、道路整備事業と橋梁整備事業は、国庫補助金の交付決定に伴い、事業費を精査し、限度額を変更するものです。土木施設災害復旧事業は、町道山田原市野沢線地滑り災害復旧事業の事業費変更に伴い限度額を変更するものです。また、集落活性化支援事業と都市計画事業も、事業費の精査による限度額の変更であり、臨時財政対策については、本年度の発行可能額が確定したことにより減額としています。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明をいたします。

例年、9月補正で職員人件費の調整をしておりますが、本年4月の人事異動に伴う職員の給料、各種手当及び共済費の各費目間の調整などそれぞれ増減要因を反映させた結果、一般会計の人件費総額は241万円の減額となりました。

特別会計を含めた総額では345万円の増額となっています。

なお、費目ごとの説明は省略させていただくとともに、特別会計の繰出金についても、一般会計での説明は省略をさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、歳出予算から説明いたします。

10ページをお開きください。

1 款議会費は105万円の減額です。全て人件費の調整による補正となります。

2 款総務費は9,986万4,000円の増額です。

1 項 4 目財産管理費の財政調整基金の追加は、地方財政法第7条の規定で義務づけられている前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てるため、必要額を計上しました。

5 目企画費は、道の駅のオープニングイベントを開催するための経費を計上するとともに、準備業務委託料や備品購入費を精算により減額しています。まちづくりチャレンジ応援事業補助金は、当初2団体分を計上していましたが、4団体から申請があり、いずれも適格と認められることから、不足分を追加したものになります。

11ページをお開きください。

6 目電子行政推進費の情報通信基盤設備移設工事費の追加は、県道大江西川線の貫見一沢口間の旧道沿いから電柱が移設されるのに合わせて、光ケーブルの移設工事が必要になったものです。

8 目移住定住促進費は、町内の空き家の利活用が順調に推移し、改修や仲介手数料等に対する補助金が不足することから、所要の経費を追加するものです。

12ページをお開きください。

3 款民生費は1,552万9,000円の増額です。

1 項 1 目社会福祉総務費の冬の生活応援事業費は、今般の物価高の影響を踏まえ灯油等購入助成費を追加するものであり、国民健康保険特別会計繰出金及び2 目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金の追加は、人事異動に伴う人件費と事務費の変動分などについて調整を図るものになります。

13ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費及び2 目児童措置費、4 目児童福祉施設費の返還金は、子育て関連の過年度分国庫補助金等の精算に伴うものになります。また、放課後児童健全育成事業委託料と本郷東放課後児童クラブ指定管理料、民間立保育園特別保育事業委託料の追加は、国から交付される交付金の基準額が増えたことに合わせて追加をいたしました。

4 款衛生費は2,214万6,000円の増額です。

14ページ、ご覧ください。

1 項 2 目予防費の予防接種委託料は、10月から開始される新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を実施するための追加となります。

6 款農林水産業費は1,153万4,000円の増額です。

1 項 1 目農業委員会費の地図システム等処理業務委託料は、農地集積を図るため年度内に地域計画を策定するに当たり、目標地図を作成するためのシステムの構築をするものになります。

3 目農業振興費の町産米オリジナルパッケージ作製委託料は、主にふるさと納税で活用している5キログラム用の米袋を増刷するものになります。元気な地域農業担い手育成支援事業補助金は、県の補助を受けて農業機械を購入するものであり、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金は、国・県の補助を活用して、昨年と今年の2か年ですもも団地を整備するものになります。本年度は、約1.7ヘクタールを予定しています。

15ページをご覧ください。

5 目農地費の修繕料及び農山村地域環境施設維持修繕等工事費は、小倉交流館や蛍水ふるさと広場の修繕を実施するものになります。

町単独土地改良事業補助金の追加は、7月の大雨で被害を受けた農地の復旧に対する補助金となっています。

下段からの7 款商工費は1,214万8,000円の増額です。

1 項 2 目商工振興費は、物価高騰対策としての町民 1 人当たり 5,000 円の商品券配布に続いてプレミアム付き商品券事業を実施するもので、今回のプレミアム率は 30%、販売開始は 10 月を予定しています。

16 ページをお開きください。

3 目観光費の健康温泉館改修工事費は、温泉館の源泉水位センサーなどの設備に不具合が生じているため早急な対策が必要になったものです。最上川舟唄保存会補助金は、舟唄の継承と活性化に資するためとして寄附金を頂きましたので、その活動を行っている保存会に補助金を追加交付するものになります。

8 款土木費は 2,819 万 2,000 円の増額です。

2 項 2 目道路維持費は、町道の維持補修工事 2 か所分の経費を追加するもので、3 目道路除雪費は、除雪機械が古くなっていることで点検費用や不具合箇所が増えていることから、降雪期前に修理し、万全の除雪体制を整えるものになります。

6 目橋梁維持費は、国庫補助の交付決定を受けて事業内容を精査し、調整をしたものです。

4 項 1 目都市計画費は、百目木地区の堤防整備に関連して都市計画区域の用途区域を見直す必要が生じたことから、来年度までの 2 か年をかけて見直し作業を行います。

2 目公園費は、山形新聞社の最上川さくら回廊事業により、森ノ宮公園に桜を植樹するための環境整備費用になります。

5 項 2 目住環境整備費は、百目木地区の移転団地と藤田地区の新たな住宅団地整備に向けた事業費が必要となったことから、宅地造成事業特別会計への繰出金を追加するものになります。

18 ページをお開きください。

9 款消防費は 1,324 万 6,000 円の増額です。

1 項 2 目非常備消防費の消防車両等運転免許取得事業助成金は、中型免許取得とオートマ限定免許の解除を支援するもので、5 人の団員の申請を見込んでおります。

3 目消防施設費は、2 か所の消火栓更新等に係る水道事業会計への負担金追加になります。

4 目災害対策費のうち防災行政無線改修等委託料は、火災発生時のサイレンが現在は町中心部でしか聞こえないため、町内全域で聞こえるよう改修をするものです。また、防災行政無線改修等工事費は、総務費でもご説明したとおり、県道大江西川線の電柱移設に伴い光ケーブルと一緒に移設を行うものになります。災害対策用備品購入費の追加は、県の全額補助を受けて災害ボランティア活動用の簡易トイレを購入するものになります。

下段からの10款教育費は319万1,000円の増額です。

19ページ、ご覧ください。

2項1目小学校管理費及び3項1目中学校管理費の施設整備等工事費は、共同アンテナや消防設備の不具合箇所を改善するものになります。

4項2目公民館費の自治公民館整備費補助金は、地区公民館の改修に関し緊急性のある案件があったため、追加をするものです。

20ページをお開きください。

中段の11款災害復旧費は3,355万1,000円の減額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、公共災害の補助事業で復旧に取り組んでいる町道山田原市野沢線の地滑り災害について、事業費の精査により調整をするものです。

2項1目農地、農業用施設災害復旧費は、7月の大雨で被災した農地2か所について、公共災害での復旧を目指すための設計委託料と、県の小規模災害復旧による農道の復旧工事1か所分となっています。

下段からの13款諸支出金は575万1,000円の増額です。

3項1目上水道公営企業費及び2目下水道公営企業費は、人事異動に伴う人件費の変動分などについて調整を図るものです。

以上が歳出予算の概要であります。

7ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

12款分担金及び負担金の災害復旧事業費受益者分担金のほか、14款国庫支出金、15款県支出金、17款寄附金、20款諸収入及び21款町債は、歳出予算で説明した事業に充当する特定財源になります。

このうち、町債の臨時財政対策債については、本年度の普通交付税が確定したことで発行可能額も760万円で確定したため、減額調整するものになります。

8ページ下段からの18款繰入金は、各特別会計の令和5年度決算確定に基づく精算処理になります。

19款繰越金は、令和5年度決算に基づき未計上の額を全て計上したもので、このほかに繰越明許費に係る繰越金が4,198万円あります。

このほか、不足する財源を補填するため、7ページ、10款普通交付税を4,390万7,000円追加し、歳入総額を調整いたしました。

以上が令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）の主な内容になります。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第60号の質疑に入ります。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

11ページお願いいたします。

2款1項5目の中の12委託料の中に、急速充電器保守運用委託料38万5,000円と、次の17備品購入費の1,051万1,000円減についてお伺いをしたいと思います。

まず、上のほうですけれども、道の駅の電気自動車の充電器のための保守委託料と思うんですけれども、令和6年度、来年の3月までの金額になっているのかということと、次、下のほうの道の駅の備品なんですけれども、予算幾らに対してのこの減額か、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 2点のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、11ページになりますけれども、2款1項5目12節委託料の急速充電器保守運用委託料につきましては、新しい道の駅に1台新設で設置しております。それを10月から稼働させていただきますので、その分の、年額で38万5,000円ですので、10月から来年の9月までの1年間で38万5,000円というような委託料となつてございます。

あともう1点、17節備品購入費につきましては、予算額が1億3,818万2,000円に対し、減額で1,051万1,000円というような形になってございます。これにつきましては、備品購入全て道の駅に関する備品購入費でございまして、そのような状況になってございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

急速充電器なんですけれども、1年間ということは年度をまたいでの契約となると思うんですけれども、経理上というか、区切りのいい3月まで、来年の3月までとかというふうにならないのかな。それで経理上支障ないということであればいいんですけれども、そのことをお聞きしたいのと、道の駅の備品のほうですけれども、入札でこの業者は決まっていると思うんですけれども、何社が業者入札になって、請負業者はどこかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

まず1点目、急速充電器保守運用委託料につきましては、これは先ほど申したとおり1年間の年額で一括払いというような契約を想定しておりますので、1年間で、年度はまたぎま

すけれども、1年間の分を10月にお支払いするというような状況になってございます。

あともう1点、契約の入札の業者、指名業者と、あと契約業者ということですから、こちらのほう、契約案件で700万円以上の備品購入につきましては議会のほうにご報告させていただいておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

そのほかに、契約案件でない部分については2件ほどございます。全部で6件ほどの入札と見積合わせというふうになってございます。公表しておりますので、ここでお話をさせていただいても結構ですけれども、まずは、道の駅おおえ生ごみ処理機購入事業につきまして、これは1社しか対応できないというところがありましたので、随契で契約させていただいております。これは寺岡システムでございます。あと、もう1点が、道の駅おおえ大型除雪機購入事業でございます。こちらについては、入札を行った結果、株式会社ますやモータースさんに決定しているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 充電器の耐用年数は何年かということをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

詳しい耐用年数については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、大体使えるうちは使っていきたいというふうに考えているところでございます。ただ、古い充電器については平成25年に設置したかと記憶しておりますので、大体10年程度かなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質問ありませんか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） すみません。ただいまの藤野議員と同じようなところの質問をさせていただきたいと思いますが、道の駅の備品購入費で1,000万円ほど減になっております。具体的にどのようなものが減の対象になったのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

先ほどお話しさせていただいたとおり、全部で6本の契約を結ばせていただいております。

その中で、落札率、こちらのほうも契約案件のときには議会のほうに金額と落札率を申し上げていることではありますけれども、同じようなご説明になるかと思っておりますけれども、入札で一番大きいのが厨房、ベーカリー厨房及びバックヤード機器導入というところでは、こちらのほう予算額で1,993万2,000円のところ1,650万円の入札していただいたということで、落札率では約83%となっております。あとは、金額の大きいところでは、家具、什器購入事業につきましては5,676万円の予算額のところ5,280万円ということで、95%程度の落札率となっておりますので、その2つが一番大きいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） すみません、多分聞き方悪かったと思うんですけども、私が聞きたかったのは、例えばこれだけのものを納入する、それが使わなくなった、例えば要らなくなったというような形の私は考えであります。これは早い話、結局、予定価格に対して入札でこれぐらい安くなったということの考えでいいんですよね。

はい、分かりました。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

11ページ、お願いします。

2款総務費、1項の中段辺り、18節の負担金、補助及び交付金ということで、まちづくりチャレンジ応援事業ということで、先ほど2団体がプラス2団体で4団体ということでお聞きしましたけれども、その事業内容とその詳細をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） まちづくりチャレンジ応援事業についてお答え申し上げたいと思います。

まちづくりチャレンジ応援事業については、今年度から新規の事業ということで立ち上げさせていただきました。当初予算では2件というようなことで、2件の30万ということで予算化させていただいたんですけども、申込みをした結果、4団体から申込みいただいたという内容でございます。

それで、不足分を追加しているという内容でございますが、それぞれ4団体の事業内容ですけれども、1つ目は、不登校やひきこもりの対策についてを考える勉強会をしたいという

ことでの補助と、あとは、もう1団体については、JR左沢線を音楽で盛り上げていきたいというようなことでオリジナルソングをつくっていききたいという団体、あともう一つは、高校生・大学生の進路、就職、働き方についてを支援していききたいというようなことで、そういったことでの事業をやりたいということ、あとは、湿地の環境、教育活動をやっていききたいということで、生物の多様性の重要性を普及啓発していききたいというようなことで、そういった4団体の活動に対して補助をさせていただきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番です、ありがとうございます。

その4団体のうちにいろいろ事業をお聞きしましたがけれども、単年度で終わるのか、継続事業で終わるか、その辺は、今の段階で分かる範囲でお聞きしたいなというふうに思っております。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 補助金を受けた段階においては、各団体とも来年度以降も継続してやっていきたいというような意向ですので、そういう意向だそうです。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 16ページ、7款2項の18節、プレミアム付き商品券補助事業の847万5,000円についてお伺いします。

これは町内、町民だけの販売なのでしょうか。ちょっとこの辺、お聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） プレミアム付き商品券のことについてのご質問でありますけれども、まずは趣旨としては、このプレミアム付き商品券については、物価高に対しての町民の生活支援というようなことでの目的でプレミアム付き商品券を発行していくというような考えでおりますので、まず第一段階としては、まず町民の方を優先に申込みを取ると。その後、拡大して、町外の方で町内にお勤めの方に対しても購入できるというようなことで、ステップを踏んでさせていただきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） すみません、ありがとうございます。

やはり新しい道の駅ができるわけなので、あと、ぷくぷくパークもオープンしていますし、やっぱりその辺、町内に勤める方で使っていったって盛り上がっていただければいいなと思って。

ぜひとも検討していただきたいと私は思っています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今の菊地議員の質問に対して、再度お尋ねしたいと思います。

委員会のほうでも課長のほうにお伺いいたしましたけれども、今、菊地君が言ったように、町内の方だけですかということに対して、最初は一次募集みたいな形で町内の方で、余れば町内に在住している町外から働きに来ている方ということでの答弁だったと思います。委員会のほうでもお話ししましたが、そういうふうな1段階、2段階というもののくくりというのかな、あれをつけないで、当初からやはり大江町で働いている町外の方にもそのプレミアム商品券というものの発行をしてはどうかと考えております。

というのが、やはり町のほうに町外から働きに来ている方が結構おります。役場の中にも、調べていただいたら、町外から来ている方が39名いるそうです。ここから先は、そのプレミアムチケットを購入したと、町内の方が購入した。これから例えば忘年会、新年会、そういうふうな時期に入ってきたときに、例えば役場の方のことを言って大変申し訳ありませんけれども、役場の職員の町内の方が町内のお店に行ってプレミアムチケットで料金を支払う。町外から来ている職員は現金で支払う。これはちょっといささかおかしいんじゃないかと。また、同じ町内の企業に勤める方にしても、やはりプレミアム商品券を買っていただいて、町内のお店に行ってもらって、新たな需要というのかな、そういうものを広げてもらう、そういう考えで、やはりある意味、町内での外貨獲得、そういうようなものもやはり考えていかなければならないのではないかと考えております。

プレミアム商品券に関しては、今年度も山形のベニp a y、寒河江のチェリンp a yなどで、やはり市内、市外に向けて発売している自治体もありますし、昨年度は西川町でも暮れに、いわゆる電子マネーかな、そういうものを使って町外に販売していて、かなりの西川町の商店などが盛況だった、また、飲食店も盛況だったという話も聞いております。私の町だけでそのプレミアム商品券を消費するだけでなく、物価高騰に対する、町民に対する恩恵となるということは分かっておりますけれども、外貨を導入して、町内のいわゆる商店、事業所のさらなる活性化を図るのであれば、町外からでも販売をして来ていただくということも考えてのプレミアム商品券であるべきとは思っておりますが、その辺のところ、課長はどういうふうに考えておりますでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） お答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、このプレミアム付き商品券については、物価高に対する町民の生活支援というものを第一に考えております。関野議員からも発言ありましたけれども、物価高に対するというのは理解しているということでありましたので、それは、私どもとしてはまずそれを優先させていただきたいと思っております。そういうことでは、まず町民の方を買っていただきたいということで優先を、まず町民の方を限定に販売させていただくという形にさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

経済対策というようなことでのその商品券発行ということも趣旨としては分かりますけれども、そういうことを考えるとすれば、もうちょっとやり方も考えてとか、様々な、隣町さんでやっている電子マネーを使った商品券の発行とか、様々な形が考えられるかと思いますが、まずは、今年度については、プレミアム付き商品券については町民の物価高対策というようなことを重点にさせていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今、課長のほうから町民の生活支援という話がありましたけれども、これは商品券配布で実際問題もう夏前にやっていることですよね、1人5,000円ずつ。これが本来である生活支援、これが多分、商品券配布イコールだと思っております。プレミアム商品券に関してはやはりちょっと考えが違う、いわゆるそのところをしないと。毎回同じことを生活支援、生活支援で、名前だけ変えて、商品券の生活支援、プレミアム商品券の生活支援。プレミアム商品券というのは、プレミアムをつけることによって必要な方を買っていただく、いわゆる経済を活性化させる、そこが一番のメインであって、生活支援ではないんですよ、これは逆に言えば。町民が全員買うわけじゃないんです。その部分はもう商品券配布ということで、うちの町では1年間に1回ぐらいずつ今現在やっているわけです、コロナの中で。それにプラスしてプレミアム商品券も年に1回、そういう形で出してもらっています。大変ありがたい事業になっているわけです。そのところを、同じく課長が解釈しているのであれば、ちょっと違うんじゃないかと。

プレミアム商品券に関しても、以前は、町内の事業所に勤めている町外から働きに来ている方たちも購入できたはずですが。これは多分、前の、名前は変わったと思いますが、鈴木課長のときに多分そういうことをやっていたということは、ちょっと調べたら鈴木課長の名前が多々出てきたと思います。そういうことで、どこからその町民だけのプレミアム商

品券になったのか。その辺のところを少しやはり、今回はコロナもある程度収まってきているということで、町外から来てもらっている方にも使ってもらえるような、頭からすることは別に難しいことじゃないんじゃないですか。

それは、やはり今回のプレミアム商品券やりましょうというぐらいの、やってみましょうというぐらいのことをまずやらないと。何でもかんでもこれまでやってきたものでやってしまう、やってしまうじゃなくて。そういう声があるんですよ、町外から働きに来て、何で俺ら買えんのと。多分、役場の職員の方でも言わない人がいると、言えない人がいると思います、本当は買いたくても。山形から来ている方、寒河江から来ている方。多分本音ではそういうことなんですよ。それをひとしく同じく、まずは町で働いている人にプレミアム商品券買ってもらえるということをやりましょう、やってください。どうですか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 意見をいただきありがとうございます。

プレミアム商品券の部分については、先ほど課長が申し上げたような趣旨で行っているというふうなことは理解いただけるのかなというふうに思います。その生活支援、それから経済活動というふうなことを両面持ち合わせている事業だというふうに思っております。ただ、実際これまでもプレミアム商品券を販売した中で、買いたくても買えなかったという町民の声もありました。そういった中で町が行う事業として、町民の方に生活支援として、その部分を支援するという形で行っているという趣旨の下で、そのところをまず第一に考えていきたいという思いであります。

やっぱり町民の方が買いたくても買えなかったというのはできるだけ避けるべきではないかというふうに思うので、先ほど課長が説明したとおり、まずは町民の方を対象にして販売をする、そして第2段階としてというふうな、こういうやり方、以前にやったのもそういうやり方だったというふうに思います。ぜひその辺のところ、今、関野議員から提案のあったような内容で進めていくというふうなことになる、もう少し商工会のほうなり、会員の方、事業主の方との調整をやらないと、その部分はなかなか別な意味での問題もあるのかなというふうに捉えておりますので、今回の部分については、今、課長が説明したような内容で進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） この3回目の質問が終わった後に町長どうですかと言おうと思ったん

ですけれども、町長のほうから今手を挙げて、町長のほうから回答いただいたというか、課長をかばうような回答をいただいたわけでありましてけれども、町長、でも、これよ、考えて。狭いのよ、了見が、うちの町は。これ、生活支援とかというなら、これプレミアムやめて、もう一回、年度末に向けて商品券配布すればいいわけよ、理屈は。生活支援と言うんであれば。だから、そこの理屈というのはへ理屈、理屈になるんだけど、合わないよ、やっぱり。

プレミアム商品券というのは、多分、町の担当課の職員の方、また、町長もプレミアム商品券の販売したことがありますか。私らは、いわゆる商工会の中でプレミアム商品券の販売のときにお手伝いに行って、町民の方が何枚下さい、何枚下さいとかってあるんですけども、やはり例えば今回、多分10枚、いわゆる1万円、というか5万円ぐらいを予定していると思うんですけども、5万円がない買う人、または5,000円くらいしか買えない人、様々な人がいるわけですよ、プレミアム商品券に関しては。

それに関して、前回は大変好評だったということで、申込みにつき予定数をオーバーしたということで、当初マックスで10枚買えるというものが多分7枚か6枚になったと思っています。そうやって、欲しい人に関して、やっぱりみんな平等に買ってもらえるというような政策を取ったということはあったと記憶しています。その中で、町長が言ったように、町民の方の人から買っていただきたいと言うんであれば、いわゆる5枚までとか買えないとか、またはプレミアムをやめて、町民のためを思うんであれば商品券にする。これが一番道理に合っていると思います。

プレミアムにして、また同じようなことで町民だけでやっちゃうからって、多分欲しい人は買うわけですよ。10口や10口。でも、欲しくてもお金が足りない、お金があまりないという方は1口とか2口、それでも1,500円のプレミアムをもらって喜んでいるわけです。やっぱり買物、これで少し余計できるとか何ができる。そんなこと考えるんであればプレミアムをやめて商品券にしてもらったほうがすっきりするし、やはりプレミアムにするのであれば、やはりここは町のそういうちょっと小さい考えじゃなくて、町内に働きに来ている方は買ってきたらいいんじゃないかと、最初から。その代わり10口じゃなくて5口にするからとか。そんなことをして、そういう方がプレミアムの商品券を買って町の中を回ってもらう、それがやっぱり経済効果にもなるし、町民のための生活対策になるんじゃないかと思っています。

その辺のところを10月から販売したいって、なかなか日程的には難しいと思いますけれど

も、今までもこういう意見があったにもかかわらず何も対策を考えないから同じことをすればいいんじゃないかとしてきた、多分それがちょっと町のほうも考えが違うんじゃないかなと思います。その辺のところをすっきりして、やるんだったら商品券で町民全員にまた配布しましょうよ。そのほうがいいと思いますよ。ただ、予算的には大きく変わりますけれども、800万と3,000万じゃ全然違いますけれども。

やはりそういうふうにするのが、今言った生活支援だったら商品券、それで経済対策とかそういうふうに見るんであればプレミアム商品券として、町内にいる人、町内に働きに来て人限定でもいいです、ほかにまず出すということはうちの町ではできないと思いますので。町内に働きに来ている人、せめてその方たちが買えるようなことで今回のプレミアム付き商品券はやっていただきたいと思います、最後になりますけれども、同じような回答が返ってくると思いますが、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 課長もしゃべりたくているようですけれども、お話ししている点は恐らく皆さんも分かっている部分がありながらも、もう一歩前に進めないかという、そういう議論なのかなと思って聞いております。やはり数を少なくせず、広げる、多くの方から買ってもらうためには数を多くしなければならないというふうなことになります。前回のお話でありましたけれども、10枚限度というのも8枚に抑えさせていただいて、何とか町民の方の皆さんの要望に応えさせていただくような、申込みに応じた形にさせていただきました。

ということは、それをかなり数を抑えながらというふうなことは、お一人当たりに還元するといいますか、プレミアム分として渡るところが少なくなるというふうなこともつながります。そういったことをトータル的に考えている中で、私たちは今回、プレミアム商品券というふうな形で実施させていただくプランを提案させていただいているというふうなところ です。

また、先ほど全員にまた商品券を配ったらいいのではないかと、これは希望的な要望だというふうに思っておりますけれども、前段そういうふうなことをやりながら後段プレミアム券というふうなことで、2段階のような形で進めているというふうなところであります。

先ほども申し上げましたけれども、これから大きく制度を変えてやっていくというふうなことでは、関野議員のお話ばかりではなくて、いろんな関係者のお話を聞きながら、そのところは整理していく必要があるんだというふうに思いますので、今回の実施については先

ほどご説明申し上げましたような形で、まずは取り組んでみたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

歳入面でちょっと確認したいと思います。歳入のページで7ページをお願いします。

7ページの国庫支出金ということで、14款、物価高騰に対応する地方創生臨時交付金というのが365万、これはプレミアム商品券に対する国からの補助の一部かなと感じるんですけども、ちょっと確認したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 7ページの14款2項1目4節、歳入。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 失礼しました。この充当先であります、今質疑がありました

7款1項2目の商工振興費のプレミアム付き商品券事業に充てる国庫支出金になります。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 計算してすると、あとの残りは単独財源ということで考えていいのかな。ちょっとその点、お願いします。例えば、プレミアム商品券を発行するのに、先ほど800万と聞いたかな。その残りというのも後に残れば単独財源、自主財源かな、自主財源を使うということとを考えていいんですか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） では、私のほうからご説明したいと思います、今回のそのプレミアム関係については15ページの一番下の商工振興費ということで、補正額が884万3,000円という補正額になっております。そして、その財源の内訳としまして365万円ということで、先ほどの国の臨時交付金が充当になっておりまして、その残り、519万3,000円が町の一般財源の持ち出しというようなことになります。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） いろいろな考え方があるかと思いますが、やっぱり町の財政を投入しているという形であれば町民を優先していただいて、それをやるのが私にとっては正解かなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 回答は要らないですか。

ほかに。

5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） 19ページ、お願いします。

教育費になりますけれども、10款 2 項の小学校費と、その次、中学校の14工事請負費の施設整備等工事費 2 つ、小学校のほうが82万5,000円で中学校のほうが57万7,000円について伺います。先ほどの説明で本郷東小の共同アンテナと消火設備というふうにお聞きしたような気がしますけれども、この詳細と、中学校のほうの詳細も再度お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長補佐。

○教育文化課長補佐（高瀬こずえ君） では私のほうから、ただいまありました教育費のほうの施設整備等工事費についてお答えさせていただきます。

最初に、10款 2 項 1 目の小学校の学校管理費の施設整備等工事費（追加）の82万5,000円ですけれども、こちらのほうは、本郷東小の敷地内にあります共同アンテナの受信増幅器の交換工事に係るものでございます。10款 3 項 1 目中学校費の学校管理費の施設整備等工事費の追加57万7,000円につきましては、大江中学校の防火シャッターの修繕に係る工事請負費になっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） 今、小学校のほうですけれども、支障を来していると思うんですけれども、どのような状態になっているのかということ、中学校のほうですけれども、年 1 回、定期報告というのはしていると思うんですけれども、その結果、分かってのことか、伺います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長補佐。

○教育文化課長補佐（高瀬こずえ君） ただいまの質問にお答えいたします。

小学校のほうの共同アンテナなんですけれども、こちらのほうは業者さんのほうに仮修繕という形でしていただいております。ただいまこちらのほうの共同アンテナが使えるような状態に仮に復旧させていただいております。中学校につきましては、議員さんのおっしゃるとおり消防設備点検の結果、見つかった修繕箇所でございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

2 番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

14ページお願いします。

4の衛生費の2目予防費ということで、12節委託料、これはコロナで5類になる前は全世界帯に對しまして接種の義務ということで、はがきなりそういう連絡等がいったかと思うんですけれども、これ1,600万くらい少なくなって1,888万ということで、多分65歳以上の高齢者、もしくは持病疾患がある方に対しての、今11波ということで当町もコロナは少しはやってきているなというようなところでありますけれども、大体いつ頃どのように町民に、65歳以上と疾患のある人なので、そういうのを選んで送付ということでないか、もしくはお知らせ版とかそういうものを利用して、政府のこういうやりなさいということもあるのかもしれませんが、時期とやり方の詳細などをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

今回の新型コロナのワクチン接種につきましては、実施期間につきましては10月1日から来年の1月31日までの期間となっております。ご案内のとおり今回からは定期接種という形になりますので、これまでのように個別のご案内は差し上げません。インフルエンザと同じように今回で補正予算が議決されれば、その後速やかにホームページ等で対象者なり接種費用等についてご案内を差し上げたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です、ありがとうございます。

そうしますと、大体接種の自己負担率3割くらい、そこも今ははっきり言っているのかどうか分かりませんが、お聞きしたいと思います。最後によろしくをお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

今回のワクチン接種の接種費用につきましては、国で示されているのが1件当たり1万5,300円となっております。それに対して8,300円の国庫補助が入りますので、本来自己負担金は7,000円になります。ただ、そのうち町単独ということで2分の1の3,500円を助成したいということで、町民の方からは3,500円で接種を受けられるように、これから郡の医師会とか県の医師会と現物給付ということで受けられるように調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です、ありがとうございます。

最後と思ったんですけども、追加の最後でお願いします、接種の場所というか、そういうところは自分が主治医に通っているところで、その接種券とか持って行って、その町からの単独のそういうものをいただけるのか、それとも町でここに行ってくださいという接種場所を設定される予定なんですか。それを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回は先ほども申しましたとおり定期接種になりますので、インフルエンザと同じようになります。ですから接種券は発行いたしません。各個人がかかりつけ等に相談をしていただいて、そこで接種をしていけば予約をしていただいて接種を受けていただくという形になるかと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） はい、4番。

16ページ商工費の中の観光費、所管でありますけれども、ちょっと確認させていただきたいと思いますので、質問させていただきます。

工事請負費の健康温泉館改修工事費245万、これ説明ありましたとおり、何かのメーターが壊れたとか何かということではあるんですけども、課長、健康温泉館、公社が担っているわけでしょうけれども、柳川温泉、テルメ柏陵、大山公園等、全部担っているわけでありまして、温泉に関しては、これ毎年毎年壊れますね。温泉施設の成分がこれ邪魔していると、いろんな電気機器に邪魔をしていると思いますけれども、そういう中で、昨日、水道会計の決算もありまして、水道料金が4年度から5年度、5年度はコロナが解禁みたいな感じで、ばんばんと温泉に入っているのかなというところの裏づけの水道料が、そんなでもないんですよね。その4年度と5年度に使っている水道料が。

そういう中で、そんなにたくさん、来てはいただいていると思いますけれども、そんなんでないような中で、議会のほうに承認もらう前の20万、30万というお金はあるかもしれないんですけども、この温泉施設に限っては壊れるものだという想定の中で、公社のほうで、順次、次、6年度になったら、7年度になったらこれを改修していかなきゃならない、これを工事していかなきゃならない、そのような段取りのよさの見立てをしているようなところはないんでしょうかね、伺います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 温泉施設、テルメの温泉改修工事の件でありますけれども、町の産業振興公社が担って管理運営していただいておりますけれども、修繕に関しては公社と、いつもこの時期に、来年度以降どういったところを改修するのか、その次の年は一体どういったことをするのかといったことで、年度別に計画を立てながら打合せをさせてもらいながら、どこをどう修繕して、大規模修繕はしていこうねというようなことでご相談をさせていただいております。

ただ、今回も、補正予算に245万円ありますとおりに、突発的に様々な不具合が生じて改修をしなければならないという状況に入っております。菊地議員の言われるとおりに硫黄分が多いという泉質の舟唄温泉でありますので、その湯気が出たり、あとは、水を扱っているというようなこともありますので、劣化がかなり早いというようなこともありまして、なかなかその計画どおりにはいっていないというような状況でありますけれども、なるべく順次計画どおりに修繕したいというようなことでいるところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） はい、ありがとうございます。

私たちも、ずっと10年計画で全部直すような形にしております。予期せぬところは多々出てくるとは思いますけれども、誰が一番迷惑を被るのかなというところを最大限に考えていただいて、お客様に負荷がかからないような運営体制をきちっと構築していくことが大事だと思います。そういう観点からも、きちっと部品と設備と壁紙等全てにおいて、ドア1枚からきちっと総点検をしていただいて、段階よく、いい施設になれるよう取り組んでいただきたいと思いますので、回答は要りません、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

15ページをお願いします。

6款の農林水産業費ということで、上のほうの18節のかがやく果樹産地づくり強化事業ということで、先ほどもすもも団地というふうにお聞きしたんですけれども、場所とか面積とかそういうのは、その辺お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） かがやく果樹産地づくり強化事業、議員おっしゃるとおり、昨年度から取り組んでおりますすももの団地造成の事業でございます。今年度につきましては、

場所は堂屋敷地区1か所と小見地区1か所、あと三郷地区2か所ということで、計4か所で約1.7ヘクタールについて造成予定でございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番です。ありがとうございます。

その場所を選定するのに、ここは今まで休業地というか、荒れてる土地をお借りして、そして移住者向けでよろしいんですか、その貸す相手というんですかね、利用する農家の方は、どのような方がそこで利用して、スモモを生産するのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 造成する場所につきましては、一部現在耕作していない場所を造成したり、あるいはほかの品目が植栽になっているところを改植するなどの整備になります。そこを今後生産する方については、今、議員がおっしゃったとおり、主には新規就農者の方について、あるいは場合によっては今後大江町のほうに来て新規就農をしたいという方も含めて、そういった方々に耕作していただきたいということで準備をしているというふうなことでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番です。

そうしますと、今現在必要とされているので、ぜひ欲しいので整備してということではなくて、これから大江町に移住なさるとか、こういういい場所が今度できたのでちょっと増やそうかなということで、そういうその先取りでやっていらっしゃるということで。最後の質問です。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今回造成する団地につきましては、今、既にスモモを耕作している方と、あと今後新たに独立する方ということで、両方について、今回の団地については今後耕作していただくということになります。

○議長（宇津江雅人君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第60号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第4号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 先ほど、一般会計補正予算（第4号）の詳細説明の中で、7款1項2目商工振興費のプレミアム付き商品券事業の部分ではありますが、販売開始を10月とご説明いたしましたが、正しくは、事務手続は10月から開始するものの販売開始は12月ということでした。おわびの上、訂正をさせていただきます。

◎議第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第61号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第61号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きくだ

さい。

1 款 1 項 1 目一般管理費536万8,000円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費517万円と、出産した被保険者の産前産後の国民健康保険税免除に係る国県負担金の交付申請に必要なシステム改修費19万8,000円を追加補正するものであります。

7 款 1 項 3 目償還金1,609万4,000円の増額は、令和5年度の実績に基づき、保険給付費等交付金に係る返還金1,608万9,000円と、出産育児一時金臨時補助金に係る返還金5,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金19万8,000円の増額は、歳出の1 款 1 項 1 目一般管理費536万8,000円のうちシステム改修費19万8,000円と同額を計上するものであります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金517万円の増額は、歳出の1 款 1 項 1 目一般管理費536万8,000円のうち人件費517万円と同額を計上するものであります。

6 款 1 項 1 目繰越金3,143万1,000円の増額は、令和5年度決算見込により追加補正するものであります。

5 款 2 項 1 目基金繰入金1,533万7,000円の減額は、6 款 1 項 1 目繰越金3,143万1,000円から、歳出の7 款 1 項 3 目償還金1,609万4,000円を差し引いた額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第61号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第61号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第62号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第62号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金277万1,000円の増額は、令和6年度に山形県後期高齢者医療広域連合へ納入することとされている令和6年3月から令和6年5月の保険料収納分を追加補正するものであります。

3款2項1目一般会計繰出金1万円の減額は、令和5年度決算見込によるものであります。次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

3款1項1目事務費繰入金30万9,000円の増額及び4款1項1目繰越金228万2,000円の増額は、令和5年度決算見込により追加補正するものであります。

5款2項1目保険料還付金17万円の増額は、保険料の過年度更正分について山形県後期高齢者医療広域連合から収納した額を追加補正するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第62号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第62号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第63号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 議第63号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明をいたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、職員の産休に伴う会計年度任用職員の雇用により、報酬等を107万1,000円計上するものでございます。

1款2項1目賦課徴収費は、介護保険料関係通知書の送付対象者が増加したことにより、通信運搬費を13万4,000円追加するものです。

4款3項1目包括的支援事業費は、事業費の精査により、生活支援体制整備委託料を12万円追加をするものでございます。

6款1項1目償還金は、概算交付を受けていた令和5年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金等の精算に伴い、超過して交付された負担金の返還金として2,437万7,000円を追加するものでございます。

6款2項1目一般会計繰出金は、令和5年度の決算に基づき、超過して繰入れされた町負担分を精算するため196万円を追加をいたしました。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、3ページをお開きください。

3款国庫支出金及び5款県支出金は、歳出の地域支援事業費の補助対象事業費の追加により、特定財源をそれぞれ追加をするものでございます。

7款繰入金は、歳出の地域支援事業費及び一般管理費等の追加により、1項3目地域支援

事業繰入金を2万3,000円追加し、5目その他一般会計繰入金を120万5,000円追加をするものでございます。

最後に、8款1項1目繰越金は、返還金等の追加に伴い不足する財源を補うために、前年度繰越金を2,636万5,000円追加をいたしました。

内容は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第63号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第63号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第64号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第64号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算のほうからご説明いたしますので、3ページの下段のほうをご覧ください。

1款1項1目宅地造成費は、藤田地区に整備を予定しております住宅団地の測量設計費に

ついて、当初予算では整地及び道路設計を行うための予算を計上し事業を進めておりますけれども、これに加えて、上下水道の設計も一体的に行うための費用として600万円を増額するほか、国の百目木地区堤防整備により堤防と県道の天童大江線の間にくぼ地が生じることから、そうした土地を県道と同程度の高さまで盛土することを計画しております。この一部について、堤防用地として買収される作業場などの代替地として整備するための物件補償費について、令和6年度基準においての算定が固まったことに伴いまして1,030万円を増額するものでございます。

このほか、昨年度借入れを行った地域開発事業債の借入条件の実績に基づき長期債利子を197万3,000円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明をいたします。3ページ上段になります。

3款1項1目一般会計繰入金1,381万4,000円の追加は、百目木地区堤防整備に係る代替地物件補償費の増などに伴うものであり、4款1項1目繰越金は、前年度の決算に伴い前年度繰越金を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第64号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第64号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第65号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第65号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算の明細書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出のほうからご説明をさせていただきます。

1款1項1目の管渠費及び2目の処理場費、ちょっと次のページになります、10ページの2款1項1目の管渠費、それと2目の処理場費、そちらのほうのそれぞれに光熱水費と動力費の補正がございますが、当初予算において電気料に動力費を含めて計上していたことから、今回の補正の中で光熱水費から動力費相当額を減額するとともに、新たに動力費を予算化するものでございます。

ちょっと9ページのほうに戻っていただきまして、1款1項2目処理場費の1節備用品費、こちらについては、浄化センターの消火器更新のため事業用消耗品代を13万3,000円追加し、7節修繕費は、浄化センターの躯体補修に伴い46万2,000円を追加するものでございます。

1款1項3目総係費は、今年4月の人事異動に伴い、職員の給与、手当等を調整するため追加するものでございます。

10ページをお開きください。

2款1項2目処理場費の1節備用品費は、深沢伏熊地区農業集落排水処理施設の消火器更新のため、事業用消耗品代を2万円追加するものでございます。

9ページ上段の収益的収入につきましては、支出の補正に伴いまして、1款2項2目及び2款2項2目の他会計補助金として一般会計補助金をそれぞれ529万1,000円及び13万円を追加するものでございます。

次に、11ページの資本的収入及び支出について、支出からご説明をさせていただきます。

1款1項1目管渠建設改良費の1節委託料は、当初予定をしておりました百目木及び鹿子沢地区の堤防整備に関連する下水道管渠整備設計業務について、内水対策事業の進捗状況から今年度の実施が困難となったため、4,400万円を減額するものでございます。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債は百目木、鹿子沢地区の下水道管渠設計委託料に係る企業債4,400万円を減額するものでございます。

1 款 3 項 1 目負担金及び分担金の 1 節受益者負担金は、今年度分の収入見込により 18 万円を追加するものです。

なお、今回の補正により資金的収入が資金的支出に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額、引継金、当年度損益勘定留保資金、それと当年度利益剰余金処分額で補填させていただくものでございます。

詳細説明については、以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第65号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第65号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第66号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第66号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、6ページのほうをお開きください。

収益的収入及び支出の支出からご説明をさせていただきます。

1 款 1 項 4 目総係費は、今年 4 月の人事異動に伴い職員の給与、手当等を調整するため追加するものでございます。

収益的収入につきましては、1 款 2 項 3 目他会計補助金、こちらについては、支出の補正に伴い一般会計補助金を 33 万円増額するものでございます。

次に、7 ページの資本的収入及び支出について、支出からご説明をいたします。

1 款 1 項 1 目増設改良費の 1 節工事請負費は、当初予算において実施している町道堂屋敷塩野平線配水管布設工事について、既設の配水管まで残りの延長が僅かであります。このことから、今年度中の接続を行うための工事費用の追加のほか、徳沢配水池の濁度計修繕及び消火栓更新工事費用など 1,390 万円を追加するものでございます。

2 節委託料は、当初予定をしておりました百目木地区配水管設計業務が、堤防整備事業の進捗状況から今年度の実施が困難となったため、1,100 万円を減額するものでございます。

資本的収入につきましては、1 款 1 項 1 目企業債は、町道堂屋敷塩野平線配水管布設工事に係る企業債を追加するほか、百目木地区配水管設計委託料に係る企業債を減額し、合わせて 300 万円を減額するものでございます。

1 款 3 項 1 目負担金につきましては、消火栓更新工事負担金として 310 万円を追加するものです。

なお、今回の補正により資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填をさせていただくものでございます。

詳細説明については、以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第 66 号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第 66 号 令和 6 年度大江町水道事業会計補正予算（第 1 号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、決算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第67号から議第74号までの令和5年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について、計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、令和5年度の決算認定に係る議案8件は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において、本日午後1時10分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時02分

令和6年第3回大江町議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和6年9月12日（木）午前10時30分開議

日程第 1 決算特別委員会報告

日程第 2 議第67号 令和5年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議第68号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議第69号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議第70号 令和5年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議第71号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議第72号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議第73号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議第74号 令和5年度大江町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

1 番	菊 地 英 幸 君	2 番	廣 野 秀 樹 君
3 番	大 沼 清 人 君	4 番	菊 地 邦 弘 君
5 番	藤 野 広 美 君	6 番	櫻 井 和 彦 君
7 番	安 食 幸 治 君	8 番	関 野 幸 一 君
9 番	伊 藤 慎一郎 君	10 番	土 田 勵 一 君
11 番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長 代 理	高 瀬 こずえ 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時30分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発言の訂正について

○議長（宇津江雅人君） 初めに、発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

3番、大沼議員。

○3番（大沼清人君） 先ほどの水道会計の質問におきまして、私が不用意に一企業の、特定の企業の社名を出してしまいました。これは、この場にはふさわしくないと私も感じておりますので、議事録から削除ないし録画から削除していただくようによろしく願いいたします。

お手数ですが、よろしくどうぞ。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の議会を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎決算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、決算特別委員会報告です。

議第67号から議第74号までの令和5年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件の議案に関して、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

7番、安食幸治君。

○決算特別委員会委員長（安食幸治君） それでは、決算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議第67号から議第74号までの令和5年度大江町一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算及び水道事業会計の決算について、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

令和6年9月12日、決算特別委員会委員長、安食幸治。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでした。

◎議第67号～議第74号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第67号から日程第9、議第74号までの令和5年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件に関する決算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定するというものであります。

決算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第67号から議第74号までの決算認定8件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

それでは、一括して採決することに決定しました。

令和５年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計８件について、これを委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、議第67号から議第74号までの決算認定８件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和６年第３回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１０時３６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 11 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 伊 藤 慎一郎

署 名 議 員 関 野 幸 一